



ロシア共和国憲法と新連邦条約案の展開

森下, 敏男

(Citation)

神戸法学年報, 7:89-238

(Issue Date)

1991

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005125>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005125>



ロシア共和国憲法と新連邦条約案の展開

森 下 敏 男

第1章 ロシア共和国憲法の展開

第1節 ロシア共和国憲法改正の経過

第2節 ロシア共和国大統領制の導入

第3節 ソ連邦とロシア共和国の憲法の比較

第4節 地方自治の問題状況

第2章 新連邦条約・クーデター・暫定権力

第1節 新連邦条約の行方

第2節 クーデターの法律学

第3節 暫定権力の成立

付1 ロシア共和国憲法

付2 新連邦条約案（第3次・第4次）

付3 新連邦条約草案の比較表

付4 非常事態法制

付5 ソ連邦・ロシア共和国の国家組織図

付6 1991年9月5日ソ連邦人民代議員大会決定

これまで筆者は、バレストロイカ運動のもとのソ連邦の国家構造の転換過程について追跡してきたが、ロシア共和国のそれについては等閑に付してきた。しかし90年5月にエリツィン氏を中心としたロシア共和国の新指導部が誕生して以来、主権宣言を初めとしてソ連邦からの自立の動きが急となり、連邦とロ

シア共和国政府の二重権力状態が現出していた。91年6月にエリツィン氏が、直接選挙によってロシア共和国の大統領に選出されたことはこの傾向に拍車をかけた。

さらに91年8月の反ロシア共和国的性格の強いクーデターの失敗によって、ロシア共和国はソ連邦に代って歴史の主役の地位に躍り出た。すでに90年11月、ロシア共和国では新憲法の草案が発表されていたが、クーデター後の新しい状況のもとで新憲法案の審議も進んでいる。91年11月24日には、新憲法の人民投票も予定されていた。すでに手遅れの感もあるが、ここではロシア共和国の国制についての認識を深める手掛りの一つとして、ロシア共和国憲法の現状を明らかにしておきたい。同時にクーデターの前後の時期をめぐる憲法上の諸問題についても整理しておきたい。

第1章 ロシア共和国憲法の展開

現行のロシア共和国憲法（以下ロシア憲法と略称することがある）は、1977年のソ連憲法の制定を受けて、その翌年1978年に制定された。ロシア憲法は、ロシア共和国固有の内容を含んでいるとはいえ、その基本精神や国家の組織原則はソ連憲法と同じであり、従来はあまり注目されることはなかった。法治国家原則が否定されていた従来のソ連では、ソ連憲法も実効性をもってはいなかったが、共産党中央による官僚主義的支配体制のもとでロシア憲法はいっそう有名無実化していた。ロシア憲法はこれまで邦訳もなかったと思うが、ロシア語の最新版の正文も見当らない。本稿は、ペレストロイカ以後の改正点を複雑なジグソーパズルを解くように書き替えていったのであるが、最近ソ連の情報は完璧ではなく（日本に届く官報その他に欠落がある等）、思わぬミスがあるのではないかと恐れている。

第1節 ロシア共和国憲法改正の経過

(1) 改正の概要

ソ連憲法は、ペレストロイカのもとで、次の4回の改正を経て今日に至っている。

- ① 88年12月—議会制度の導入。選挙制度を民主化し、人民代議員大会・最高会議という議会風の機関を創設した。
 - ② 89年12月—①の改正の部分的手直し。憲法監督委員会の創設、選挙における団体代表制の廃止など。
 - ③ 90年3月—大統領制の導入、共産党の指導性原則の廃止、所有制度の改革。議会に続いて大統領制を採用し、権力分立型の国家権力を創り上げた。
 - ④ 90年12月—大統領制の修正。③では大統領は立法府と執行府の調整機関のようになっていたが、それを執行府の長に改め、閣僚会議を大統領支配下の内閣に改編した。これに対してロシア共和国の憲法改正も次の4つの段階を経て現在に至っている。
- ① 89年10月—ソ連邦の①に対応する。連邦に1年遅れて選挙の民主化、議会制度の導入などを行った。
 - ② 90年6月—ソ連邦の③の一部に対応。共産党の指導性原則の廃止。
 - ③ 90年12月—ソ連邦の③の一部に対応その他。所有制度の改革、司法制度の改革等。前文の書き替え。
 - ④ 91年5月—ソ連邦の③の一部に対応その他。大統領制の導入等。ロシア共和国は、閣僚会議を内閣に改編してはいないが、その大統領制は、連邦の方の③の段階のものではなく、④の段階のものに近い。

以上のように、表面上はロシア共和国も連邦に倣って憲法を改正してきたようにみえる。特にロシア共和国の①の段階は、まだロシアと連邦が一体であった時期のものである。しかし、この①の改正に基づく新選挙により、90年5月には新しいロシア共和国の議会が構成され、以来連邦との対立姿勢を強めてい

くことになる。憲法の条文の上にもそれは反映していくことになるのである。その過程をもう少し詳しく説明すれば次のようである。

(2) 89年10月の改正

88年夏の第19回共産党協議会の決定した路線に従い、88年12月にソ連憲法が改正されたが、この時点のロシア共和国憲法の改正は、その路線に完全に一致するものであった。

① 第10章「人民代議員会議のシステムおよび活動の諸原則」が全面改正された。主たる改正点は、連邦にならってロシア共和国と自治共和国に人民代議員大会を設置し、そこから最高会議議員を互選することにしたことである。つまり二重の立法機関である。しかし実際には自治共和国には大会は設置されなかった。また州・市・地区などの地方ソビエト（人民代議員会議）にもその指導機関として幹部会を設置してソビエトを強化し（それまで地方のソビエトは中央以上に有名無実の存在だった）、連邦と同じくロシア共和国および自治共和国の最高会議に議長ポストを新設した（それ以前は最高会議幹部会議長）。地方ソビエトにも議長職を新設した（それ以前はソビエトの執行委員会の議長のみ）。これは当時連邦に最高会議議長職（大統領に選出される前のゴルバチョフ氏が就任していた）が新設されていたことに対応していた。ソビエトの選出・任命する公務員の任期を2期10年に制限したのも新しい点であった。

② 第11章「選挙システム」も全面改正された。連邦の選挙制度改正と同じように、複数候補者制を明記した（従来もたてまえ上は複数候補者制であったが）のが最大の改正点である。

③ 第13章は、表題が「ロシア共和国最高会議」から「ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議」に変わり、内容的にも89年改正の中心点であった。その基本精神は88年改正の連邦憲法の場合と同じである。最高国家権力機関が最高会議から大会に移行し、後者は前者の常設機関とされた。

最高会議の権限のうち重要なものが大会に移り、最高会議幹部会の権限の重要なものが最高会議に移った。幹部会の機能は縮小した。かつてのソ連で歴史的にみられた「大会」から「中央執行委員会」を経て「幹部会」へという「権力代行」の現象を逆転させているわけである。連邦と同じように最高会議議長ポストが新設され、それは「最高公職者」と規定された。それは議会の長の範囲を超えて、外交権・条約締結権、首相等の人事権を有しており、大統領的性格をもつとみなされていた。

- ④ その他89年の改正では、連邦に倣って憲法監督委員会の設置が決定され、また連邦の憲法改正や新裁判所構成基本法に従って、裁判官の任期が変更（5年から10年へ）され、その選出機関が一段階上級のソビエトへと変った（州裁判官の選出権が州ソビエトから共和国最高会議に移った等）。自治共和国の章も、人民代議員大会を設置することが可能とされていたのでそのように改正された。また末端のソビエトを除き地方のソビエトにも幹部会を設置することになったので、地方機関の章も部分改正された。

(3) 90年6月・12月の改正

90年6月には、90年3月の連邦憲法の改正で共産党の指導性原則が否定されたのに対応して、ロシア共和国憲法でも同様の改正が行われた。

90年12月には、次のようになり大幅な改正がなされた。

- ① 憲法前文が全面改正された。元の前文はやや長く、イデオロギー色が濃厚であった。レーニンを指導者とする共産党による十月革命の成果を誇示し、共産党の指導のもとに発達した社会主義社会が建設され、勤労者の真の自由が達成されたこと、科学的共産主義の理念に導かれて、共産主義建設に向けて全民族を統合していくことなどが宣言されていた。改正された前文は簡潔であり、イデオロギー色はなくなり、ロシアの主権と民主的法治国家の建設を宣言したものになった。
- ② 第1編第1章「政治システム」が改正され、ロシア共和国を「全人民国家」

とする表現が削除され、代って「主権国家」の語が挿入された(第1条)。「ソ連邦」と「ロシア共和国」の語を列挙する場合、その順序が入れ代り、ロシア共和国が先に置かれるようになった(第4条)。

- ③ 第1編第2章「経済システム」は、所有制度のかなり本質的な改正が行われた。旧規定は「社会主義的所有」を経済システムの基礎と規定し、その優越性を定めていたが、新規定は種々の所有形態の平等性を定めた(第10条)。次に国家的所有の主体について、旧規定はなにも定めていないが、新規定は、ソ連邦に譲渡したものを除いてそれがロシア共和国の所有であることを明記した(第11条の1)。また旧規定は、土地・天然資源などを国有としていたが、新規定は「人民の財産」と抽象的に規定するにとどめ、その所有形態は今後人民代議員大会か人民投票で決定されるとした(第10条)。他方で同時期の土地改革法の展開に対応して、農家による土地所有や相続可能終身占有権の制度も定めている。ただし土地の売却は取得後10年間は許されず、しかもその相手は国家だけであるとしている(第12条)。

個人的所有は市民所有の語に変わった。その対象も旧規定では原則として勤労所有に限られ、不労所得は許されなかったが、そのような制限は削除された(第13条)。旧規定は「搾取から自由な労働」や、「各人は能力に応じて、各人へは労働に応じて」という社会主義の原則、「労働を生活の第一の欲求へと転換させる」といった目標を掲げていた。それは労働力の計画的配置を意味し、職業選択の自由、営業の自由の否定を意味していた。新規定は、労働者による自らの労働力の自由な処分権について規定している。「雇用」の語も復活した。マルクスの言う「二重の意味で自由な労働者」の容認である(14条)。その他新規定では、市場メカニズムの発展、独占の禁止などについても簡単に規定している(第17条)。

- ④ 憲法第2編の基本権に関しては、次のような改正がなされた。まず従来のソ連には市民権の剝奪という制度があり、またソ連国籍の自由な離脱権は認

められていなかった。しかしこの改正により、ロシア共和国憲法は国籍剥奪制度を廃止し、市民の国籍変更権を承認した（第31条）。次に旧規定では、言論の自由などの市民的自由を認める条項に、「共産主義建設の目的にしたがい」とか、「社会主義体制を強化・発展させる目的で」といった条件がついていたが、それらが削除された（第45条、第48条、第49条）。

信教の自由の規定も変わった。旧規定は「良心の自由」を認め、「信教の自由」はそのなかに含まれるかたちになってはいたが、しかし後者を正面から認めるものにはなっていなかった。つまり「良心の自由」は、むしろ宗教的蒙昧からの精神の解放という意味が強く、「無神論の宣伝」を認めながらも宗教宣伝の自由は認めず、単に宗教的儀式を行う権利を認めるにすぎなかった。しかし新規定では、「信教の自由」は「良心の自由」と並列されており、宗教宣伝の自由も明記された（第50条）。

また旧規定は「社会主義財産擁護義務」を定め、社会主義財産の窃取・浪費との闘いを義務づけていたが、新規定では、単に、所有侵害者は処罰されるという表現に変わった。これはむしろ「私的所有の不可侵性」という近代市民憲法の精神に近いものである。

- ⑤ 憲法第3編の民族的國家構造については次のような改正が行われた。従来自治州は「道」の構成部分であったが、改正により、「道」を跳び越して直接ロシア共和国の構成部分になった（第71条、第82条）。また自治区は「道」または「州」の構成部分であったが、改正により、道・州から離脱することが可能になった（第71条、第83条）。ソ連邦の法律はロシア共和国でも効力を有するが、改正により、「ロシア共和国がソ連邦に譲渡した権限の範囲内で採択された」法令のみが有効という限定が付けられた。さらにロシア共和国の主権的権利を侵害するソ連邦の法令の効力を、ロシア共和国は停止しうることを定めた（第76条）。
- ⑥ 第4編以下の中央國家機構については、次のような改正がなされた。人民

統制機関について規定されていた第88条は削除された。憲法監督委員会についての詳細な規定も削除され、代って憲法裁判所に関する簡単な規定がおかれた。その詳細は法律の規定に委ねることになった(第119条)。

- ⑦ 第8編の経済計画・財政については、ロシア共和国の経済計画・財政がソ連邦のその一部であるとする趣旨の規定が削除された(第154条、第158条、第161条)。
- ⑧ 第9編第22章の検察庁に関する規定は大きく変った。旧規定では、ロシア共和国検事、自治共和国検事、道検事、州検事、自治州検事はソ連邦検事総長が任命し、自治区、地区、市の検事はロシア共和国検事が任命しソ連邦検事総長が承認することになっていた。連邦の検事総長を頂点とする集権的体制をとっていたのである。しかし改正により、ロシア共和国にも検事総長のポストが新設され、その人事権はロシア共和国の議会が握った。旧自治共和国以下のレベルの検事については、主としてロシア共和国検事総長が人事権を握り、連邦検察庁は関与できないことになっている(第177条)。検察監督の機能も、旧規定のように連邦検事総長ではなく、ロシア共和国検事総長の命令に従って行われる(第176条)。ただロシア共和国が連邦に委譲した範囲内での連邦法の執行の監督については、連邦の検察庁とも協力することになっている(第179条)。

91年の大統領制の導入については項を改めることにする。

第2節 ロシア共和国大統領制の導入

1990年3月、ソ連邦が大統領制を導入して以来、各加盟共和国は、連邦と対抗して自らの立場を強化するため、連邦に倣う例が増えていた。ロシア共和国でもエリツィン擁護グループは早くから大統領制の採用を要求していたが、保守派はそれに反対していた。

91年3月17日の連邦制維持に関する人民投票に際して、ロシア共和国では、

大統領制導入の是非を問う人民投票も行った。設問は、「あなたは普通選挙で選ばれるロシア共和国大統領のポストの導入を必要と認めますか」というものであった。連邦制維持に関する人民投票の方も、バルト三国等6つの共和国では正式には実施されなかったが、ロシア共和国の大統領制に関する人民投票も、北オセチア、タタール、トゥワ、チェチェノ・イングーシの4つの旧自治共和国では実施されなかった。これら4共和国の指導部は、後の91年8月のクーデターに際しても、クーデターに好意的反応を示している。ともかく投票の結果、大統領制の導入に賛成したのは投票者の69.85%であった。ロシア共和国内で連邦制維持に賛成したのが71.34%であったのと比較して、ほとんど同率であるが、予想よりも低い賛成率だったという気がする。⁽¹⁾

ところで、ロシア共和国の人民投票法によれば、憲法改正に関わる問題についての人民投票については、投票者ではなく有権者の過半数の賛成投票がなければ採択されたとみなされない。大統領制の導入は当然憲法の改正である。エリツィンも人民投票の直前にはそう説明していた。⁽²⁾ところが3月18日、ロシア共和国最高会議幹部会は、3月17日の人民投票は単純過半数の賛成で採択されたとみなすという決定を行った。この時点ではまだ集計結果がでておらず、場合によっては対有権者比で賛成が過半数を割る可能性があったからである。これはまったく違法で卑怯な決定というほかない。結果的には先の賛成投票は、対有権者比では53.82%になり、辛うじて過半数を超えた。もし過半数を割っていたら面倒なことになったろう。

しかしいずれにしろこのような人民投票は世論調査の意味しかもたず、投票結果によって直ちに新制度が確立されるわけではない。投票結果がそのまま法律になる場合は、大統領制の詳細が条文のかたちで提起されていなければならない。今回の人民投票はただ大統領制の是非を問うただけで、その制度の内容

(1) См. <Известия (以下<И>と略す)>, 26 марта 1991г.

(2) См. <Советская Россия> (以下<СР>と略す)>, 20 марта 1991г.

については何も説明されていなかったのである。投票の結果を参考にして、人民代議員大会が最終的に決定することになる。

ロシア共和国の人民代議員大会は3月28日に招集された。もともとこの大会は保守派が要請したものであり、エリツィンを最高会議議長職から解任することを狙ったものであった。90年末以来の保守化の波に乗って、2月21日、ロシア共和国最高会議副議長ガリャチュエフ、イサーエフ、両院の議長・副議長等6人の保守派の幹部会メンバー（6人組としばしば呼ばれた）がエリツィン批判の声明を発していた。それに反対するハズブラートフ第一副議長ら11人の改革派の幹部会メンバーの声明も発表されていた（幹部会メンバーは⁽³⁾34人）。改革派は、逆にこの機を利用して大統領制を導入しようと計画していたのである。大会は、パブロフ首相の集会禁止措置を無視して集まった数十万人の集会で首都モスクワが騒然となる雰囲気のもとで開かれた。大会はこの期の改革の決戦の場となっていたのである。

3月29日の大会では、議事日程を決定したが、大統領制導入の問題を議題に含めるという提案は456対447で否決された（賛成が反対を上回っているが、総代議員の過半数に達しなかった）。改革派側は、人民投票の結果を無視して大統領制導入に反対するなら大会を解散することもできるとか、人民投票で直接に大統領制導入を決定できるといった議論を展開して、再度この問題を議事日程にのせることを要求したが、4月1日の投票でも敗れた⁽⁴⁾。4月3日、エリツィン議長の報告に基づく大会決定のなかには、5月末から6月初めにかけて大統領選挙を行うよう条件を整備するという項目があったが、投票の結果その部分は削除された⁽⁵⁾。保守派は、大統領制導入はエリツィンの政治的野心を満足さ

(3) См. <СР>, 26 февраля 1991г.; <Аргументы и Факты>, 1991г., № 9.; <И>, 21 января 1991г.

(4) См. <Груд> (以下<Т>と略す), 2 апреля 1991г.

(5) См. <И>, 4 апреля 1991г.

せるためのものであり、ロシアに命令的・行政的権力を樹立せんとするものと批判したが、当初はこのような主張が多数の支持を得ていたのである。

しかし他方でエリツィン議長の不信任案も圧倒的多数で否定された。ルツコイをリーダーとする「民主主義のための共産主義者」グループがエリツィン支持に回ったことは局面を大きく変えた。大会では、4月4日、「ロシア共和国の最高国家権力機関の間の権限の再配分に関する決定」案が提案された。これは保守派にとっては不意討であった。危機克服策と大会決定を実施に移すために、国家機関の権限に変更を加えるという口実のもとに、実は大統領制の導入を行うという狡いやり方であり、大統領制導入問題は審議しないという一度なされた決定を裏口から反故にするものであった。この決定は、危機克服策をとるよう関係機関に指示するとともに、緊急手段として大会の権限に属す諸問題について最高会議に立法権を与え、最高会議議長（エリツィン）や首相にも法律の範囲内で処分を発する権利を与えた。それが決定の主要な内容であったが、決定の最後の方には、二つの短い文章がおかれていた。1つは5月21日に次の人民代議員大会を招集すること、他は6月12日に大統領選挙を行うという内容であった。⁽⁶⁾

この決定は、法的にはその有効性が疑われる。大統領制はまだ導入されておらず、その問題を審議すること自体否定されたというのに、危機克服のための権限の再配分という別の決定のなかに、まだ導入されてもいない大統領選挙の日程だけをさりげなく挿入するというインチキじみたやり方がまかり通ったのである。大会最終日の4月5日、この決定は、賛成：反対：保留が607：228：100で可決された。⁽⁷⁾しかし別の意味でもこの決定は無効である。大統領の項目を度外視するとしても、この決定は大会の一部権限を最高会議に移す等、事実上憲法の改正を含んでいるから、その決定には代議員総数1,068人（ただし欠

(6) См. <СР>, 6 апреля 1991г.; <Т>, 5 апреля 1991г.

(7) См. <И>, 6 апреля 1991г.; <СР>, 6 апреля 1991г.

員を除く)の3分の2の多数が必要である。しかし先の賛成票はそれに達していないのである。この決定は勢いに乗った改革派の悪乗りという以外にない。しかしともかくこのようにして大統領制の導入は既成事実となっていった。

4月18日には大統領制導入に伴う憲法改正草案が発表された(以下草案と呼ぶ)。4月24日、最高会議は「ロシア共和国大統領法」(以下最高会議決定と呼ぶ)と「ロシア共和国大統領選挙法」を採択した。もっとも前者は憲法の改正に相当するから、人民代議員大会で正式に決定することが必要である。しかしこの時点で事実上選挙運動が開始され、5月12日から公式に立候補の受付が開始された。大統領制導入が正式には決まっていない段階で選挙が始まるという奇妙なことになった。憲法改正前に始まったこのような選挙は無効というわけではない。

5月18日に立候補の受付は締め切られたが、エリツィンの他に、ルイシコフ、バカーチン、トゥレーエフ、マカシヨフ、ジリノフスキーの6人が、それぞれの副大統領候補とともに、候補者として登録された。立候補には有権者10万人以上の推薦署名が必要であったが、エリツィンは約56万人、ルイシコフは約282万人の署名を集めた。自由民主党の党首ジリノフスキーは必要な署名を集められなかったため、5月22日の人民代議員大会で候補者として承認してもらう(代議員の20%すなわち213人の支持が必要)という手続が必要だった。彼は477票を集めて候補者として承認された。各候補者には選挙運動費として20万ルーブル(労働者の平均賃金の67年分)⁽⁸⁾が支給された。⁽⁹⁾

5月21日、予定どおり人民代議員大会が開かれた。もし大統領制導入の憲法改正が承認されないと、すでに動きだしている選挙運動は無効になり、法的には面倒な状態になる。最高会議立法委員長シャフライは、例え憲法改正に失敗しても、大統領制導入は人民投票で支持されたのであるから、選挙はそのまま

(8) См. <СР>, 23 и 24 мая 1991г.

(9) См. <И>, 15 и 21 мая 1991г.

実施されると言明している⁽¹⁰⁾。ともかく5月24日、結果として憲法改正は承認され、大統領制の採用が正式に決まった（以下大会決定と呼ぶ）。保守派も、大統領制の導入自体にはもはや抗しきれないと考え、選挙の日程を何カ月か遅らせることに力を集中したが、それも失敗に終わった。大統領選挙は予定どおり6月12日に実施され、エリツィン候補が投票者の57.3%の支持を集めて大統領に選出された。6月27日には「ロシア共和国大統領職導入法」が制定され、新しい体制への移行手続を定め、またロシア共和国大統領の俸給を月額4千ルーブル、副大統領を3千2百ルーブルとする決定も採択した⁽¹¹⁾。ソ連邦大統領の俸給も4千ルーブルであるから、ロシア共和国の方もそれに負けないように定めたのであろう（当時労働者の平均賃金は約340ルーブル）。

7月10日、人民代議員大会が開かれ、エリツィンが宣誓を行い、正式に大統領に就任した。ロシア史上初の選挙で選ばれたリーダーとなった。彼は「偉大なロシアは立ち上がろうとしている」と発言したが、そこには何か復古調を思わせるものがあった。宣誓に続いてロシア正教の総主教アレクシー・2世が祝辞を述べたのも、やや異様な感じである。彼は70年間にわたって強制国家のもとで精神構造と内面世界が破壊されてきたことを批判し、相互理解・愛・寛容を説いている⁽¹²⁾。これまで宗教と政治の分離が強調されてきたことの反動かもしれないが、帝政時代のように両者が癒着する危険性もある。

さて大統領制導入に関する憲法改正の草案と最高会議決定、大会決定の間に根本的な相違はない。しかし草案は連邦の大統領制に非常に近いが、後二者は多少違いがあり、ロシアの独自性をうちだしている。その相違点を概観しておこう。

まず草案では大統領はロシア共和国の「元首」とされていたが、最高会議決

(10) См. <И>, 22, мая 1991г.

(11) См. <СР>, 29 июня 1991г.

(12) См. <СР>, 11 июля 1991г.

定以後は「最高公職者」に改められた。大統領の権威をやや低めるための修正である。原案では大統領の選挙手続がやや複雑だった。当選には有権者（投票者ではなく）の過半数の支持が必要であるほか、自治共和国・自治州・自治区の過半数と、道・州の過半数でそれぞれ有権者の過半数の支持が必要であった。全体として過半数の支持に得ても、過半数の自治構成体で勝利していなければ当選できないのである。少数民族に一種の拒否権を与えたような感じである。しかし最高会議決定以後この規定は削除され、選挙手続は別の特別法で定めることになった。

最高会議決定では、大統領はその任期中、「政党および社会団体のメンバーであることを停止する」という条項があった。この問題は政党活動の自由をめぐる大問題の一部であり、以前からエリツィン派と他のグループの間で争われていた。大会の最終決定では結局この条項は削除された。大統領と他の職務との兼任禁止規定は最高会議決定で導入され、そのまま維持された。

大統領の職務については、大統領の報告を要求する大会の権利が最高会議決定以後追加された。首相の人事は、草案では、大統領が連邦評議会の同意を得て最高会議に提案し、最高会議が任命することになっていたが、最高会議決定以降は、最高会議の同意を得て大統領が任命することになった。他の大臣については、原案では、首相の提案に基づいて大統領が任命し、最高会議の承認を求めることになっていた。しかし最高会議決定以降は、最高会議の承認の部分が削除された。草案では、大統領には、ロシア共和国の憲法裁判所長官、最高裁判所長官、最高仲裁裁判所長官および検事総長の提案権（最高会議に対して）が与えられていたが、最高会議決定以降削除された。

最高会議決定以降、大統領は閣僚会議を指導すること、安全評議会の長となること、国家・社会の安全保障のための手段をとること、非常事態を宣言すること等の規定が追加され、これらの点で大統領の権限が強化された。他方で、大統領は大会や最高会議を解散したり活動を停止させる権限がないこと、大統

領権限を民族的國家構造の変更のために利用してはならないことなどが明記され、大統領権限濫用の危険性に対する歯止めがかけられた。

草案では、ロシア共和国の憲法や法律に違反する大統領令は、ロシア共和国憲法裁判所の結論に基づいて大会が破棄できることになっていた。最高会議決定では、大会だけでなく、最高会議も破棄できることに改められた。さらに大会決定によれば、最高会議の権限は基本的に同じだが、大会の方は無条件で（違憲・違法の判断や、憲法裁判所の結論と関係なく）大統領の命令・処分を破棄できることになった。また最高会議決定では、大統領は、ロシア共和国の憲法・法律に違反する執行権力機関（連邦の機関を想定しているはずである）の決定を停止できると定めていたが、この権限は大会決定でも維持された。

草案では副大統領の制度はなく、大統領が欠けたり執務不可能になった場合にその職務を代行するのはまず最高会議議長、次いで首相とされていたが、最高会議決定以降、副大統領職が設けられた。また草案では、連邦にならって連邦評議会なる機関の設置が予定され（自治構成体、道・州、モスクワ市・レニングラード市のソビエト議長がメンバー）、それにかなり重要な権限が与えられていたが、後に削除された。

第3節 ソ連憲法とロシア共和国憲法の比較

91年8月のクーデターの失敗後、連邦の国家権力機構は再び改編され、新連邦条約の調印までの一時的機構として暫定権力機関が設置された。ここでは、連邦とロシアの権力機関が一応対応関係にあったクーデター以前の時期の簡単な比較を行う。

(1) 基本原則

① 憲法前文。ロシア憲法が脱イデオロギー的な簡潔なものに改められたのに対して、ソ連憲法の方はほとんどが77年の制定のまま（共産党の指導性に関する表現などは削除された）であり、共産主義建設を目標として掲げるなど、

伝統的なイデオロギーが濃厚に残っている。

② 政治システム。憲法第1編第1章の政治システムについては、共産党の指導性原則に関する規定が削除された点で双方の憲法は共通している（ともに第6条）。しかしロシア憲法が、結社の種類を列記するに際して「政党、労働組合…」という表現をとっているのに対して、ソ連憲法は、「ソ連邦共産党、その他の政党、労働組合…」となっており、連邦の方はなおも共産党を他の政党から区別して特別扱いしている。

③ 経済システム。第2章の所有権については、多様な所有形態を認め、市民所有概念によって事実上私的所有の承認に近づいている点共通している（さらに90年12月のロシア所有法は私的所有概念の承認にまで至っている）が、ロシア憲法の方には集団的所有の規定はない。また連邦憲法は土地所有について簡単な規定しかなく、その個人による所有を認めていないが、ロシア憲法は微妙である。ここで詳述する余裕はないが、90年11～12月のロシア土地改革法をめぐる激しい攻防で紆余曲折があったが、その妥協的帰結が憲法にも反映している。つまり土地の個人による所有の可能性を認めたくえで、しかし売却先は国家に限られる等の条件が付いている（第12条）。

またロシア憲法は、雇用労働を認め（第14条）、市場経済への移行に関する条項もとりいれた（第17条）。

④ 防衛。第4章の防衛に関して、改正前のロシア憲法は、防衛義務についてはソ連邦の法律が定めるとしていたが、90年12月の改正で、「ソ連邦およびロシア共和国の法律」に改められた（第30条）。

(2)市民の権利・義務

憲法第2編の基本権の規定については、もともと連邦とロシアの憲法はほとんど同一の内容であった。ベレストロイカのもとでもあまり改正されていない（現実には市民的自由は大いに拡大したが、憲法が現実には後れをとっている）が、ロシア憲法の方がやや改正が先行しているため、若干の違いが生じている。

① 国籍。ロシア憲法は、ソ連憲法と違い、市民権剝奪の制度を否定し、国籍変更の権利も規定している（第31条）。

② 学問・芸術の自由について、ソ連憲法は「共産主義建設の目的に従い」といった条件をつけている（第47条）が、ロシア憲法はそのような表現を削除した（第45条）。言論・出版・集会・デモ行進などの自由についても、連邦憲法は「人民の利益に従い、社会主義体制を強化し発展させる目的で」という条件を残している（第50条）が、ロシア憲法は削除した（第48条）。結社の自由については、連邦憲法もロシア憲法もともに「共産主義建設の目的で」という条件を削除している。信仰の自由については、連邦憲法は宗教儀礼を行う権利は認めても宗教宣伝の自由は認めない表現のままになっている（第52条）が、ロシア憲法は宗教宣伝の自由も認めた（第50条）。ソ連憲法は社会主義財産尊重義務を定めている（第61条）が、ロシア憲法は単に「所有」を尊重する義務に改めている。

(3)民族的國家構造

憲法第3編の民族的國家構造の諸規定（連邦と加盟共和国、自治共和国、自治州、自治区の関係等）は、当然ながら、もともと両憲法の内容は異なっていた。またベレストロイカのもとでも変化は少ない。

① ロシア憲法は、連邦からの脱退権（第69条）、ロシア領土の変更の同意権（第70条）、外交権（第75条）などを定めているが、それは連邦憲法と矛盾しない。

② 連邦憲法は連邦法優位の原則を定めており（第74条）、ロシア憲法の旧規定は、それに対応して「ソ連邦の法律はロシア共和国の領土上で強制力を有する」と規定していた。しかし90年12月の改正で、ロシア憲法は、ロシア共和国で直接効力を有するのはソ連邦へ譲渡された権限の範囲内で公布された法令だけであると釘をさし、さらにロシア共和国はその主義的諸権利を侵害する連邦法の効力を停止しようとした（第76条）。

③ ロシア憲法は、90年12月の改正で、自治共和国の語を廃し、憲法の該当箇所をすべて「ロシア共和国の構成部分である共和国」に改めた。「自治共和国」の表現が当の自治共和国によって嫌われており、多くの共和国がすでに国名から自治の語を削除しているのである。表現としては自治共和国の方がましだと思うが。次に自治州は、かつてはロシア共和国の構成部分であると同時に「道」に帰属していたが、「道」への帰属は廃止された(第82条)。自治区はかつては「道」または「州」の構成部分とされていたが、ロシア共和国の構成部分に格上げされると同時に、「道」または「州」にも帰属するとされた。

(4) 人民代議員会議制度と選挙制度

① 人民代議員会議(ソビエト)の基本原則を定めた章(連邦憲法第12章、ロシア憲法第10章)は、ともに全面的に改正されたが、両者はほとんど同じ内容である。ロシア憲法の改正も、まだ主権宣言を行う前の段階だから(89年10月)、連邦の改正にそのまま倣ったのである。ロシア憲法はその後(90年12月)人民統制機関に関する規定(第88条)を削除したが、連邦の方も90年12月には連邦統制院という新制度を創ることになり、人民統制制度は廃止されることになった。人民統制制度の無意味さについては筆者もこれまで繰り返し論じてきたとおりである。

② 選挙制度改革(連邦憲法第13章、ロシア憲法第11章)は、両者とも基本的に同じである。複数候補者制、秘密投票制、自由な選挙活動などの原則を定めている。連邦憲法は一旦社会団体代表制(共産党などの団体から別枠で代議員を選出する)を導入したが、非民主的だという批判が強くなり、その後廃止した。ただし共和国がこの制度を採用する余地は残しているが、ロシア共和国もこの制度は採用していない。

③ 人民代議員の地位(連邦憲法第14章、ロシア憲法第12章)については、両者ほとんど同じである。ともに代議員の地位をやや専門職化し、質問権等を強化し、有権者に対する責任を重くしている。

(5) 議会制度

連邦とロシアの人民代議員大会と最高会議を比較してみよう。

① 人民代議員大会の権限。大会はともに最高国家権力機関とされ、連邦またはロシア共和国の管轄に属するすべての問題について決定権を有している。その専管事項として、憲法の制定・改正・民族的國家構造の決定、内政・外交の基本方針の決定などが定められているのも共通である。最高会議と同議長を選出し、最高裁長官、検事総長、最高仲裁裁判所長官を承認し、憲法監督委員会（連邦）または憲法裁判所（ロシア）のメンバーを選出するのも同じである。最高会議が法令の破棄権を有するのも共通している。

違うのは次の点である。ロシアの大会は第一副議長1人と副議長3人を選出すると規定しているが、連邦憲法はそのような条項がなく、第一副議長というポストはない（最初設けられてたが、大統領制の採用に伴って廃止された）。ロシアの大会は首相の承認権があるが、連邦の大会にはない（当初あったが、90年12月の改正で首相が大統領直属となって以来廃止された）。大会は大統領令を破棄しうることをロシア憲法は明記しているが、連邦憲法には規定がない（連邦でも破棄できると解されているが）。

② 大会の構成。連邦の大会は2,250人から成り、地域区、民族区、社会団体から3分の1ずつ選出される。ロシアの大会は、1,068人から成り、うち900人は地域区から、168人は民族区から選出される。ロシアの民族区の場合、16の旧自治共和国から各4人、5の自治州から各2人、10の自治区から各1人、道、州、モスクワ市・レニングラード市から合計84人である。連邦の民族区の方は、ロシア共和国も、その約80分の1の人口しかもたないエストニア共和国も平等の数の代議員を割り当てられており、連邦原則が徹底している。しかしロシア共和国は連邦国家とはいっても、ロシアの中に旧自治共和国などの少数民族自治体があるとして含まれているのであり、平等の構成員によって結成された連邦ではない。そのため代表選出基準も、連邦に比べて少数民族が優先される

割合は低い。

③ 最高会議の選出。大会は最高会議を選出する。連邦の最高会議は連邦院と民族院の二院制である。ロシア共和国は従来は一院制であったが、現在は共和国院と民族院の二院制となった。連邦の最高会議は542人で構成されるが、ロシア共和国のそれは252人である。ロシア共和国の各院は平等の議員数で構成されるが、共和国院は地域区選出代議員から、民族院は民族区選出代議員から選出される。民族区選出の代議員数は少ないから、その多くが最高会議に選出されることになる。連邦もロシア共和国もともにローテーション制度（最高会議議員の入れ替え）を採用している。

④ 最高会議の権限。事実上の議会として連邦とロシア共和国の最高会議の権限は類似しているが、その点は省略し、相違点だけ概観しておこう。まず人事権では、連邦では大臣は大統領が任命するが最高会議の事前の同意が必要である。しかしロシア共和国では首相だけは最高会議の同意が必要であるが、他の大臣は大統領が自由に任命できる。連邦の大臣人事の非能率ぶりをみていると、ロシア共和国の方が合理的である。連邦の最高会議は連邦内閣の決定を一定の場合破棄できるが、ロシア共和国の最高会議にはそのような権限はない。他方で連邦の最高会議は連邦の大統領令を破棄できないが、ロシア共和国の最高会議は、ロシア共和国憲法裁判所の結論に基づいてという重要な条件がついているが、ロシア共和国の大統領令を破棄できる。連邦の最高会議は、加盟共和国閣僚会議の法令を一定の場合破棄できるが、ロシア共和国最高会議は、旧自治共和国閣僚会議や、州などの地方のソビエトの決定を破棄できる。

連邦の最高会議には、宣戦布告権、軍隊派遣権があるが、軍隊をもたない共和国最高会議には当然そのような権限はない。連邦最高会議は全国に戒厳令や非常事態令を敷く権限があるが、ロシア共和国最高会議にはそのような権限はない。ロシア共和国最高会議は、連邦内閣の決定等がロシア共和国の憲法上の権利を侵害しているとみなした場合、その効力を停止しうる。また連邦の省な

どの役所の法令が連邦やロシア共和国の法律に違反している場合にその効力を停止しうる。

⑤ 最高会議幹部会。以前は最高会議を代行する権限を有していた幹部会も、現在では議長団としての権限しかないから、連邦憲法は幹部会について簡単な条項しかおいていない。ロシア憲法はやや詳しい条項を置いているが、その中で、旧自治共和国に対する憲法統制権が与えられているのが興味深い。かつては連邦の最高会議幹部会が加盟共和国に対してそのような権限を有していた。ロシア共和国内部で旧自治共和国等の自立化運動が激化すれば、この権限が大きな意味をもちうる。

⑥ 最高会議議長。連邦では最高会議議長の権限の多くは大統領に移ったから、その職務は議会の長としてのそれに純化されたが、ロシア共和国の最高会議議長には多少別の権限も残っている。例えば共和国最高裁判所長官や共和国最高仲裁裁判所長官の候補者の提案権をもっている（連邦の場合は大統領が提案権をもつ）。

(6)大統領制度

連邦とロシア共和国の大統領は、それぞれ「元首」、「最高公職者」と規定され、ともに執行機関の長とされている。

① 大統領の選出。ともに35歳から65歳までという年齢制限を設けている。現在の大統領の年齢（ゴルバチョフ、エリツィン共に60歳）を考えると微妙な制限である。連邦条約の締結等で再び憲法が改正され、しかもこの制限がそのまま維持されると、現大統領の再選は不可能になるかもしれない。三選はともに禁止されている。大統領はともに直接選挙で選ばれることになっているが、現在の連邦大統領は人民代議員大会が選出した。ロシア共和国の方は副大統領にも同一の年齢制限があるが、連邦の方にはない。

② 大統領の解任。大統領の解任手続は、細かな技術的な点を除いて共通である。ロシア共和国の場合は副大統領も同じ手続で解任できるが、連邦の方は

副大統領の解任手続は定められていない。したがって91年8月のヤナーエフ副大統領などによるクーデター事件が発生しても、形式的には彼を解任する方法がないことになる。連邦憲法は途中で副大統領制を追加した(90年12月)ため、このような不備が生じたのである。

③ 大統領の権限。共通するのは次のような点である。人民代議員大会(最高会議)に内外情勢について報告する、外交交渉を行い条約に調印する、外交代表を任命・召還する、勲章等を授与する、国籍の諸問題を決定する、特赦を与える、安全評議会の長となる。

行政組織の形成方法は次のように異なっている。連邦の場合、大統領が首相を提案し、最高会議の承認を求める。他の大臣については最高会議の同意を得て大統領が任命する。解任も同じである。いずれの場合も連邦評議会の意見を考慮に入れることになっている。この手続は面倒であり、実際には必ずしもそのとおりにとはなっていない。ロシア共和国の場合、大統領は最高会議の同意を得て首相を任命し、首相の提案に基づいて他の大臣を任命する。大臣の人事については首相の権限が大きく、議会は関与しないのである。

連邦大統領は、連邦内閣や連邦の省庁の決定を破棄できる。ロシア憲法には明文はないが、当然できると解されている。また連邦大統領は、連邦管轄の問題について、一定の場合共和国閣僚会議の決定の執行を停止できる。ロシア共和国大統領は、ロシア領土上の執行権力機関の決定がロシア共和国の憲法・法律に違反する場合その執行を停止しうる。この場合「ロシア領土上の執行権力機関」には、ロシア共和国や下級の執行機関だけでなく、連邦の執行機関も含まれると解される。

連邦の大統領は、最高裁長官、最高仲裁裁判所長官、検事総長の候補者の提案権を有する(最高会議が任命・選出し、大会が承認する)が、ロシア共和国の大統領にはそのような権限はない。ロシア共和国の場合、最高裁および最高仲裁裁判所の長官の候補者は最高会議議長が提案権を有する。

議会との関係では、大統領はともに法律署名拒否権を有する。法律を議会に差し戻した場合、連邦の議会が再議決するためには3分の2の多数が必要であるが、ロシア共和国の方は過半数でよいことになっている。この点では連邦の大統領の方が強い権限をもっている。ロシア共和国憲法には、大統領は大会や最高会議の解散権、活動停止権をもたないことが明記されている。連邦憲法には規定はないが、当然解散権等はない。連邦の場合両院に対立がある場合に大会に最高会議の改選を提案できることになっているが、ロシア共和国憲法にはそのような規定はない。大統領はともに議会に対して法案発議権を有する。大統領はともに大会・最高会議の招集を提案することができる。

連邦大統領はソ連軍最高司令官であり、国防関係の活動の指導を行い、一定の場合宣戦布告を行うが、ロシア憲法には対応する規定はない。また連邦大統領は戒厳を布告するが、ロシア憲法には戒厳についての規定はない。連邦大統領は個々の地域に非常事態を宣言する（全国の場合は最高会議の権限）。ロシア共和国大統領は、そのような地域的限定はなく一般的に非常事態を宣言できる。連邦の場合、当該加盟共和国最高会議（幹部会）の同意、または連邦最高会議の3分の2の多数による承認が必要等の条件があるが、ロシア共和国の場合、旧自治共和国については、その最高国家権力機関の同意が必要とされている。ロシア憲法は、共和国大統領は、ロシア共和国の民族的な国家構造の変更（例えば自治州を廃止する等）や、合法的に選出された国家権力機関の解散や活動停止（例えばモスクワ市議会の解散等）を命じることはできないと定めている。当然のことであるが、少数民族がロシア共和国大統領の強大な権力を危惧して追加を求めたものである。

大統領はともに、憲法・法律に基づき、それを執行するために大統領令を発することができる。この大統領令は法律よりも下位の規範であるが、実際にはそれが猛威を揮っており、その合法性が疑わしいこともある。

連邦大統領には、筆者が「憲法保障権」（連邦憲法第127条の3の1項）およ

び「主権保障権」(同2項)と呼んでいる特別の権限が与えられている。憲法の条文上はその内容は不明確で、一般的な原則を定めただけのものであるが、実際にはこの規定によって、共和国の憲法の規定や法律を破棄したり、本来の大統領令の枠を超えるような命令が発せられているのである。なお連邦大統領の場合は、90年9月の最高会議決定で、92年3月末までという期限付きで規範的法令すなわち法律(正確には規範的法令即法律とは言えないが)を制定する権限を与えられていた(クーデター失敗後その権限は剝奪された)から、大統領令による立法も部分的に可能であった。もっとも大統領に立法権を与えた先の決定自体は憲法違反である(これは憲法改正に当るが、それは最高会議ではなく大会の専管事項であるから)。

しかしロシア憲法は、大統領に立法権を与えていないし、連邦のような「憲法保障権」、「主権保障権」の規定もない。しかし91年4月のロシア共和国人民代議員大会は、大統領制導入までの期間という制限付きで、最高会議議長に法律の枠内で処分を発する権利を認めていた。これは立法権ではないが、それに近く、以前なら最高会議幹部会が発していた幹部会令に相当する法令を発する権限であった。この点では先の連邦の大統領のケースと似ている。ロシア共和国のこの決定も、実質的には憲法の改正であるにもかかわらず、賛成は3分の2に達していなかったから、本当は否決されたとみなすべきであった。にもかかわらず可決とみなされている。まだまだ法治国家への道は遠いが、現在のような革命的状況のもとでは仕方のないことであろう。

(7)閣僚会議・内閣

連邦憲法は、90年12月の大統領権限の強化のための改正で、閣僚会議の名称を内閣に改めたが、ロシア憲法は従来どおり閣僚会議の名称を維持している。もともと閣僚会議が最高執行機関であったが、大統領制の導入により大統領が執行機関の長となったため、連邦憲法は閣僚会議を大統領直属の内閣に改めたのである。しかし実際には、連邦内閣はやや独立性をもっており、ロシア共和

閣僚会議の方が大統領に直属しているという印象を受ける。ともかく双方とも、閣僚会議・内閣を大統領に従属する執行機関と規定している。

① 政府の形成と総辞職。首相・大臣の人事権については、すでに述べたように、ロシア共和国大統領の方が強い権限をもっている。連邦の場合、最高会議は3分の2の多数決で内閣の不信任を決議することができ、その場合内閣は総辞職しなければならない。ロシア共和国の場合、大会および最高会議は単純多数決で内閣を不信任できる。ロシア共和国の場合大統領は、閣僚会議自身による総辞職を受理するか、または自らの発議で最高会議の同意を得て閣僚会議を総辞職させることができる。連邦の場合大統領は内閣を総辞職させることはできず、首相や個々の大臣の解任手続をとる以外にない。

② 政府の責任。連邦憲法は、内閣は大統領だけでなく最高会議に対しても責任を負うと定めており、最高会議への報告義務などを規定している。ロシア憲法も以前は同じような規定をもっていたが、大統領制の導入に伴い削除された。閣僚会議は大統領に直属し、最高会議に責任を負うのは大統領だからである。首相を除いて閣僚会議の人事に最高会議が関与しないこともそれに対応している。

③ 政府の権限。連邦とロシア共和国の権限は、形式的には同一であるが、管轄が異なるため当然相違がある。その点については省略する。連邦政府は、以前は加盟共和国政府の決定の執行停止権を有していたが、現在ではそれが大統領に移行した。ロシア政府は、従来どおり旧自治共和国政府や道・州・共和国直轄市・自治州の執行委員会の決定の執行を停止する権限を有している。また一般に下級の執行機関の活動を指導する権限を有している（第125条）。

(8) 司法

① 裁判所。連邦憲法は、議会について定めた第15章に、憲法監督委員会についての詳細な規定をおいている。ロシア憲法も一旦はそれに倣ったが、その後憲法監督委員会を廃止（実際にはまだ設置されていなかったが）、裁判所

について定めた第21章に憲法裁判所についての簡単な規定をおいた。詳しい内容は特別法によって規定される。連邦憲法は、「法律および裁判所の前で市民は平等」であると定めており（第156条）、ロシア憲法も以前は同じであった。その後ロシア憲法は91年5月に、「法律および裁判所の前における当事者の平等」に改めた（第168条）。小さな改正ではあるが、市民相互間だけでなく、市民と国家も平等であることを示すためである。

② 検察庁。検察庁の規定については、連邦憲法とロシア憲法の間に矛盾がある。連邦憲法によれば、共和国検事（共和国検察機関のトップ）は連邦検事総長の同意を得て、共和国の最高権力機関によって任命されることになっている。検察機関は、以前は集権性が極めて強く、連邦の検事総長が共和国検事を任命し、後者は検事総長にのみ責任を負っていた（共和国の最高会議等には責任を負わない）。しかし90年12月の改正で、共和国の権限を強化する方向に改められたわけである。しかしロシア憲法はそれさえも通り越し、連邦検事総長の「同意」権について規定していない。また共和国検事という名称も、他の多くの加盟共和国と同じように、共和国検事総長に改めた。ロシア共和国最高会議は、91年1月、ロシア共和国検事総長としてスチェバンコフを任命し、同年4月、ロシア共和国人民代議員大会はそれを承認したが、その際連邦検事総長の同意をとりつけていない。

連邦憲法は、検察官の活動に際して、連邦法の執行の監督に関わる場合は、共和国検事は、共和国の最高国家権力機関とともに連邦検事総長にも従属すると定めている。しかしロシア憲法は、ロシア共和国が連邦管轄に委ねた問題についての連邦法の執行を監督するに際して、共和国検事総長は連邦の検事総長と相互に協力すると規定しているだけである。91年8月のクーデター失敗後、事件の捜査の主導権はロシア共和国検察庁が握っている。これには連邦検察庁がクーデターに好意的態度をとったという事情もあるが、それを除いても、ロシア側からすれば、これはロシア共和国の主権行使の当然の結果なのである。

(9)地方機関

① 連邦憲法は、加盟共和国以下の地方の国家組織構造についても概要を定めている。しかしそれは現実にそぐはなくなっている点も多い。例えば、現在多くの加盟共和国は大統領制を採用しているが、連邦憲法はそのような制度を予定していない。形式的に言えば、加盟共和国の大統領制は連邦憲法に違反しているわけであるが、現在では連邦権力もそのような主張はしていない。加盟共和国の自主的な決定を道認せざるをえない状態である。

② 自治共和国以下の地方機関になると、連邦は直接それを指導することはできない。それは加盟共和国の権限である。連邦憲法が直接定めているのは、共和国（自治共和国も含むと思われる）閣僚会議の決定が連邦の憲法・法律に違反する場合に連邦大統領はその執行を停止しようということだけである。ただ既述のとおり、連邦大統領は憲法保障権を有しているから、違憲・違法を理由に、地方機関の決定一般を破棄できる。

ロシア共和国内に新しく自治共和国や自治州を創設する場合はソ連邦最高会議の承認が必要であるが、それ以外のロシア共和国内の行政区画の決定、地方の国家権力の組織構造の決定、地方ソビエトの活動の方向づけ、自治共和国政府の活動の方向づけ、地方ソビエト執行委員会の指導は、加盟共和国の権限である。連邦およびロシア共和国の憲法は、地方の執行機関はソビエトの選出する執行委員会としている。この執行委員会議長が地方の首長に相当した。しかし連邦中央に最高会議議長ポストが新設された後、地方のソビエトもその議長を選出し、ソビエト議長と執行委員会議長の二頭制が生まれた。この点が現在大きな問題になっていることについては節を改めて論じる。

③ 地方機関の上下関係については、次のような規定がある。ロシア憲法によれば、上級のソビエト（例えば州議会）は下級ソビエト（例えば市議会）を指導し、後者の法令が上級の法令に違反する場合にそれを破棄することができる。このような規定は連邦憲法にはない。地方の執行委員会はいわゆる二重の

従属原則におかれ、自らを選出したソビエトに従属すると同時に上級の執行機関にも従属する（市執行委員会は州執行委員会に従属する等）。上級の執行委員会は下級の執行委員会の決定を破棄することができる。このことは連邦およびロシアの憲法がともに規定している。

地方機関のこのような段階的構成は、ある意味で地方の自主性を保障している。連邦の機関は直接下級の執行機関に命令を発することはできず、加盟共和国、州、市の執行委員会と段階的に命令を下ろしていくことになる。連邦大統領の命令を直接執行する機関は、通常地方にはないのである。そのため連邦大統領が命令を乱発しても地方ではいっこうに実行されないといった状態になっている。そのためロシア共和国では大統領の「総督」を地方に派遣するといった問題がある。この点は後述する。

(10) その他

その他連邦には連邦評議会という共和国間の調整機関が存在し、憲法の一つの章が当てられているが、ロシア共和国にはない。逆にロシア憲法には経済計画・予算に関する一編が置かれている。ロシア憲法の経済計画・予算に関する旧規定は、連邦の経済計画・予算との一体性を強調するものであったが、改正によってその自主性が宣言されている。

第4節 地方自治の問題状況

最近地方の権力機構が紛争の震源地になりかけている。現時点では情報不足であるが、一応状況を概観しておきたい。問題の一つは、エリツィン・ロシア共和国大統領による地方への「代理人」派遣問題であり、他はモスクワ市などにみられる市長と議会との間の紛争である。

もともとソ連が常識的に語られるような中央集権体制ではなく、各地域・各領域のボスによる封建社会的な割拠体制をとってきたことはこれまでも指摘したことがある。ソ連の中央権力は超法規的な意味においては強力であったが、

法治主義の観点からは西欧諸国に比べて中央主権度ははるかに弱かったのである。ゴルバチョフ大統領は、かつてスタブローポリ道の第一書記であった頃を回想して、なにものにも妨げられない全能の権力者だと感じていたと語っているが、実際そのとおりであったろう。

権力を握った改革派による権力の集中傾向を専制体制への傾斜として危険視する向きが強いが、またそれには十分な根拠があるが、しかし今ソ連に必要なのはむしろ権力の集中である。ただし恣意的・専制的なそれではなく、法治国家的意味におけるそれである。下斗米伸夫氏はそれを「廃藩置県」に対比している。⁽¹⁾私もしばしばソ連の現在の改革をわが国の明治維新に擬えて考えるのであるが、確かに現在のソ連に必要なのは、封建領主を廃止して中央から県令を派遣した廃藩置県であるかもしれない。

ゴルバチョフ大統領も、大統領令が地方でいっこうに実施に移されない状況に困惑し、地方に大統領直属機関を設置することを考えたことがあった。このような考え方を徹底したのがグルジア共和国の「過渡期地方自治法」(91年2月施行)である。この法律によって地方ソビエトは廃止され、大統領の任命する地方長官(префект)⁽²⁾が直接地方を統治している。

ロシア共和国でも、エリツィン大統領は、地方に大統領代理を派遣する計画を立てていた。この計画は91年8月のクーデター失敗後実施に移された。クーデターの失敗が明らかになり始めた8月21日、ロシア共和国最高会議は「ソ連邦におけるクーデターの結果の根絶の条件のもとで人民代議員会議の活動の合法性を保障するためのロシア共和国大統領の追加的権限について」の決定を採択していた。この決定に基づいて、エリツィン大統領は、8月24日、クーデターを支持した保守的な地方に大統領の「代理人」(代官)を派遣した。クラスノ

(1) 下斗米伸夫「エリツィン新政治体制の強さと弱さ」(『エコノミスト』1991年9月10日)58頁参照。

(2) См. <Вестник Грузии>, 6 февраля 1991г.

ヤルスク道、ハバロフスク道、アストラハン州、リャザン州、サラトフ州など14の道・州である。さらにクラスノダール道には行政長官を任命した。⁽³⁾

9月6日には、発行主体が不明の(グラスノスチの進んだ現在でもソ連の情報には欠陥が多い)「ロシア共和国大統領代理人規程」が発表された。⁽⁴⁾これは旧自治共和国への代理人と州レベル(道・州・自治州・モスクワ市・レニングラード市)のものど二種類ある。この規程によって大統領の「代理人」は、クーデターの事後処理を超えた常設機関として位置づけられた。それは地方において大統領を代表し、大統領の委任に基づいてロシア共和国の管理機関の一部機能を代行する。その主たる機能は、ロシア中央と地方の関係の協力・調整、地方機関の統制、提案等である。⁽⁵⁾一言で言えば、この代理人は「統制」機関である。すでに別稿で繰り返し論じたように、「統制」機能は社会主義に特有の国家機能であり、ほとんど有効には機能しないままソビエト官僚主義の一翼を構成してきた。そのことを認識したロシア共和国では、賢明にも一時統制機関を廃止してきた(人民統制委員会の廃止等)のであるが、ここにきてまた復活傾向がみられる。国家主席検査官や行政統制局のような統制機関も新たに設けられているのである。

当初、大統領の「代理人」制度は、新しい地方自治法に基づいて地方の首長が公選で選ばれるまでの一時的措置とされていた。地方では、モスクワ市・レニングラード市を除いて首長は直接選挙で選ばれておらず、そのため保守派がなお地方の執行機関を握り、改革の前進を妨害している。そのために大統領の代理人を派遣することが必要だと説明されていた。ロシア共和国の地方自治法は91年7月6日に制定された。⁽⁶⁾それは首長公選制を定めているが、この法律

(3) См. <И>, 26 августа 1991г.

(4) См. <Российская Газета>, 6 сентября 1991г.

(5) См. <И>, 12 сентября 1991г.

(6) См. <СР>, 20 июля 1991г.

が対象としているのは地区・市以下の下級の地方機関だけであり、自治共和国や州レベルは含まれていない。いずれにしろ、首長公選制が実施されても、大統領の代理人制度は廃止されないであろう。しかし法治体制を整えない限り、このような統制機関は、これまでと同じように官僚主義の弊害をもたらすだけである。

次の問題は地方議会と首長の関係である。バレストロイカ以前、地方の人民代議員会議（地方ソビエト）は有名無実で、そこから選出される執行委員会が合議制の立法・執行機関になっていた。執行委員会議長が首長であった。選挙で選ばれた（間接的だが）合議体が立法しかつ執行するという点でコミューン原則が維持されていたと言えなくもない。その後の政治改革により、眠っていたソビエトを復活させる路線がとられた。中央では最高会議の機能を復活させ、そこに権力を集中するために最高会議議長のポストが新設され、89年にゴルバチョフ氏がこのポストに就任した。各共和国もそれに倣った。同じように地方ソビエトにも議長職が設けられ、そこに地方権力を集中するとともに、執行委員会はソビエトに従属する執行機関として純化された。

このようなソビエト権力の復活は、伝統的なソビエト理論の復興という形式をとりながら、実はソビエト理論がまさに否定していたはずの議会制度をとりいれ、ソビエトを議会として改編したものであった。とはいえ、伝統的なソビエト理論に災いされて、ソビエトも執行委員会もともに立法しかつ執行する機関とする見方も強く、実務もそれに引きずられる傾向があった。地方には議会の議長と執行委員会の議長が並立し、二頭政治が成立したのである。議会の議長も市長（メー）と呼ばれ、市長が二人存在するかのようであった。

その後中央では大統領制が採用され、ゴルバチョフ氏は最高会議議長から大統領へと転身した。こうして中央レベルではソビエト権力論に代って権力分立が理論上も制度的にも一応確立された。しかし地方はまだそれ以前の段階（形骸化していたソビエト＝議会を復活させる段階）にあり、議会の議長が同時に

執行権の長でもあるような状態が続いていたのである。権力関係を合理的に編成するためには、地方でも立法と執行機能を明確に分けることが必要だった。この問題をめぐって種々の論争が展開されたが、やがて中央の大統領と同じように、直接選挙で選ばれる地方の首長のポストを設けることが必要だという議論が有力になった。⁽⁷⁾

91年3月17日の連邦制維持に関する人民投票の際、モスクワ市とレニングラード市（その後サクト・ペテルブルク市に改称）では、市長公選制の是非を問う投票も行われ、それぞれ多数の賛成を得ていた。4月19日、ロシア共和国最高会議幹部会は、「モスクワ市管理機関地位・構造規程」を採択した。⁽⁸⁾4月末モスクワ市議会は「臨時市長規程」を採択した。⁽⁹⁾こうしてロシア共和国大統領選挙と同じ6月12日に市長選挙が行われたのである。ロシア共和国当局はこの選挙を合意であるみなしたが⁽¹⁰⁾、市長選も憲法改正（91年5月24日の改正で、従来の執行委員会に代り地方行政府の規定が設けられた）前から動きだしており、これも形式的には憲法違反の疑いが強い。

モスクワ市長選の場合、立候補には3万5千人の有権者の支持が必要だった。立候補したのは11組であった。⁽¹¹⁾当選したのは前モスクワ市議会議長だった改革派経済学者のポポフ（市長）と、前モスクワ市執行委員会議長だったルシコフ（副市長）の組であった。レニングラード市では、前市議会議長サブチャックが市長に当選した。ロシア共和国の大統領令は、この両市の市長に行政機構を組織する権限を与えたが、それによって市の行政機構は大きく変り、さまざまの問題を噴出させつつある。最初に市長を選び、後からその権限を定めるの

(7) См. <Аргументы и факты>, 1991г., No. 22.; <И>, 2 ноября 1990г., 21 августа 1990г.; <СР>, 14 сентября 1991г.

(8) См. <И>, 20 мая 1991г.; <Правительственный Вестник>, 1991г., 29.

(9) См. <И>, 30, апреля 1991г.

(10) См. <И>, 29, апреля 1991г.

(11) См. <И>, 29 мая 1991г., 1 июня 1991г.

は違法だといった当然の批判の声もある。⁽¹²⁾

モスクワ市では、市長命令の中で、市政府、市の内閣、市の首相、市の大臣といった名称が用いられている。モスクワ市は33の区⁽¹³⁾（ゼレノグラード市を含む）に分れており、それぞれ区議会（区ソビエト）が存在している。これは市と区のバラレリズムを生みだしており、効率的な行政を妨げていた。モスクワ市はこの区制を廃止して、120～130の自治区（住民居住地）と9の行政区（企業その他の公共地域）に整理し、行政区長官を市長が任命するという計画を立て、その他市議会も大幅に改造することを目論んでいる。市ドゥーマ（市議会）、市集会といった革命前の名称を復活させる計画もある。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

行政区長官の任命という発想は、先のエリツィンの「代理人」案と共通である。すでに行政区長官を任命した例もあるようで、具体的紛争も発生している。中央区行政官ムズイカンスキーは、クーデターを支持したという理由でロシア共和国作家同盟を活動停止処分にし、その事務所を封印したのである。しかしモスクワ市検事ポノマリョフは、そのような処分を行うのは裁判所の権限であり、行政長官には権限はないとして異議を唱えた。これがどのような決着をみたかは分らない。ペレストロイカ運動が始まって以降、旧体制を批判するためによく用いられる「命令・行政システム」という表現は、ポポフ氏の「発明」であるが、モスクワ市長となった同氏が現在では新たな命令・行政システムをつくっているという批判も強い。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾ レニングラード市でもブチャック市長と市議会の間で権限をめぐる紛争が激化している。⁽¹⁸⁾

12) См. <И>, 18 сентября 1991г.

13) См. <И>, 16 июля 1991г.; <Т>, 27 июня 1991г.

14) См. <И>, 29 июня 1991г.

15) См. <И>, 27 июня 1991г.

16) См. <И>, 2 сентября 1991г.

17) См. <И>, 18 сентября 1991г.

18) См. <И>, 13 августа 1991г.

地方政治をめぐるこの種の紛争は、改革派内部の争いともなっている。モスクワ市検事ポノマリョフも改革派という。改革派の憲法監督委員会委員長アレクセーエフも、このような行政権の強化に懸念を表明し、その「全体主義的傾向」を危惧している。¹¹⁹⁾(ただし彼が十月革命の成果であるソビエト原則の実現などと言い、今頃になってソビエト権力論を主張しているのは彼の以前の論文と矛盾している)。クーデターの失敗で保守派が勢力を失った現在、今後はいわゆる改革派内部での路線論争が激化しそうである。

第2章 新連邦条約・クーデター・暫定権力

第1節 ソビエト連邦制度の行方

ソ連の新連邦条約をめぐる問題の展開については、別稿で¹¹⁾91年3月末までの状況を概観した。ここでその後の展開を簡単に整理しておきたい。

新連邦条約の第1次草案は90年11月24日に公表された。その後90年12月の第4回ソ連邦人民代議員大会は、新連邦条約のコンセプトに承認を与えるとともに、「ソビエト社会主義共和国連邦」という現国名を維持すべきこと、91年3月17日に連邦制維持の是非を問う人民投票を行うことを決定した。91年3月9日に新連邦条約の2次案が公表され、3月17日には人民投票が行われた。人民投票の結果は、76.4%が連邦制維持に賛成した。

90年末以降の保守派主導の政局の展開のなかで、エリツイン氏をはじめとするロシア共和国指導部は、この時点では新連邦条約の調印に消極的であった。しかし91年1月のバルト二国での流血事件にみられるような保守派の攻勢のなかで改革派の孤塁を守り抜いたエリツイン氏は、91年3～4月のロシア共和国

¹¹⁹⁾ См. <Правда>, 5 августа 1991г.

(1) 拙稿「ソビエト連邦体制の動揺と新連邦条約への道」(「神戸法学雑誌」第40巻4号、1991年)、「バレストロイカとソ連の国家構造」(西神田編集室、1991年)参照。

人民代議員大会で勝利を収め、政治の潮流を改革派主導に戻すことに成功した。このような改革派の勢力の回復のなかで、4月23日には、いわゆる9プラス1合意が発表された。これは9つの共和国首脳とゴルバチョフ大統領が新連邦条約の調印の方向で合意したものである。合意の内容自体には新味はないが、対立関係にあったゴルバチョフ、エリツィンの両氏が歩み寄ったことの意味は大きかった。

9プラス1合意以降、新連邦条約をめぐる交渉は、モスクワ郊外ノボ・アガリョボのゴルバチョフ大統領の別荘で、同大統領と共和国指導者の間で行われ、連邦最高会議は無視されたかたちになっていた。5月22日、連邦最高会議は新連邦条約に関する短い決定を採択したが、その中で、新連邦条約は3月17日の人民投票の結果に一致すべきであること、連邦の最高権力機関の派遣する代表も条約に調印すべき当事者とみなされるべきことを強調し、その存在を誇示した⁽²⁾。

91年6月27日には、連邦の権限をさらに縮小した第3次の新連邦条約案が公表された。ロシア指導部はこの3次案(付2参照)でもなお不十分として、さらに共和国の権限拡大を要求したが、他方でその存在を無視されてきた連邦の最高会議では逆の立場からの不満が噴出していった。連邦最高会議は、6月末から7月初めにかけて約2週間この問題の討議を行った。民族院議長ニシヤノフが経過報告を行い、基本的に草案を支持すると同時にいくつかの問題点を指摘した⁽³⁾。

討議の過程では草案に対する批判の声が強かった。「サユース」をはじめ保守派グループは、連邦機関が条約をめぐる交渉過程から排除されていることを批判し、連邦も条約の当事者であることを強調した。改革派に近い論者も草案に疑問を述べるが多かった。立法委員長カルムイコフは、共和国に連邦法

(2) См. <И>, 23 мая 1991г.

(3) См. <И>, 11 июля 1991г.

の停止権が与えられている点や、連邦に固有の所有権が認められていないことに不満を述べた。憲法監督委員会委員長のアレクセーエフは、連邦固有の課税権が明確でないことを批判している。課税なしには国家は成立せず、このままだと連邦だけでなく国家連合さえ存在しえないだろうと言う。ちょうど各国の分担金によって成り立っている国連のような組織になってしまうというのである。また共和国に連邦法の停止権を与えることは、「法律戦争」どころではなく「多重権力」になってしまうと述べている。さらに連邦の共和国院（共和国代表によって構成される）が連邦憲法裁判所の構成員を選出することは、憲法裁判所の独立を損なうものだと批判している⁽⁴⁾。この最後の点は考慮に入れられたのか、最終の4次案では修正された。

このように批判の声は強かったが、結局7月12日、連邦最高会議は「主権国家連邦条約草案に関する決定」を採択し、草案を基本的に支持することを決定した。ただし草案の問題点を連邦代表も含めてさらに煮詰めていくべきことも指摘し、そのための連邦代表団（大統領の外、最高会議議長、首相等々）の任命も行っている。また連邦と共和国が相互に相手の法律の停止権をもつという規定を重要な法律については適用しないことにし、そのためのリストを連邦条約に記載すること、さらに新最高会議両院の代議員の選出は直接選挙によるべきこと（草案では共和国院は共和国から代表が派遣される）等を要求している⁽⁵⁾。

しかしその後の経過は連邦最高会議の望む方向へは向わなかった。連邦が、たてまえどおり、完全に主権を有する共和国の自由意思で形成されるのであれば、条約の当事者になるのは共和国だけであり、現在のソ連邦は条約の参加者になる資格はない。現連邦はせいぜい仲介者の役割を演じるだけである。条約をめぐる交渉が連邦最高会議抜きで行われたのも不思議ではない。ゴルバチョフ、エリツィン両大統領その他の話し合いで、新連邦条約案はさらに共和

(4) См. <И>, 12 июля 1991г.

(5) См. <И>, 13 июля 1991г.

国の権限を強化する方向で修正がなされた。そして8月15日には第4次案が最終案として公表された。この案に基づいて8月20日には、まずロシア、カザフ、ウズベクの3共和国で条約の調印が行われ、他の共和国もその後が続くことが予定されていた。その前日の8月19日に発生したクーデターは、この新連邦条約の調印を阻むことが直接の目的であった。90年以来始まっていた「法律戦争」は何らかのかたちで決着をつけざるをえなかった。それはクーデターというかたちをとって現れ、「法律戦争」は武器を使った戦争へと転化したのである。

クーデター当日、国家非常事態委員会の声明とともに、新連邦条約の調印に反対する連邦最高会議議長ルキヤノフの声明が発表された。後者の日付は8月16日（最終案公表の翌日）となっているが、クーデターと同時に発表されたものであり、クーデターの正当性を基礎づける役割を果たすものとなった（直接クーデターに言及しているわけではない）。最高会議議長個人が声明を発表するという例は過去になく、クーデター計画と示し合せてなされたことは疑いない。

ルキヤノフによる新連邦条約案の批判点は次のようであるが、特に新しい論点はない。ソビエト社会主義共和国連邦という国名は人民投票や人民代議員大会で決定されており、それを覆すべきではない。統一経済空間、統一銀行システム、連邦の所有権、連邦独自の租税システム等が明確に規定されていない。連邦・共和国が相互に相手の法律の停止権を有するのは、安定した法制度の形成にとって危険である。新制度へ移行するまでの経過措置が明確でない。ルキヤノフは以上のような問題点を指摘した上で、連邦の最高会議と人民代議員大会で条約案の追加的審議を行うことを要求している⁽⁶⁾。

クーデターは失敗に終わったが、新連邦条約の調印は流れた。クーデターの失敗は連邦の崩壊傾向を促進し、もはや4次案によっても各共和国を連邦に繋ぎ

(6) См. <И>, 20 августа 1991г.

とめることが不可能であるような状況を生み出した。クーデターを契機に、ウクライナをはじめ一連の共和国が新たに独立を宣言した。現在では独立を宣言しない共和国（ロシア、カザフ、トルクメン）の方が少数派なのである。連邦機関の多くがクーデターに関与したため、次節で述べるように暫定的な新連邦機関が構成されたが、それはすでに連邦というよりも国家連合に近いものであった。

9月2日のソ連邦臨時人民代議員大会の招集を前にして、9月1日には10プラス1（10の加盟共和国首脳とゴルバチョフ大統領）共同声明が作成され、翌日の大会で発表された。それを受けて大会は、9月5日に連邦問題に関わる決定を採択することになる（付5の拙訳参照）。事実上ソ連邦の最高指導者として振舞っていたエリツィンは、大会で、連邦の未来について次のような4項目の提案を行った。①統一経済空間を維持し、経済同盟を結ぶこと。②主権国家の友好体（содружество）として連邦を維持すること。連邦への結集形態は多様であり、連邦（федерация）、国家連合（конфедерация）、準加盟（ассоциированное членство）、経済同盟のみという4つの方式がありうる。③連邦軍を維持し、核兵器は中央がコントロールする。④全国で人権を保障する⁽⁷⁾。

10プラス1合意に基づく新連邦の展望に関する大会決定は、賛成1,126、反対289、保留147で可決された。圧倒的多数の賛成のようであるが、可決に必要な総代議員数の半分1,113票に辛うじて達したのである。それによると新連邦条約の展望は次のとおりである。第一に主権国家連邦条約の調印を急ぐが、各主権国家は連邦への参加形態を自主的に決定する。準加盟等の緩やかな参加も可能なわけである。第二に、新連邦の問題とは別に、経済、軍事問題等について協定を結び、特に経済同盟の策定・締結を目指す。第三に、新連邦への参加を拒否する共和国とは諸問題解決のための交渉を行う。その他ソ連邦の結んだ

(7) См. <И>, 4 сентября 1991г.

国際的協定等は継承されること、共和国を国際法上の主体と認め、その国連加盟を支持することなどが謳われている。

この決定により、独立を求め、新連邦への参加を拒否する共和国に対しては、それを阻止する法的根拠は何もないことになる。ソ連邦脱退手続法はもはや無意味であるし、バルト諸国や外コーカサス諸国のように、ソ連への編入自体を違法としたり、ソビエト権力の樹立を赤軍の侵略によるものとする理論構成もはや必要ではない。ウクライナの独立宣言（8月24日）では、独立の根拠としては民族自決権に依拠しているだけ（その他クーデターで被った危険やウクライナにおける国家形成の千年の伝統に言及しているが）⁽⁸⁾である。その後ウクライナでは独立は既成事実とした上での新立法を行っている⁽⁹⁾。

さらに現在では、論理的には独立を宣言する必要さえない。ただ新連邦に参加しないというだけで十分なのである。とはいっても連邦側はできるだけ独立を妨げようとするであろう。しかしその連邦自体存続できるか否か疑問になってきているような状況である。9月6日に、ソ連邦国家評議会はバルト三国の独立を正式に認めた。9月21日にはアルメニア共和国で独立の是非を問う人民投票が実施されたが、有権者の95%が投票に参加し、投票者の99%が独立に賛成した⁽¹⁰⁾。ロシアに続く二番目の大国として連邦の行方を左右するウクライナ共和国でも、91年12月1日に、独立の是非を問う人民投票が予定されている。その結果が大いに注目される場所である。

新連邦とは別に、経済同盟結成のための条約案も、シャターリン案その他が発表された。すでに国家評議会は、9月16日、ヤブリンスキーの経済同盟条約案を基本承認した⁽¹¹⁾。これまでの経済関係を一挙に断ち切ることは各共和国と

(8) См. <Правда Украины>, 31 августа 1991г.

(9) См. <Правда Украины>, 21 сентября 1991г.

(10) См. <И>, 23 сентября 1991г.

(11) См. <И>, 17 сентября 1991г.

も不可能であるから、経済同盟は結成される可能性がある。最近流行の数字合わせで、これは「15プラス0」と説明されている。つまり15の共和国のみ参加し、プラス1（連邦）は不要というのである。⁽¹²⁾ EC型のヨーロッパ・アジア経済同盟と NATO型の軍事・政治同盟に再編するという構想もある。⁽¹³⁾

しかし新連邦（政治同盟）の方は予断を許さない。新連邦は結成されないうまま連邦は崩壊していくかもしれない、あるいは国家連合的な緩やかな連邦として維持されるかもしれない。すでに4次案はかなりの程度国家連合に近かった。連邦には固有の所有権がなく、課税権もなく、共和国は連邦法の停止権をもっているのである。クーデター失敗後の暫定権力は、後述のとおり、すでにこの4次案に近いものになっている。その上各共和国は固有の軍隊をもつ権利、固有の通貨を発行する権利を主張している。たとえ新連邦の結成に成功したとしても、それは国家連合的なものでしかない。しかし国家連合も長くは続かないから、結局ソビエト連邦体制は崩壊していくことになる。⁽¹⁴⁾

第2節 クーデターの法律学

1991年8月19日、ソ連邦でクーデター事件が発生した。このクーデターが違法なものであることは言うまでもないが、クーデター陣営はその合法性を主張し、そのように見せかけることに腐心していた。しかし次の2点でこの企ての違法性は明らかである。まずゴルバチョフ大統領が権在であるにもかかわらず、彼を軟禁してその権限を副大統領に代行させたことである。第二に、全国に非常事態を宣言しうるのは連邦最高会議だけである（憲法第113条13項）。そのためクーデター側は、全国ではなく「個々の地域」に非常事態を導入すると宣言

(12) См. <И>, 5 сентября 1991г.

(13) См. <И>, 27 августа 1991г.

(14) 拙稿「ソビエト連邦体制の崩壊」（『エリツィン時代と日本』実業之日本社、1991年）参照。

し、実際具体的なかたちで非常事態体制が導入されたのはモスクワ市だけであった。この場合は連邦最高会議の事後承認を得ればよいのである（憲法第127条の3の15項）。しかし、それなら国家非常事態委員会という全国レベルの特別機関を設置する根拠がないし、また後に見るように、同委員会の決定第1号によってとられた措置は、全国的なものである。これは全国レベルの非常事態宣言と言わざるをえず、したがって違法である。以下クーデターとその事後処理⁽¹⁾の法的側面を概観しておきたい。

まず8月18日付けで、クーデター側の5つの文書が発表された。1つはヤナーエフ副大統領の命令であり、ゴルバチョフ大統領が健康上の理由で職務を遂行することが不可能になったので、憲法第127条の7（大統領代行規定）により、ヤナーエフが大統領代行になるという内容である。その後の最高会議では、大統領が本当に病気であれば（あるいは執務不可能な状態に追い詰めれば）合法的に権力の奪取が可能となるため、病気の認定方法をはじめ代行手続を厳重にすべきだという議論があった。また新副大統領候補としてヤコブレフその他の名前がとり沙汰された。しかしその後人民代議員大会の決定で、結局副大統領職は廃止されることになる。

第2の文書は、「ソビエト指導部の声明」と題されており、なぜかヤナーエフ、パブロフ首相、バクラノフの3人の署名である。これは法的には大統領代行命令とみなすべきであろう。この声明は、深刻な危機を克服し、ソ連邦を維持するという人民投票の結果に依拠し、人民の利益に導かれ、①ソ連邦の個々の地域に非常事態を宣言すること、②（共和国ではなく）ソ連邦の憲法と法律が全国で最高性を有すること、③8人のメンバーからなる国家非常事態委員会を設置することなどを宣言している。非常事態の宣言に際しては、憲法第127条の3と非常事態法第2条に依拠している。憲法第127条の3によれば、非常事

(1) См. <И>, 20 августа 1991г.; <СР>, 20 и 21 августа 1991г.

態の宣言のためには当該共和国の同意等の条件が必要であり、それがない場合は連邦最高会議の特別多数による承認が必要である。この点についてヤナーエフは、記者会見で、連邦最高会議の承認を求める予定であると回答していた。翌8月19日には、非常事態宣言の承認問題を議題として最高会議の臨時会期を招集するというルキヤノフ議長決定が公布されている。クーデター側はあくまでも合法性に固執していたのである。

第3の文書は「ソビエト人民への訴え」である。これは危機の深刻さとそれに対する対応策を訴えたものである。権力の危機については自由や民主主義の濫用による憲法体制の崩壊といった認識であり、経済危機については無秩序な市場経済移行策がエゴイズムを蔓延させたといった理解を示している。民主的に選出されたソビエトに代って個人独裁（公選市長制など）が現れており、これは事実上反憲法的なクーデターだなどとも言っている。犯罪の増加、性情報の氾濫といった社会的危機や、連邦からの独立、ソ連に対する国境線の見直し要求（日本の北方領土要求）といった対外的な危機についても触れている。かつてのソ連人は外国で自らに誇りをもつことができたが、今は二流の外国人と感じているといった大國主義的な心境も吐露している。

対応策としては、まず新連邦条約の全人民討議を行うこと、合法性と秩序を回復すること、その他民主化、生活の向上、個人の権利の擁護等を抽象的に列挙している。混合経済を発展させ私企業を支持するとも言っている。第一次的課題として食糧問題と住宅問題を列挙しているのが興味深い。食糧問題はともかく、住宅問題とクーデターというのはイメージが結びつかない。しかしそれほどソ連の住宅問題は深刻なのである。東欧やバルト三国からの軍隊の撤去の最大の障害物は住宅難（帰還した兵士の住む場所がない）である。この文書は最後に市民に対して国家非常事態委員会への支持を呼びかけている。

この文書の大きな特徴は、社会主義的イデオロギーと無縁なことである。保守派といえどももはや社会主義派ではないのである。脱社会主義の方向は改革

派と共通であり、ただ改革の進め方とスピードの点で相違があるにすぎない。もともとソビエト社会主義と帝政ロシアにはその政治・社会構造に共通点があるが、保守派は社会主義色を拭い去った後に残った権力主義的で大国主義的な反動ロシア派といった印象である。

第4の文書は国家非常事態委員会の決定第1号である。この決定は、国家機関は非常事態令に従うべきこと、国家非常事態委員会は国家機関の活動を停止し代りの機関員を任命しうること、政党・社会団体・大衆運動の活動停止、集会・デモ・ストライキ等の禁止、不法に所持している武器の没収、マスメディアを統制下におくこと、必要な場合外出禁止令を公布すること等を布告し、その他関係官庁に指示を与えている。この決定は非常事態法（1990年4月制定、付4参照）に依拠したことになっている。しかしこのように全国レベルの非常事態体制を導入するのであれば、それは連邦最高会議の決定が必要であり、違法である。もともと違法なクーデターだから、その一部を批判しても仕方がないが、第5の文書は、ヤナーエフによる外国元首等へのアピールであるが、その内容は省略する。

翌8月19日にはクーデター側から3つの文書が発せられた。一つは、国家非常事態委員会決定第2号で、非常事態法第4条14項に基づき、中央紙の発行を次の8紙に制限するという内容である。発行を許されたのは、ブラウダ、トゥールド、イズベスチャ、「労働者の論壇」、「赤い星」、ソビエツカヤ・ロシア、モスコーフスカヤ・ブラウダなどである。第2の文書は大統領代行の命令であり、モスクワ市に非常事態（狭義の、あるいはこれが本来の非常事態である）体制を導入するというものである。国家非常事態委員会の決定第1号が遵守されておらず、集会・デモ等が行われていることを理由としている。そしてモスクワ市の司令官にモクスワ軍管区司令官カーニン大将を任命し、モスクワ市を彼の支配下においた。

第3の文書は国家非常事態委員会の声明である。この声明は、国家非常事態

委員会の決起がソ連市民および国外で理解され、支持を受けているとし、ロシア共和国指導部の態度を批判している。そして、これまで市民の期待は何度も裏切られてきたが、今回は約束したことを断固実現すると決意を表明している。

翌8月20日には二つの文書がだされたが、それが最後となった。一つは大統領代行の命令である。19日にロシア共和国ではエリツィン大統領がクーデターと闘うために一連の命令を発していたが、この大統領代行命令はそれを(ロシア共和国政府決定とともに)破棄したものである。その法的根拠は、大統領の憲法保障権(ゴルバチョフ大統領がよく活用していた)を定めた憲法第127条の3の1項である。もう一つは国家非常事態委員会の決定第3号で、テレビ・ラジオの規則等を含む内容であった。

8月21日、クーデターの失敗は明らかになり、8月22日には、ゴルバチョフ大統領の大統領令によって、国家非常事態委員会のすべての決定が破棄された。⁽²⁾ところでクーデター中の8月20日には、早くも憲法監督委員会の五人(アレクセーエフ委員長、ボスホロフ、ミルゾーエフ、ピスコーチン、フィリモノフ)による声明が発表されている。同声明は、国家非常事態委員会によって展開されている措置は「ソ連邦の憲法と法律の要求を厳格に遵守している場合のみ正当化される」とし、憲法第127条の3の15項(非常事態宣言の承認)に従い、この問題を審議する意思があるのか否かを連邦最高会議に対して問いかけている。また全国に非常事態を宣言するのであれば、その権限を有するのは、憲法第113条13項および非常事態法第2条13項により、連邦最高会議のみであることに注意を喚起している。そして正確な情報が入り次第、憲法監督委員会は正式にこの問題を取りあげると述べている。⁽³⁾クーデターの違法性はあまりにも明らかであったから、この声明の微溼的な態度にはやや拍子抜けの感があるが、しかしともかく憲法監督委員会はこれによって免罪符を獲得した感じで

(2) См. <Правда Украины>, 23 августа 1991г.

(3) См. <И>, 20 августа 1991г.

ある。8月22日には、連邦最高会議立法委員会のクーデター問題に関する「結論」という文書が発表されている。この文書はクーデターの違法性を指摘し、クーデターを許した立法上の不備も指摘しているが、クーデターが敗北した後⁽⁴⁾に発表しても迫力がない。

クーデター中およびその後、エリツィン大統領は盛んに大統領令を発し、連邦の権限を篡奪しているかのような印象を与えた。クーデター側が合法性を装うことに腐心していたのに対して、エリツィン大統領は堂々と超憲法的行動をとっていたかに見えた。しかし必ずしもそうではない。確かにブラウダなど6紙の停刊措置等行き過ぎもあったが、多くは緊急事態下の不可欠の措置であり、後にゴルバチョフ大統領が追認することによって合法性を獲得した。また、もともとロシア共和国は主権宣言以降、ロシア共和国が自主的に連邦の管轄に委譲した事項以外は共和国の管轄であると宣言しており、ロシア側からみればその合法性を主張することは可能であった。例えば、クーデター事件の捜査をロシア共和国検察庁が主導しているのも、連邦検察庁がクーデター容認的態度をとりその後機能マヒ状態に陥っていたという事情にのみよるわけではなく、ロシア側からみれば当然の措置だったのである。

しかし、このようなロシアの突出は他の共和国の警戒心を呼び起した。国民経済緊急管理委員会でルシコフ副委員長がロシアの連邦権力篡奪を厳しく批判してシラーエフ委員長と対立し、後者が辞意をもらす（本気ではないが）という一幕もあった。保守派が大きく後退した今、改革派は正念場を迎えている。クーデター以前の連邦とロシア共和国の力関係は前者に有利であった。経済破綻の責任追及が専らゴルバチョフ大統領に向けられたのは、彼がそれだけの権限を握っていたことの証拠である。エリツィンは、あるいはロシア共和国は、大言壮語しても、口先だけで実力を伴っていなかったから、彼には責任能力が

(4) См. <И>, 22 августа 1991г.

なかった。しかし今後はエリツイン大統領に批判の矛先が向けられる番である。いずれエリツイン路線の二重性（民主性と権力性、他民族の自立性尊重とロシア中心主義、市場経済志向と伝統的な利益擁護）の矛盾が露呈せざるをえないであろう。

第3節 暫定権力の成立

連邦権力の中樞がクーデターに関与したことによって、連邦権力の再編成が必要となった。権力構造は変えないでその構成員を交替させるだけで十分と思われるが、すぐ機構いじりをするのがソ連の悪い癖である。ペレストロイカ以降何度国家機構を改編してきたことだろう。何か失敗すると制度にその原因を求める制度信仰がある。どうせ動きもしない機構を創ったり、守られもしない法律を整備することに異常に熱中するのである。制度に欠陥があっても、それは運用の妙で改善していくことができる。制度を創っては壊し、壊しては創る精神はいったい何に起因するのであろうか。ここではクーデター失敗後の憲法制度の展開について概観する。

8月22日、連邦最高会議幹部会は、憲法第123条により、クーデターに関与した人民代議員（バクラーノフ、ボルジン、シェニン等5人）の刑事責任追及と逮捕に許可を与えた。⁽¹⁾ またクーデターに関与した疑いのあるルキヤノフ議長は職務を停止させることにした。連邦最高会議は8月26日に開かれた（8月31日まで）。最高会議もルキヤノフ議長の職務停止を確認した。⁽²⁾ 8月29日にはトルービン連邦検事総長がルキヤノフ議長の逮捕のため、不逮捕特権の剥奪を請求、最高会議はそれを認めた。⁽³⁾

8月28日、最高会議は、憲法第130条に基づいて内閣不信任案を可決し、内

(1) См. <И>, 23 августа 1991г.

(2) См. <И>, 27 августа 1991г.

(3) См. <И>, 29 августа 1991г.

閣を総辞職させた⁽⁴⁾。石油化学工業相ハジーエフ、文化相グベンコ、自然利用・環境保護相ポロンツォフの3人だけは、クーデターに反対の姿勢を示したため大臣ポストを維持した⁽⁵⁾。ところで、内閣制度は1990年12月の憲法改正で設けられ、91年1月にパブロフ内閣が発足していた。しかし大臣人事は最高会議の事前の同意が必要なこともあって遅々として捗らず、91年7月に最高会議の会期が終了してもなお多くの欠員を抱えていた。

91年3月31日にはソ連邦内閣法が制定され、翌4月1日には中央官庁のリストが発表された。ソ連では大臣概念が必ずしも明確でなく、その人数も決っていないが（副首相の人数は不定だし、また兼任の状況によっても人数は変る）、一応このリストで計算すると55人になる。ソ連の官報が現在確実には入手できないため正確とはいえないが、新聞の報道で確認できた限りでは、このうち9のポストは未定のままであったと思われる（新大臣が決定されるまでは前大臣が執務しているはずであるが）。内閣はその構成を完成しないまま総辞職することになったわけである。

クーデター失敗後の8月22日、ゴルバチョフ大統領はパブロフ首相やクリュチコフ KGB 議長、ヤゾフ国防相等を解任した⁽⁶⁾。翌23日にはベスメルトヌフ外相を解任した。23日には、国防相にシャボシニコフ、KGB 議長にバカーチン、内相にバラシニコフが任命された。大臣人事は予め最高会議の同意が必要なのであるが、緊急事態のためその手続は後回し（8月29日）となった。8月24日にゴルバチョフ大統領は国民経済緊急管理委員会を設置し⁽⁷⁾、その委員長にロシア共和国首相シラーエフ、副委員長に経済学者ヤプリンスキー、科学産業同盟議長ボリスキー、モスクワ副市長ルシコフを任命した。シラーエフ委員長は、

(4) См. <Г>, 31 августа 1991г.

(5) См. <И>, 31 августа 1991г.

(6) См. <Правда Украины>, 23 августа 1991г.

(7) См. <И>, 30 августа 1991г.

新内閣発足まで連邦政府機関はロシア共和国政府に従うよう命じた。8月26日、シラーエフ委員長はゴルバチョフ大統領との合意の上で一連の連邦大臣を任命した。財政相ラザレフ、経済・予測相サブロフ、対外経済関係相マンガゼーエフ等であるが、すべてロシア共和国大臣の兼任である。⁽⁸⁾この大臣の任命手続の憲法上の整合性には疑問があるが、法的な説明はなされていない。

8月28日、国民経済緊急管理委員会はそのメンバーを決定した。それは21人から成り、各加盟共和国からメンバーがでていますが、バルト三国はオブザーバーとしての参加にとどまっている。シラーエフ委員長は、国防、安全、外交、内務、マスメディアなどの分野も担当することになっているから、経済に限らず旧内閣の全分野の行政機構がこの委員会の管轄下におかれたことになる。そして各省庁の大臣はすでに総辞職しているため、新大臣が任命された省庁以外は、その第一次官および次官がその部局を指導することになった。⁽⁹⁾こうして一時的ではあるが、内閣に代る行政機関として国民経済緊急管理委員会が正式に発足したのである。

ゴルバチョフ大統領は、クーデター後の機動的な指導機関として当初安全評議会の拡充を考えていた。そして最高会議では9つの共和国の代表とバカーチン、プリマコフをそのメンバーとして承認した。しかし大統領が当初構想にいられていたヤコブレフ、シェワルナゼ、ポポフ、サブチャックといった改革派の大物がメンバーになることを断わったため、結局この構想は事実上潰れ、後述の国家評議会の設置によって代られた。

最高会議は90年9月の決定で大統領に非常権限（事実上の立法権）を与えていたが、91年8月30日、同会議はこの権限を剝奪した。また大統領の大臣人事権に対する最高会議の関与権を強化する方向性をうちだした。この方向性自体誤っていると思うが、そもそも連邦内閣の存続自体が問題になっている状況で

(8) См. <И>, 27 и 31 августа 1991г.

(9) См. <И>, 29 августа 1991г.

あるから、このような決定は無意味であろう。さらに最高会議はソ連邦共産党の活動停止を決定したが、これは結社法の規定によるべきであり、違法な決定である(後述)。さらに最高会議は連邦の検察庁協議会に不信任を表明し、トルービン連邦検事総長の辞表を受理したかたちになった。しかし正式に辞職を認め⁽¹⁰⁾たわけではない。

以上のような最高会議の経過を経て、9月2日から9月5日まで第5回ソ連邦人民代議員大会が開催された。大会の主な議題は、流産した新連邦条約の再構築の問題、暫定権力の形成、人権宣言の採択、人事等であった。新連邦条約の問題はすでに第1節で扱った。人権宣言の問題はここでは省略する。

暫定権力の形成に関しては、9月5日に「過渡期におけるソ連邦の国家権力・管理諸機関についての法律」が採択された(付6参照)。これは新連邦条約が締結され、新しい国家機構が組織されるまでの過渡期の国家機構を定めたものである。この決定の採択は難航した。特に共和国院の規定は3回も否定された。ゴルバチョフは、もし採択できないなら大会は自らの無能ぶりを証明したことになり、解散する以外にないと強い姿勢を示し、辛うじて可決にもちこんだのである⁽¹¹⁾。

まず立法機関に相当するのは新しい構成の最高会議であるが、それは立法機関とは位置づけられておらず、単に「最高代表機関」と規定されている。次に述べる国家評議会が立法権を行使する可能性を与えるためであろう。最高会議は連邦院・共和国院の二院制である。連邦院議員は現在の議席配分を維持し、ソ連邦の人民代議員のなかから加盟共和国最高会議によって選ばれることになる。共和国院の方は各共和国が議員を派遣するという形式になり、しかも議員は連邦のみならず共和国の代議員のなかからも選出できる。従来の連邦の最高

(10) См. <И>, 31 августа 1991г.

(11) См. <И>, 6 сентября 1991г.

会議⁽¹²⁾に比べて、今回は共和国の最高会議が連邦の最高会議議員を決定・派遣するという色彩が強くなった。このような構想は新連邦条約案に含まれていたものである。シラーエフも言っているように、新最高会議は、連邦の最高会議というよりも各共和国の「連合最高会議」といった感じになっているのである。

従来の連邦大統領の職務は国家評議会が行う。各加盟共和国の指導者と連邦大統領によって構成される国家評議会は各共和国の連合大統領といったところである。連邦大統領の職務は国家評議会の議長といった役割であり、単独で重要な決定はできないであろう。

国家評議会は単なる執行機関ではなく、重要な決定も行うことができると考えられる。国家評議会は第1回の会議(9月6日)でバルト三国の独立を承認する決定を行ったが、これは本来人民代議員大会か最高会議で決定すべきことであろう(バルト三国の連邦加盟を承認したのは最高会議であるから)。

行政機構については統一的な内閣の存在は予定されていない。経済関係については、加盟共和国が対等の資格で参加する共和国間経済委員会が設置される。経済以外の行政機関(国防等を含む)はソ連邦大統領と国家評議会が直接指導する。共和国間経済委員会は、予定されている経済同盟の結成と連動することになる。クーデター後設置された国民経済緊急管理委員会が共和国間経済委員会の母体になることが予定されていたが、後者は各共和国の連合機関であるから、より統合的性格をもつ前者もなかなか廃止できず、二元的に存続するかもしれない。

いずれにしろ連邦の最高会議、大統領、内閣は、現在ではすべて共和国の連合体として組織されており、事実上ソ連邦は国家連合に近い存在になっている。加盟共和国に連邦法の停止権を与えたこと、連邦憲法の改正には全加盟共和国の批准が必要と規定していることなども、国家連合的な特徴を示している。クー

(12) 拙稿「ソビエト議会のドラマ的展開」(『神戸法学年報』第5号、1989年)22頁以下参照。

デターの結果歴史の流れは一挙に加速され、事実上ソ連邦は崩壊し、独立した国家の連合体へと再編成されつつあるのである。しかもそれさえ成功するか否か疑問であり、一時的に各共和国を国家連合に繋ぎとめることに成功しても、いずれそれも解体していくのではないだろうか。

次に人事に関しては、9月5日にルキヤノフ最高会議議長とヤナーエフ副大統領が正式に解任された。これらの人事は大会の専管事項である。ルキヤノフの解任は賛成1,702、反対20、保留78であった。ヤナーエフの解任は賛成1,780、反対5、保留16であった⁽¹³⁾。保守派が復讐のためにゴルバチョフ解任を強行するのではないかといった観測もあったが、そのためには大統領の憲法・法律違反を立証し、そのことについての憲法監督委員会の結論を考慮にいれなければならないから、法的には不可能であった。副大統領の解任については憲法には何の規定もなく、大統領の解任規定を準用するのが適当であったろう（憲法・法律違反の立証）し、それによって解任することが可能であったろうが、そのような手続はとられていない。辞表を提出していたソ連邦検事総長については、解任問題を大会の議題としてとりあげるといふ提案も、また次期の新最高会議で審議するという提案もともに否決された。そのため検事総長の辞任問題は宙に浮いたかたちになっている。

大会ではその他共産党の活動停止問題が議論になった。最高会議はすでに共産党の活動停止を決定していた（その前にエリツィン大統領も）。ソ連邦結社法（1990年10月）は、団体の解散の規定をおいているが、それを決定するのは裁判所である。クーデターの捜査が進み、共産党の関与が明らかになれば、検事総長その他の提案により最高裁がその解散問題を審理することになる。それまで活動が停止されるわけであるが、しかし事実上すでに共産党は崩壊している。後継政党の問題ともからんで財産処理の問題等が尾を引くことになろう。

(13) См. <И>, 5 сентября 1991г.

大会ではレーニン廟撤去問題も提起された。この問題については89年の第1回ソ連邦人民代議員大会でも激しい論争があったが、その時は反対意見が圧倒的に強かったことは別稿でも紹介した⁽¹⁴⁾。今回は新しい条件のもとでレニングラード市長サブチャックという大物が撤去を提案して注目を集めた。まだ結論はでていないが、いずれ撤去することになることは間違いない。(1991年10月3日稿)

付1 ロシア共和国憲法 (1991年5月現在)

〔この邦訳には、1991年5月の大統領制導入までの改正が含まれている。同年5月の地方自治関係の改正およびそれ以後の改正は含まれていない。〕

〔前文 90年12月改正〕

ロシア共和国人民代議員大会は

ロシアの運命に対する歴史的責任を自覚し

ソビエト社会主義共和国連邦に加入しているすべての人民の権利に敬意を表わし

ロシア共和国諸人民の意思を表現し

その全領土におけるロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の国家主権を確認し、刷新されたソ連邦の一員として民主的法治国家を創設する決意を表明する。

第1編 ロシア共和国の社会体制および政治の基本原則

第1章 政治システム

第1条〔主権国家 90年12月改正〕

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は、その地に歴史的に結集した諸人

14) 註12の拙稿54～55頁参照。

民によって創設された主権国家である。

第2条〔人民の権力 90年12月改正〕

ロシア共和国における全権力は、ロシア共和国の多民族からなる人民に属する。人民は、ロシア共和国の政治的基礎をなす人民代議員会議をとおして、また直接に国家権力を行使する。

第3条〔民主主義的中央集権主義〕

ソビエト国家の組織と活動は、民主主義的中央集権主義、すなわち下から上まですべての国家権力機関の選挙制、その人民への報告義務制、および下級機関にとっての上級機関の決定の義務性の原則に従って構築される。民主主義的中央集権主義は、単一の指導性と、地域における自発的で創造的な活動、ならびに各国家機関および公務員の委任された仕事に対する責任を結合する。

第4条〔憲法・法律遵守義務〕

ソビエト国家およびそのすべての機関は、社会主義的合法性に基づいて活動し、法秩序、社会の利益ならびに市民の権利および自由の保護を保障する。

国家・社会組織および公務員は、ロシア共和国憲法、ソ連憲法、ロシア共和国およびソ連邦の法律、ならびにロシア共和国の構成部分である共和国がその権限の範囲内で公布した憲法および法律を遵守する義務を負う。〔2項 90年12月改正〕

第5条〔全人民討議および全人民投票〕

国家生活上の最重要問題は全人民討議にかけられ、また全人民投票(レフェレンダム)に付される。

第6条〔結社の機能 90年6月改正〕

政党、労働組合、青年団体、その他の社会団体および大衆運動は、人民代議員会議に選出された自らの代表をとおして、またその他の諸形態で、国家の政策の策定ならびに国家的および社会的諸業務の管理に参加する。

第7条〔結社の活動原則 90年6月改正〕

すべての政党、社会団体および大衆運動は、その綱領および規約で定められた機能を遂行し、ソ連憲法、ロシア共和国憲法およびロシア共和国の構成部分である共和国の憲法、ならびにソ連邦、ロシア共和国および自治共和国の法律の枠内で活動する。

ソビエト憲法体制および社会主義国家の一体性を暴力的に変更し、その安全を崩壊させ、または社会的、民族のおよび宗教的反目を煽ることを目的とする党、団体および運動の創設および活動は許されない。

第8条〔労働集団〕

労働集団は、国家のおよび社会的諸業務の討議および決定、生産および社会発展の計画、要員の養成および配置、企業および施設の管理、労働および日常生活の諸条件の改善、ならびに生産発展用に指定された資金ならびに社会・文化的施策および物質的奨励用の資金の活用の諸問題の討議および解決に参加する。

労働集団は社会主義的競争を發展させ、労働の先進的方法の普及および労働規律の強化を促進し、その構成員を共産主義的道德の精神で教育し、その政治的自覚、文化および専門的技能の向上について配慮する。

第9条〔社会主義的民主主義〕

ソビエト社会の政治システムの發展の基本方向は、社会主義的民主主義のいっそうの發展、すなわち国家および社会の諸業務の管理への市民のいっそう広範な参加、国家装置の完備、社会団体の積極性の向上、人民統制の強化、国家のおよび社会的生活の法的基礎の強化、公開性の拡大ならびに世論の恒常的な考慮である。

第2章 経済システム**第10条〔所有権 90年12月改正〕**

ロシア共和国において所有権は承認され、国家において保護される。国家は所有権の多様な形態の発展のために必要な諸条件を創造し、すべての所有形態に平等の保護を保障する。

社会的利益に依拠して、法律により経済活動の自由の範囲を定める。

第11条〔土地に対する権利 90年12月改正〕

土地、地下資源、水資源および動植物界は、その地域に居住する人民の財産である。天然資源の占有、利用および処分は、これら人民の利益に損害を与えるかたちで行われてはならない。

土地、地下資源、水資源および動植物界の所有の諸形態は、ロシア共和国人民代議員大会の特別多数によって、または全人民投票（レフェレンダム）によって定められる。上記の天然資源の占有、利用および処分は、ロシア共和国およびロシア共和国の構成部分である共和国の法律、ならびにその権限の範囲内で公布された地方人民代議員会議の法令によって規制される。

第11条の1〔国家的所有 90年12月新設〕

ロシア共和国の国家的所有は、ロシア共和国の多民族からなる人民の財産である。

ロシア共和国の国家的所有には、ロシア共和国の国営の企業、施設および団体、大陸棚および海洋経済水域の資源、全国家的意義を有する文化的および歴史的価値、ロシア共和国の国家財政資金、ロシア共和国国立銀行、全連邦の金準備、ダイヤモンドおよび外貨資産のロシア共和国の持分、ならびに共和国の年金、保険、予備およびその他の資産が帰属する。

ロシア共和国および連邦〔ロシア〕の構成主体の国家的所有には、工業における生産手段、運輸、通信、情報、および燃料・エネルギー複合体の諸企業、ならびにロシア共和国の任務を実現するために必要なその他の企業およびその他の財産が帰属する。

国家的所有の占有、利用および処分は、ロシア共和国および連邦〔ロシア〕

の構成主体の法律に従って実現される。

ロシア共和国および連邦〔ロシア〕の構成主体は、全連邦的課題の実現のためにソ連邦に譲渡された財産の管理に参加する。

第12条〔土地利用権等 90年12月改正〕

ソフホーズ、コルホーズ、協同組合組織、農家経営体およびそれらの結合体の所有となるのは、それらによって生産された産物、生産手段、ならびにそれらの生産活動および法律で禁止されていないその他の活動を行うために必要なその他の財産である。

農産物の生産のための土地区画は、国家によって、利用、相続可能終身占有または所有のために提供される。ロシア共和国の法律によって定められた場合を除き、土地区画の没収は許されない。

土地区画の売却またはその他の形態による譲渡は、相続による移転の場合を除き、その土地区画が存在する地域の人民代議員会議に代表される国家に対してのみ可能である。土地区画に対する所有権取得の時から10年間は、その売買は許されない。その後は、土地区画の売買の問題は、ロシア共和国人民代議員大会の特別多数によって、または人民投票（レフェレンダム）で定められた手続によって決定される。

国家は、農業生産のすべての形態の発展を助成する。国家は、社会的利益に依拠して、土地区画の最大限度を定めることができる。

土地利用者は、土地を効果的に利用し、それを大切にし、その肥沃度を高める義務を負う。

第13条〔市民の所有 90年12月改正〕

市民の所有は、社会的生産への参加および自分自身の経営活動から得た勤労所得、ならびに法律に矛盾しない手続および諸条件のもとで得られたその他の所有によって形成され、増殖される。

市民の所有およびその相続の権利は国家によって保護される。

所有は、社会の利益および他の市民の権利に矛盾する目的で利用することはできない。

第14条〔労働 90年12月改正〕

市民には、自らの能力を生産的および創造的労働に用いる独占的権利が帰属する。市民はこの権利を自営活動で、または労働契約に基づいて行使する。

いかなる所有形態に基づくものであれ、生産に従事する者には、雇用、解雇、報酬および労働保護の公正な諸条件が法律によって保障される。

第15条〔社会主義的生産〕

社会主義のもとにおける社会的生産の最高の目的は、人々の増大する物質的および精神的な要求を最大限完全に満たすことである。

国家は、勤労者の創造的積極性、社会主義的競争、および科学技術進歩の成果に依拠し、経済指導の形態と方法を完成させ、労働生産性の向上、生産効率および労働の質の改善、ならびに国民経済のダイナミックで計画に添った均衡のとれた発展を保障する。

第16条〔計画経済〕

ロシア共和国の経済は、ソ連邦の領土上の社会的生産、分配および交換のすべての環を包括する統一した国民経済複合体の構成部分である。

経済の指導は、集権的管理と企業、施設およびその他の団体の経済的自主性および率先性を結合し、部門別および地域別原則を考慮にいれ、経済・社会発展国家計画に基づいて実現される。その場合、経済計算、利潤、原価、およびその他の挺子および刺激が積極的に活用される。

第17条〔経済原則 90年12月改正〕

ロシア共和国は、生産のダイナミックな発展、労働生産性の向上ならびに社会および各勤労者の福利の増大のための諸条件を整え、そのための経済的イニシアティブを奨励する。

国家は経済活動を規制し、市場メカニズムの発展を保障し、独占を許さず、

勤労者の利益を擁護する。環境を保全する。統一した租税・財政政策を実施する。経済生活の参加者の間の紛争を解決し、経済活動における逸脱を根絶する。

第18条〔環境保全〕

ロシア共和国の現在および未来の世代のために、土地、地下資源、水資源および動植物界の保護および科学的に根拠のある合理的利用、ならびに大気および水の清浄さの維持、天然の富の再生産の保障および人間をとりまく環境の改善のために必要な措置がとられる。

第3章 社会的発展および文化

第19条〔社会的同質性〕

ロシア共和国の社会的基礎をなすのは、労働者、農民および知識人の破壊することのできない同盟である。

国家は、社会の社会的同質性の強化、すなわち階層的差異、ならびに都市と農村、および知的労働と肉体労働の間の本質的差異の払拭、ならびにソ連邦のすべての大小民族の全面的発展および接近を促進する。

第20条〔人間の自由な発展〕

国家は、「各人の自由な発展がすべての人の自由な発展の条件である」という共産主義の理念に従い、市民による自らの創造的力、能力および才能の発揮、ならびに人格の全面的発展のための現実的可能性の拡大を、自らの目的として設定する。

第21条〔労働の解放〕

国家は、労働条件の改善および労働の保護、ならびにその科学的組織化について配慮し、また国民経済の全領域における生産過程の総合的メカニズムおよびオートメーション化により、肉体的重労働を削減し、さらにそれに続いて完全に一掃するよう配慮する。

第22条〔農村の改善〕

ロシア共和国においては、農業労働を一種の工業労働へ転換するプログラム、すなわち農村における国民教育、文化、保健、商業、公共食堂、日常サービスおよび公営事業の施設網の拡大、ならびに村および農村の整備された町への改造が一貫して実現される。

第23条〔消費生活の保障〕

国家は、労働生産性の向上に基づき、労働報酬および勤労者の実質所得の水準を上昇させる路線を不屈に実行する。

ソビエト人の要求をより完全に満たすために、社会的消費資産が創設される。国家は、社会団体および労働集団の広範な参加のもとに、これら資産の増大および正しい分配を保障する。

第24条〔生活・文化の発展〕

ロシア共和国においては保健、社会保障、公共食堂、日常サービス、および公営事業の国家システムが活動し、発展する。

国家は、住民サービスのすべての領域において、協同組合およびその他の社会団体の活動を奨励する。国家は大衆的な体育およびスポーツの発展を助成する。

第25条〔教育の発展〕

ロシア共和国においては、国民教育の単一システムが存在し、完備されつつあり、それは市民の普通教育および職業教育を保障し、青少年の共産主義的教育ならびに精神的および身体的発展に奉仕し、青少年を労働および社会的活動に役立つよう養成する。

第26条〔科学の発展〕

国家は、社会の要求に応じて、科学の計画的な発展および科学要員の養成を保障し、科学研究の成果を国民経済およびその他の生活領域に活用するよう組織する。

第27条〔芸術の発展〕

国家は、ソビエト人の道徳的および倫理的教育、ならびにその文化水準の向上のために、その精神的財産の保護、増大および広範な利用について配慮する。

ロシア共和国においては、専門的芸術および人民の芸術的創造性の発展が全面的に奨励される。

第4章 外交活動および社会主義祖国の防衛

第28条〔基本原則〕

ロシア共和国は、外交活動において、ソ連憲法によって定められた外交の目的、課題および原則に導かれる。

ロシア共和国においては、戦争の宣伝は禁止される。

第29条〔祖国の防衛〕

ソ連憲法に従い、社会主義祖国の防衛は、国家の最重要の機能であり、全人民の事業である。

社会主義の成果、ソビエト人民の平和的労働、ならびに国家の主権および領土の全一性を防衛するために、ソ連軍が創設され、一般兵役義務が定められる。

人民に対するソ連軍の責務は、社会主義祖国を確実に防衛し、あらゆる侵略者に対する即座の反撃を保障する戦闘準備を常に整えていることである。

第30条〔防衛への参加および義務 90年12月一部追加〕

ロシア共和国は、国の安全および防衛力の保障、ならびにソ連軍に必要なものすべてを装備する業務に参加する。

国の安全保障およびその防衛力の強化に関する国家機関、社会団体、公務員および市民の義務は、ソ連邦およびロシア共和国の法律によって定められる。

第2編 国家および個人

第5章 ロシア共和国市民権・市民の平等権

第31条〔基本原則 90年12月改正〕

ロシア共和国領土上における市民権の取得および消滅の根拠および手続は、ロシア共和国市民権法によって定められる。

いかなる者も自らの市民権を奪われ、または自らの市民権を変更する権利を奪われることはありえない。

ソ連邦の定める単一連邦市民権制度に従い、ロシア共和国の各市民はソ連邦の市民である。

他の加盟共和国の市民は、ロシア共和国の領土上で、ロシア共和国市民と同一の権利を享有する。

ロシア共和国の国境外にいるロシア共和国市民は、ロシア共和国およびソ連邦の保護および庇護のもとにある。

第32条〔平等権〕

ロシア共和国市民は、出生、社会的および財産的地位、人種的および民族的帰属、性別、教育水準、言語、宗教への態度、職業の種類および性格、居住地ならびにその他の事情に関わりなく、法律のもとに平等である。

ロシア共和国市民の平等権は、経済的、政治的、社会的および文化的生活のすべての分野において保障される。

第33条〔女性の保護〕

ロシア共和国において男女は平等の権利を有する。

この権利の実現は、普通および職業教育、労働、労働報酬、職場での昇進、社会・政治的および文化的活動における男子と平等の可能性の女子への提供、女性の労働および健康の保護の特別措置、女性が仕事と母親の地位を両立させることを可能にする諸条件の創設、ならびに母性および児童の法的保

護ならびに物質的および道徳的援助によって保障されるが、それには、妊婦および母親に有給休暇およびその他の特典を与えること、年少児をもつ女性の労働時間の漸次的削減が含まれる。

第34条〔人種・民族の平等〕

様々な人種および民族のロシア共和国市民は平等の権利を有する。

この権利の実現は、ソ連邦のすべての大小民族の全面的な発展および接近の政策、ソビエト愛国主義および社会主義的国際主義の精神による市民の教育、ならびに母語およびソ連邦の他の諸人民の言語を用いる可能性を与えることによって保障される。

いかなるものであれ、人種的および民族的指標に基づく直接的または間接的な権利の制限、直接的または間接的な特権の付与は、人種的もしくは民族的な差別、敵対または蔑視の宣伝と同じように、法律によって処罰される。

第35条〔外国人・無国籍者の権利・義務〕

ロシア共和国における外国市民および無国籍者は、彼に帰属する人格的、財産的、家族のおよびその他の諸権利を守るために、裁判所およびその他の国家機関に訴える権利を含め、法律で定められた権利および自由を保障される。

ロシア共和国の領土上に存在する外国市民および無国籍者は、ソ連憲法およびロシア共和国憲法を尊重し、ソビエト法を遵守する義務を負う。

第36条〔亡命権〕

ロシア共和国は、勤労者の利益および平和の事業の擁護、革命および民族解放運動への参加、または進歩的な社会・政治的、科学的もしくはその他の創造的活動のために迫害を受けている外国人に、亡命権を与える。

第6章 ロシア共和国市民の基本権、自由および義務

第37条〔基本原則 90年12月改正〕

ロシア共和国市民は、ロシア共和国憲法、ソ連憲法ならびにロシア共和国およびソ連邦の法律によって宣言された社会・経済的、政治的および人格的な諸権利および自由をすべて完全に所有する。

市民による権利および自由の活用は、社会および国家の利益ならびに他の市民の権利に損害を与えてはならない。

第38条〔労働権〕

ロシア共和国市民は、労働の権利、すなわち、労働の量および質に応じ、国家によって定められた最低額以上の報酬を保証された仕事を受けとる権利を有し、そのなかには、素質、能力、専門的技術および教育水準に従い、社会的必要を考慮にいれ、職業、業務の種類および仕事を選択する権利が含まれる。

この権利は、社会主義的経済システム、生産力の不断の増大、無料職業教育、労働資格の向上および新しい専門的教育、ならびに就職指導および就職斡旋システムの発展によって保障される。

第39条〔休息権〕

ロシア共和国市民は休息権を有する。

この権利は、労働者および職員のための週41時間を超えない労働時間の制定、一連の職務および生産のための労働日の削減、夜間労働の時間短縮、年次有給休暇および週休の提供、文化・教育的施設およびリクリエーション施設網の拡大、大衆スポーツ、体育および旅行の発展、ならびに居住地における休息のための好都合な設備および自由時間の合理的利用のその他の諸条件の創設によって保障される。

コルホーズ員の労働時間および休息時間はコルホーズによって規制される。

第40条〔健康権〕

ロシア共和国市民は健康保護の権利を有する。

この権利は、国家保健施設によって与えられる高度の質の無料医療援助、市民の治療および健康強化のための施設網の拡大、安全技術および産業衛生学の発展および完備、広範な予防措置の実施、環境改善の施策、教育および労働訓練と関係のない児童労働の禁止を含む青年の健康についての特別の配慮、ならびに罹病の予防および減少ならびに市民の活気ある長寿の保障に向けられた科学研究の発展によって保障される。

第41条〔社会保障権〕

ロシア共和国市民は、老齢、罹病、完全なまたは一部の労働能力喪失、および扶養者喪失の場合に社会保障を受ける権利を有する。

この権利は、労働者、職員およびコルホーズ員の社会保険、一時的労働能力喪失手当、国家およびコルホーズの負担による老齢、障害および扶養者喪失年金の支払い、部分的に労働能力を喪失した市民の就職斡旋、高齢市民および障害者への配慮、ならびにその他の形態の社会保障によって保障される。

第42条〔住宅権〕

ロシア共和国市民は住宅権を有する。

この権利は、国家的および社会的住宅資産の発展および保護、協同組合および個人による住宅建設の助成、整備された住宅建設のプログラムの実現程度に応じた社会的統制のもとにおける住居の公正な配分、ならびに住宅および公営サービスの低料金制度によって保障される。ロシア共和国市民は、提供された住宅を大切に扱わなければならない。

第43条〔教育権〕

ロシア共和国市民は教育権を有する。

この権利は、すべての種類の教育の無料制、年少者の普通中等義務教育の実現、生活および生産と教育の関連性に基礎をおく専門技術、中等特別および高等教育の広範な発展、通信教育および夜間教育の発展、生徒および学生への国家奨学金および特典の提供、学校教科書の無料配布、学校で母語を学ぶ

可能性、ならびに自習のための諸条件の創造によって保障される。

第44条〔文化の成果享受権〕

ロシア共和国市民は文化の成果を享受する権利を有する。

この権利は、国家のおよび社会的資産のなかにある祖国および世界の文化財の一般公開、共和国領土上の文化・教育施設の発展および均等な配置、テレビ、ラジオ、書籍出版事業、定期刊行物、無料図書館網の発展、ならびに外国との文化交流の拡大によって保障される。

第45条〔科学・芸術の自由 90年12月一部改正〕

ロシア共和国市民は、科学的、技術的および芸術的創造の自由を保障される。この自由は、科学研究ならびに発明および合理化提案活動の広範な展開、ならびに文学および芸術の発展によって保障される。国家は、そのために必要な物質的諸条件を創造し、自発的団体および作家同盟に援助を与え、国民経済およびその他の生活領域において発明および合理化提案を活用するよう組織する。

作家、発明家および合理化提案者の権利は国家によって保護される。

第46条〔参政権〕

ロシア共和国市民は、国家のおよび社会的業務の管理、全国のおよび地方レベルの法律および決定の討議および採択に参加する権利を有する。

この権利は、人民代議員会議およびその他の選挙制国家機関に選挙し、選挙される可能性、全人民的な討議および投票、人民統制、ならびに国家機関、社会団体および社会的自主機関、ならびに労働集団および居住地の集會に参加する可能性によって保障される。

第47条〔提案・批判権〕

ロシア共和国の各市民は、国家機関および社会団体に、その活動の改善について提案し、仕事上の欠陥を批判する権利を有する。

公務員は、市民の提案および申請を、所定の期間内に審理し、それに回答

を与え、必要な措置をとる義務を負う。

批判に対する迫害は禁止される。批判を理由に迫害した者は責任を問われる。

第48条〔言論等の自由 90年12月一部改正〕

法律に従い、ロシア共和国市民に、言論、出版、集会、会合、街頭行進およびデモンストレーションの自由が保障される。

これらの政治的自由の実現は、勤労者およびその団体への、公共の建物、街頭および広場の提供、情報の広範な流布、ならびに出版、テレビおよびラジオの利用の可能性によって保障される。

第49条〔結社の自由 90年12月一部改正〕

ロシア共和国市民は、法律に従い、社会団体および大衆運動を形成し、その活動に参加する権利を有する。

社会団体には、その規約上の任務を成功裡に実現するための諸条件が保障される。

第50条〔良心の自由 90年12月改正〕

ロシア共和国市民は、良心の自由および信教の自由を保障されるが、そのなかには、宗教その他の信念を自由に選択し、信じ、普及させ、任意の宗教を信仰しまたはいかなる宗教も信仰せず、国家の法律に従うという条件のもとで自らの信念に従って行動する各人の権利が含まれる。

ロシア共和国において、宗教団体は国家から分離される。国家教育システムは非宗教的性格を有する。

すべての宗教および宗教団体は法律のもとで平等である。

宗教に対する態度を基準にした市民の権利の制限、敵対および憎悪の扇動は禁止される。

第51条〔家族の保護〕

家族は国家の保護を受ける。

婚姻は男女の自発的合意に基づき、夫婦は家族関係において完全に平等である。

国家は、広範な児童施設網の創設および発展、日常的サービスおよび公共食堂の組織化および完備、出産手当の支給、ならびに子の多い家族への手当および特典、ならびにその他の種類の手当および援助の家族への供与の方法によって、家族に対する配慮を示す。

第52条〔人格の不可侵〕

ロシア共和国市民には人格の不可侵が保障される。いかなる者も、裁判所の決定に基づき、または検察官の承認を得ることなしには逮捕されることはありえない。

第53条〔住居の不可侵〕

ロシア共和国の市民には住居の不可侵が保障される。いかなる者も、合法的な根拠なしに、そこに居住する者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。

第54条〔通信の秘密等〕

市民の個人生活、ならびに文通、電話による会話および電信による通信の秘密は、法律によって保護される。

第55条〔裁判を受ける権利〕

人格の尊重、ならびに市民の権利および自由の保護は、すべての国家機関、社会団体および公務員の義務である。

ロシア共和国市民は、名誉および尊厳、生命および健康ならびに個人の自由および財産に対する侵害に対して裁判による保護を受ける権利を有する。

第56条〔行政行為に対する訴え〕

ロシア共和国市民は、公務員ならびに国家および社会機関の行為について訴願する権利を有する。訴願は、法律の定める期間内に法律の定める手続に従って審理されなければならない。

法律に違反し、または権限を超えてなされた市民の権利を侵害する公務員の行為は、法律に定める手続に従い、裁判所に訴えることができる。

ロシア共和国市民は、国家および社会機関ならびに公務員によって、その職務の執行に際してひき起された損害の賠償を求める権利を有する。

第57条〔合法性遵守義務〕

権利および自由の行使は、市民における自らの義務の履行と不可分である。

ロシア共和国市民は、ロシア共和国憲法、ソ連憲法、ロシア共和国およびソ連邦の法律、ならびにロシア共和国の構成部分である共和国がその権限の範囲内で公布した憲法および法律を遵守する義務を負う。〔90年12月改正〕

第58条〔労働義務〕

労働能力を有する各市民の義務であり名誉ある事業であるのは、自ら選んだ社会的有用労働の分野における良心的労働および労働規律の遵守である。

社会的有用労働の拒否は社会主義社会の諸原則と相容れない。

第59条〔所有尊重義務 90年12月改正〕

所有を侵害する者は法律に従い処罰される。

第60条〔祖国防衛義務〕

ロシア共和国市民はソビエト国家の利益を擁護し、その力と権威の強化を促進する義務を負う。

社会主義祖國の防衛はロシア共和国各市民の神聖な責務である。

祖國に対する裏切りは人民に対する最も重大な犯罪である。

第61条〔兵役義務〕

ソ連軍の隊列で兵役に就くことはロシア共和国市民の名誉ある義務である。

第62条〔民族友好義務〕

ロシア共和国各市民の責務は、他の市民の民族的誇りを尊重し、ソビエト多民族国家の大小民族の友好を強化することである。

第63条〔社会秩序擁護義務〕

ロシア共和国市民は、他人の権利および合法的利益を尊重し、反社会的行動と非和協的に闘い、社会秩序の擁護に全面的に協力する義務を負う。

第64条〔子の養育義務〕

ロシア共和国市民は、子の養育について配慮し、子を社会的有用労働に向けて育成し、社会主義社会の名誉ある構成員として育てる義務を負う。

第65条〔自然保護義務〕

ロシア共和国市民は、自然を大切にし、自然の富を保護する義務を負う。

第66条〔文化遺産保存義務〕

歴史的記念物およびその他の文化的遺産の保存について配慮することは、ロシア共和国市民の責務であり、義務である。

第67条〔平和擁護義務〕

ロシア共和国市民の国際的責務は、他の諸国の人民との友好および協力の発展、ならびに全般的平和の維持および強化を助成することである。

第3編 ロシア共和国の民族・国家的および行政・地域的構造**第7章 ロシア共和国はソ連邦の構成に入る加盟共和国である****第68条〔基本規定〕**

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は主権を有するソビエト社会主義国家である。共産主義社会を成功裡に建設し、経済的および政治的統一を強化し、国の安全および防衛を保障するために、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は、民族の自由な自決の結果、自発性および平等な権利に基づいて、他のソビエト社会主義共和国、すなわちウクライナ・ソビエト社会主義共和国、白ロシア・ソビエト社会主義共和国、ウズベク・ソビエト社会主義共和国、カザフ・ソビエト社会主義共和国、グルジア・ソビエト社会主義共和国、

アゼルバイジャン・ソビエト社会主義共和国、リトアニア・ソビエト社会主義共和国、モルダビア・ソビエト社会主義共和国、ラトビア・ソビエト社会主義共和国、キルギス・ソビエト社会主義共和国、タジク・ソビエト社会主義共和国、アルメニア・ソビエト社会主義共和国、トルクメン・ソビエト社会主義共和国、およびエストニア・ソビエト社会主義共和国とともに、統一した多民族連邦国家としてのソビエト社会主義共和国連邦に統合される。

以上のことに依拠し、ロシア共和国は、ソ連憲法第73条に定められた諸権利を、その最高国家権力・管理機関に代表されるソ連邦に対して保障する。

ソ連憲法第73条に定められた範囲外では、ロシア共和国は自らの領土上で自主的に国家権力を行使する。

第69条〔連邦脱退権〕

ロシア共和国はソ連邦から自由に脱退する権利を自ら維持する。

第70条〔共和国の領土〕

ロシア共和国の領土はその同意なしに変更することはできない。ロシア共和国と他の加盟共和国の間の境界線は当該共和国の相互の合意により変更することができるが、ソ連邦の承認を要する。

第71条〔共和国の民族・行政単位〕

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国には、バシキール、ブリヤート、ダゲスタン、カバルジノ・バルカル、カルムイク、カレリア、コミ、マリ、モルドワ、北オセチア、タタール、トゥワ、ウドムルト、チェチェノ・イングーシ、チュバシ、およびヤクートのソビエト社会主義共和国が含まれる。

ロシア共和国には、アルタイ、クラスノダール、クラスノヤルスク、沿海、スタブローポリ、およびハバロフスクの道

アムール、アルハンゲルスク、アストラハン、ベルゴロド、ブリャンスク、ウラジーミル、ボルゴグラード、ボログダ、ボロネジ、ゴーリキー、イワノボ、イルクーツク、カリーニングラード、カリーニン、カルーガ、カムチャツ

カ、ケメロボ、キーロフ、コストローマ、クイブイシェフ、クルガン、ター
ルスク、レニングラード、リベツク、マガダン、モスクワ、ムルマンスク、
ノブゴロド、ノボシビルスク、オムスク、オレンブルグ、オリョール、ペン
ザ、ペルミ、プスコフ、ロストフ、リャザン、サラトフ、サハリン、スベル
ドロフスク、スモレンレスク、タムボフ、トムスク、トゥーラ、チュメニ、
ウリヤノフスク、チェリャビンスク、チタ、およびヤロスラブリの州

モスクワおよびレニングラードの共和国直轄市

アディゲイ、ゴルノ・アルタイ、ユダヤ、カラチャエボ・チェルケス、お
よびハカスの自治州

アギン・ブリヤート、コミ・ペルミヤツク、コリヤーク、ネネツ、タイム
イル（ドルガノ・ネネツ）、ウスチ・オルディンスク・ブリヤート、ハントウ
イ・マンシー、チュコト、エベンキ、およびヤマロ・ネネツの自治区が含ま
れる。

第72条〔共和国の管轄〕

その最高国家権力・管理機関に代表されるロシア・ソビエト連邦社会主義
共和国の管轄には次のものが属する。

- ① ロシア共和国憲法の採択およびその改正
- ② ロシア共和国憲法の遵守の統制、およびロシア共和国の構成部分である
共和国の憲法のロシア共和国憲法への適合性の保障
- ③ ロシア共和国の構成単位としての新しいロシア共和国の構成部分である
共和国および自治州の形成の承認を求めてソ連邦最高会議に提案すること
- ④ ロシア共和国の立法
- ⑤ 国家秩序ならびに市民の権利および自由の擁護
- ⑥ 共和国および地方の国家権力・管理機関の組織化および活動の手続の制
定
- ⑦ 統一社会・経済政策の実施、ロシア共和国経済の指導、科学・技術進歩

の保障、ならびに天然資源の合理的利用および保護のための施策を実施すること

- ⑧ ロシア共和国の経済・社会発展国家計画およびロシア共和国国家予算の策定および承認、ならびにそれらの執行に関する報告の承認、ならびにロシア共和国の構成部分である共和国の国家予算、道、州、および共和国直轄市の予算の実施の指導
- ⑨ ソ連邦の法律に従い、ロシア共和国の国家予算の編成に組み込まれる収入の決定
- ⑩ 国民経済の連邦・共和国管轄および共和国管轄の諸部門、ならびに共和国管轄の合同および企業の指導
- ⑪ 土地、地下資源、森林および水資源の利用手続の制定ならびに環境の保護
- ⑫ 住宅および公営事業、商業および公共食堂、住民の日常生活サービス、住宅建設、都市およびその他の居住地域の整備、道路建設ならびに輸送の指導
- ⑬ ロシア共和国の国民教育ならびに文化的および科学的な組織および施設の指導、保健、体育・スポーツおよび社会保障の指導、ならびに歴史的記念物および文化の保護
- ⑭ ロシア共和国の裁判所での有罪判決を受けた者の恩赦および特赦
- ⑮ 国際関係においてロシア共和国を代表すること
- ⑯ 共和国レベルのその他の諸問題の解決

第73条 (行政区画)

ロシア共和国は、自らの道、州、区および地区の区画を定め、行政的・地域的構成のその他の諸問題について決定する。

第74条 [連邦管轄への参加]

ロシア共和国はソ連邦の管轄に属する諸問題の決定に参加し、ソ連邦人民

代議員大会、ソ連邦最高会議、ソ連邦最高会議幹部会、ソ連邦政府およびソ連邦のその他の諸機関に参加する。〔89年10月改正〕

ロシア共和国は自らの領土上における総合的な経済的および社会的発展を保障し、その領土上でソ連邦の権限の行使を促進し、ソ連邦の最高国家権力・管理機関の決定を実施する。

ロシア共和国は、その管轄に属する諸問題について連邦管轄の企業、施設および団体の活動を調整し、統制する。

第75条〔外交権〕

ロシア共和国は、諸外国と外交関係ももち、それらと条約を締結し、外交および領事代表を交換し、国際組織の活動に参加する権利を有する。

第76条〔連邦法の効力 90年12月改正〕

ソ連邦に譲渡された権限の範囲内で採択されたソ連邦の法律およびその他の法令、ならびにソ連邦大統領の大統領令およびその他の法令は、ロシア共和国の領土上で直接効力を有する。

ロシア共和国の主権的諸権利を侵害するソ連邦の法令のロシア共和国領土上での効力は、ロシア共和国によって停止される。

第77条〔主権的諸権利の保護〕

ソ連憲法に適合するロシア共和国の主権的諸権利は、ソ連邦によって保護される。

第8章 ロシア共和国の構成部分である共和国

第78条〔基本規定〕

ロシア共和国の構成部分である共和国は、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の構成部分となる社会主義国家である。

ロシア共和国の構成部分である共和国は、ソ連邦およびロシア共和国の権利の範囲の外で、その管轄に属する諸問題を自主的に決定する。

ロシア共和国の構成部分である共和国は、ソ連憲法およびロシア共和国憲法に適合し、当該共和国の特殊性を考慮にいたした自らの憲法を有する。

第79条〔共和国の権限〕

ロシア共和国の構成部分である共和国は、それぞれロシア共和国およびソ連邦の最高国家権力・管理機関をとおして、ロシア共和国およびソ連邦の管轄に属する諸問題の決定に参加する。

ロシア共和国の構成部分である共和国は、自らの領土上で総合的な経済的および社会的な発展を保障し、その領土上でソ連邦およびロシア共和国の権限の行使を促進し、ソ連邦およびロシア共和国の最高国家権力・管理機関の決定を実施する。

ロシア共和国の構成部分である共和国は、その管轄に属する諸問題について、連邦および共和国（ロシア共和国）管轄の企業、施設および団体の活動を調整し、統制する。

第80条〔共和国の領土〕

ロシア共和国の構成部分である共和国の領土は、その同意なしに変更することはできない。

第81条〔ロシア共和国法の効力〕

ロシア共和国の法律は、ロシア共和国の構成部分であるすべての共和国の領土上で拘束力を有し、同一の効力を有する。ロシア共和国の構成部分である共和国の法律がロシア共和国の法律から逸脱しているときは、ロシア共和国の法律が効力を有する。

第9章 自治州および自治区

第82条〔自治州 90年12月一部改正〕

自治州はロシア共和国の構成部分である。

自治州に関する法律は、自治州人民代議員会議の提案に基づき、ロシア共

和国最高会議によって採択される。

第83条〔自治区 90年12月改正〕

自治区はロシア共和国の構成部分であり、道または州に属する。

自治区に関する法律は、自治区人民代議員会議の提案に基づき、ロシア共和国最高会議によって採択される。

第84条〔ロシア共和国との折衝権 90年12月改正〕

自治州および自治区の国家権力・管理機関には、ロシア共和国の国家権力・管理機関と折衝する権利が保障される。

第4編 ロシア共和国人民代議員会議およびその選出手続

第10章 人民代議員会議のシステムおよび活動の諸原則〔89年10月全面改正〕

第85条〔人民代議員会議システム〕

人民代議員会議、すなわちロシア共和国人民代議員大会、ロシア共和国最高会議、ロシア共和国の構成部分である共和国の人民代議員大会および最高会議、ならびに地方人民代議員会議、すなわち道、州、自治州、地区、市、市内区、町および村の人民代議員会議は、ロシア共和国の国家権力の代表機関の統一システムを構成する。

第86条〔人民代議員会議の選挙〕

人民代議員会議の任期は5年である。

ロシア共和国の人民代議員およびロシア共和国内の地方人民代議員会議の人民代議員の選挙は、それぞれの国家権力機関の任期満了の4カ年以上前に指定される。

ロシア共和国の構成部分である共和国およびロシア共和国の構成部分である共和国内の地方人民代議員会議の人民代議員の選挙の指定の時期および手続は、ロシア共和国の構成部分である共和国の憲法および法律によって定め

られる。

第87条〔人民代議員会議の立法・組織活動〕

共和国および地方レベルの最重要問題は、ロシア共和国人民代議員大会の会議、ロシア共和国最高会議の会期、自治共和国の人民代議員大会の会議および最高会議の会期、ならびに地方人民代議員会議の会期によって決定され、またはレフェレンダムに付される。

ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア共和国最高会議およびロシア共和国最高会議議長を選出する。ロシア共和国最高会議は幹部会を形成する。ロシア共和国の地方人民代議員会議は会議議長を選出し、市（地区管轄の市）、町および村会議を除いて幹部会を形成する。

自治共和国最高会議は人民代議員大会によって選出され、自治共和国憲法によって大会の創設が定められていない共和国においては直接有権者によって選出される。自治共和国憲法に従い、自治共和国の最高会議および地方人民代議員会議の幹部会が形成され、会議議長が選出される。

人民代議員会議は常任委員会を形成し、執行・処分機関およびその他会議に報告義務を負う機関を設置し、その長を選出、任命または承認する。

人民代議員会議によって選出または任命された公務員は、裁判官を除き、連続して二期を超えてその職務に就くことはできない。あらゆる公務員は、その職務を適正に履行しなかった場合に、任期途中でその職務を解任することができる。

第88条〔人民統制機関 90年12月削除〕

第89条〔人民代議員会議の執行・統制活動〕

人民代議員会議は、直接に、またその設置した機関をとおして、自らの領土上で、国家、経済および社会・文化建設の全領域を指導し、決定を採択し、その執行を保障し、決定の実施を統制する。

第90条〔人民代議員会議の活動原則〕

人民代議員会議の活動は、問題の集団的で、自由で、実務的な審議および決定、グラスノスチ、執行・処分機関その他会議によって設置された諸機関の会議、勤労集団および住民に対する規則的報告制、その活動への市民の広範な参加に基づいて建設される。

人民代議員会議およびそれによって設置される機関は、世論を考慮にいれ、共和国および地方レベルの最重要問題を市民の討議に委ね、自らの活動および採択された決定について体系的に市民に報告する。

第11章 選挙システム（90年12月全面改正）

第91条〔選挙原則〕

人民代議員選挙は、普通・平等・直接選挙権および秘密投票制に基づき、単独定数区または多定数区で行われる。

第92条〔普通選挙〕

人民代議員選挙は普通選挙であり、18歳に達したロシア共和国市民は選挙権および被選挙権を有する。

ロシア共和国市民は、同時に二つを超える人民代議員会議の代議員になることはできない。

ロシア共和国閣僚会議、自治共和国閣僚会議および地方人民代議員会議の執行委員会の構成員である者は、これら機関の議長、官庁および地方会議執行委員会の部局長、ならびに裁判官および国家仲裁官を除き、それらを任命または選出する会議の代議員になることはできない。

裁判所によって行為無能力と認定された精神病患者、裁判所の判決または検察官の承認により自由剝奪地で拘禁されている者、および裁判所の判決により強制治療地に収容されている者は、選挙に参加しない。

第93条〔平等選挙〕

人民代議員選挙は平等選挙である。各選挙区の有権者は一票をもち、平等

原則に基づいて選挙に参加する。

第94条〔直接選挙〕

人民代議員選挙は直接選挙である。人民代議員は市民によって直接に選出される。

第95条〔秘密投票〕

人民代議員選挙は秘密投票で行われる。投票者の意思表示をコントロールすることは許されない。

第96条〔候補者の選抜・選挙費用〕

人民代議員候補者の選抜権は、労働集団、社会団体、中等専門・高等教育施設の集団、居住地有権者集会および軍部隊勤務員集会に属する。

人民代議員の候補者数は制限されない。選挙前集会の各参加者は、審議のために自らを含め任意の候補者を提案することができる。

人民代議員の候補者は、その選抜のときから平等原則に基づいて選挙運動に参加する。

投票用紙には任意の数の候補者を記載することができる。

人民代議員選挙の準備および実施に関連する費用の支出は、選挙実施に確保された国家資金の負担のみで行われる。

第97条〔選挙運動〕

人民代議員選挙の準備は公開で公然と行われる。

労働集団、社会団体、中等専門・高等教育施設の集団、居住地有権者集会および軍部隊勤務員集会の代表者から構成される選挙委員会は選挙の実施を保障する。

ロシア共和国市民、労働集団、社会団体および中等専門・高等教育施設の集団は、人民代議員候補者の政治的、実務的および個人的資質について自由かつ全面的に討議する可能性、ならびに集会、出版物、テレビおよびラジオで、候補者に賛成または反対の宣伝を行う権利を保障される。

人民代議員選挙の実施手続は、ソ連邦、ロシア共和国およびロシア共和国の構成部分である共和国の法律によって定められる。

第98条〔有権者の指示〕

有権者は自らの代議員に指示を与える。

対応する人民代議員会議は指示を審議し、経済・社会発展計画の策定、予算の編成およびその他の諸問題に関する決定の準備に際してそれらを考慮にいれ、指示の実行を組織し、その実現に関して市民に情報を与える。

第12章 人民代議員

第99条〔代議員の地位〕

代議員は、人民代議員会議における人民の全権代表である。

代議員は会議の活動に参加し、国家、経済および社会・文化建設の諸問題を決定し、会議の決定の実行を組織し、国家機関、企業、施設および団体の活動に対する統制を実施する。

代議員は、自らの活動において全国的利益に導かれ、選挙区住民の要望を考慮にいれ、有権者の指示の実現に努める。

第100条〔代議員の非職業性 89年10月改正〕

代議員は、原則として、生産上または勤務上の活動と切り離されることなくその権限を行使する。

人民代議員大会の会議中、最高会議または地方人民代議員会議の会期中、および法律の定めるその他の場合で代議員の権限を行使するための期間中、代議員は生産上または勤務上の職務の遂行を免除され、代議員の活動と関連した費用は、それぞれ共和国または地方予算の財政負担で補償される。

第101条〔代議員の質問権等 89年10月一部改正〕

代議員は、関係の国家機関および公務員に質問する権利を有し、後者は人民代議員大会、最高会議または地方人民代議員会議の会期で質問に対して回

答を与える義務を負う。

代議員は、代議員活動の諸問題について、すべての国家・社会機関、企業、施設および団体に問題を提起し、その提起した問題の審議に参加する権利を有する。対応する国家・社会機関、企業、施設および団体の長は、遅滞なく代議員に応接し、その提案を所定の期間中に審議する義務を負う。

第102条〔代議員活動の保障〕

代議員には、その権利および義務の障害なき効果的实现のための諸条件が保障される。

代議員の不可侵特権および代議員活動のその他の保障は、ソ連邦の代議員地位法およびその他の法律的決定、ロシア共和国およびロシア共和国の構成部分である共和国の法律的決定によって定められる。

第103条〔代議員の義務・リコール 89年10月改正、91年5月再改正〕

代議員は、有権者ならびに代議員候補者を選抜した集団および社会団体に対して、自らの活動ならびにロシア共和国人民代議員大会および最高会議または地方人民代議員会議の活動について報告する義務を負う。

代議員は、法律の定める手続に従い、有権者の過半数の決定によってリコールすることができる。

第5編 ロシア共和国の最高国家権力・管理機関

第13章 ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議〔89年10月全面改正〕

第104条〔人民代議員大会〕

ロシア共和国の国家権力の最高機関はロシア共和国人民代議員大会である。

ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア共和国の管轄に属するすべての問

題の審議を引き受け、決定を行う権限を有する。ロシア共和国人民代議員大会は、ソ連邦人民代議員大会およびソ連邦最高会議において法案発議権を行使する。〔91年5月再改正〕

ロシア共和国人民代議員大会の独占的管轄に属するのは次の事項である。

- ① ロシア共和国憲法の採択ならびにその改正および追加
- ② ソ連邦の内政・外交政策の基本方針に適合するロシア共和国の内政・外交政策の決定
- ③ ロシア共和国の管轄に属する民族・国家構造の諸問題に関する決定の採択
- ④ ロシア共和国の行政・地域構造の諸問題の決定手続の制定
- ⑤ ロシア共和国と他の加盟共和国との境界線の変更に関する諸問題を決定し、ソ連邦人民代議員大会にその承認を求めて提案する。ロシア共和国の領土の変更をひき起す場合、ソ連邦の国境の変更の問題を審議する。
- ⑥ ロシア共和国の国家将来計画および最重要な共和国経済・社会発展綱領の承認
- ⑦ ロシア共和国最高会議の選出
- ⑧ ロシア共和国最高会議議長の選出
- ⑨ ロシア共和国最高会議第一副議長および三人の同副議長の選出〔90年5月再改正〕
- ⑩ ロシア共和国閣僚会議議長の承認
- ⑪ ロシア共和国検事総長、ロシア共和国最高裁判所長官およびロシア共和国最高仲裁裁判所長官の承認〔90年12月再改正、91年5月再々改正〕
- ⑫ ロシア共和国憲法裁判所の選出〔90年12月再改正〕
- ⑬ ロシア共和国大統領の職務解任決定の採択〔91年5月再改正〕
- ⑭ ロシア共和国最高会議の採択した法令、ならびにロシア共和国大統領の大統領令および処分の変更〔91年5月再改正〕

ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア共和国憲法が別の定めをしていない限り、ロシア共和国人民代議員の総数の過半数によって、ロシア共和国の法律および決定を採択する。〔91年5月再改正〕

ロシア共和国人民代議員大会は、共和国人民投票（レフェレンダム）の実施に関する決定を採択する。〔91年5月再改正〕

第105条〔選挙区の構成〕

ロシア共和国人民代議員大会は、1,068人の代議員によって構成される。

そのうち900人は地域選挙区から選出される。

168人は、次の基準で、民族的地域選挙区から選出される。ロシア共和国の構成部分である各共和国から4人、各自治州から2人、各自治区から1人、ならびに道・州（自治州を除く）・モスクワ市およびレニングラード市から84人。

地域選挙区および民族的地域選挙区は、それぞれ地域選挙区についてはロシア共和国の全領土で、民族的地域選挙区についてはロシア共和国の構成部分である共和国、道、州、モスクワ市、レニングラード市、自治州および自治区の範囲内で、原則として平等の有権者数で構成されるようにする。

第106条〔人民代議員大会の招集〕

ロシア共和国人民代議員大会は、選挙後2カ月以内に最初の会議が招集される。

ロシア共和国人民代議員大会は、その選出した資格委員会の提案に基づき、代議員の権限を承認する決定を採択し、選挙法違反があった場合は個々の代議員の選挙を無効と認める決定を採択する。

ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア共和国最高会議によって招集される。

ロシア共和国人民代議員大会の定例会議は、1年に1回開催される。臨時会議は、ロシア共和国最高会議の発議、ロシア共和国最高会議の両院のいず

れか、ロシア共和国最高会議幹部会、ロシア共和国最高会議議長、ロシア共和国人民代議員の5分の1以上もしくはロシア共和国大統領の提案、またはその最高国家権力機関によって代表されるロシア共和国の構成部分である共和国の発議、もしくはその人民代議員会議によって代表される道・州・自治州もしくは自治区の発議によって招集される。〔91年5月再改正〕

選挙後の最初のロシア共和国人民代議員大会の会議は、ロシア共和国人民代議員選挙中央選挙委員会の議長が開会し、主宰する。ロシア共和国最高会議議長および副議長の選出後は、ロシア共和国最高会議議長または副議長が、ロシア共和国人民代議員大会の会議を主宰する。

第107条〔最高会議の選出〕

ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国人民代議員大会の機関であり、常時活動するロシア共和国国家権力の立法・処分および統制機関である。

ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国人民代議員の中からロシア共和国人民代議員大会によって秘密投票で選出され、それに対して報告義務を負う。

ロシア共和国最高会議は、その構成員数において平等な共和国院および民族院の二院から成る。ロシア共和国最高会議の両院は平等の権利を有する。

共和国院は地域選挙区選出のロシア共和国人民代議員の中から、地域の有権者数を考慮にいれて選出される。民族院は、民族的地域選挙区選出のロシア共和国人民代議員の中から、次の基準で選出される。ロシア共和国の構成部分である各共和国から3人の代議員、各自治州および各自治区から1人の代議員、ならびに道・州・モスクワ市およびレニングラード市から63人の代議員。

ロシア共和国人民代議員大会は、その定める基準に従い、毎年共和国院および民族院の構成員の一部を入れ替る。

ロシア共和国最高会議の各院は、その院の議長および副議長を選出する。共和国院および民族院の議長は、それぞれの院の会議を指導し、その内規を

統括する。

両院の合同会議は、ロシア共和国最高会議議長、同副議長、または交替で共和国院議長もしくは民族院議長が主宰する。

第108条〔最高会議の招集〕

ロシア共和国最高会議の定例会期はロシア共和国最高会議幹部会によって招集され、1年に2回開催される。

臨時会期は、ロシア共和国最高会議幹部会によって、自らの発議により、またはロシア共和国最高会議議長、ロシア共和国大統領、その最高国家権力機関によって代表されるロシア共和国の構成部分である共和国、人民代議員会議によって代表される道、州、自治州もしくは自治区、もしくはロシア共和国の両院のいずれかの構成員の3分の1以上の提案により、招集される。

[91年5月再改正]

ロシア共和国最高会議の会期は、両院の個別会議および合同会議、ならびにそれらの間の期間に行われるロシア共和国最高会議の委員会および院の常任委員会の会議によって構成される。会期は両院の個別会議または合同会議において開会および閉会が宣言される。

ロシア共和国人民代議員大会の任期が満了したとき、ロシア共和国最高会議は、新しく選出されたロシア共和国人民代議員大会によるロシア共和国最高会議の新しい構成員の選出まで自らの権限を維持する。

第109条〔最高会議の権限〕

ロシア共和国最高会議は、

- ① ロシア共和国人民代議員およびロシア共和国地方人民代議員会議の代議員の選挙を指定する。
- ② ロシア共和国人民代議員選挙中央選挙委員会の構成員を承認する。
- ③ ロシア共和国閣僚会議議長の任命に同意を与える。[91年5月再改正]
- ④ ロシア共和国最高裁判所、ロシア共和国最高仲裁裁判所、ならびに道

- 州・モスクワ市およびレニングラード市の裁判所および仲裁裁判所の裁判官を選出し、ロシア共和国検事総長を任命する。〔91年5月再改正〕
- ⑤ 自ら形成しまたは選出した機関および任命または選出した公務員の報告を定期的に聴取し、ロシア共和国政府の信任の問題について決定する。〔91年5月再改正〕
- ⑥ ロシア共和国の全領土における立法規制の統一を保障し、ロシア共和国の権限の範囲内で、所有関係、国民経済および社会・文化建設の管理の組織化、財政・金融システム、労働報酬および価格形成、課税、環境保護および天然資源の利用、ならびにその他の諸関係の立法規制を実現し、法典を採択する。
- ⑦ ロシア共和国市民の憲法上の権利、自由および義務、ならびにロシア共和国の領土におけるすべての民族籍のソ連市民の平等権の保障と結びついた諸問題を決定する。
- ⑧ ロシア共和国の法律に解釈を与える。
- ⑨ 共和国および地方の国家権力・管理機関の組織化および活動の手続を定める。
- ⑩ 共和国の社会団体の法的地位を定める。
- ⑪ 地方人民代議員会議の活動の方向づけを行う。
- ⑫ ロシア共和国の構成部分である共和国、道、州、共和国直轄市、自治州および自治区の新設に関する提案をロシア共和国人民代議員大会の審理に付す。〔91年5月再改正〕
- ⑬ ロシア共和国の国家将来計画および最重要な共和国経済・社会発展綱領の草案の承認を求めて、ロシア共和国人民代議員大会に提案し、ロシア共和国の経済・社会発展計画およびロシア共和国の国家予算を承認し、計画および予算の執行過程の統制を実施し、その執行に関する報告を承認し、必要な場合には計画および予算に変更を加える。

- ⑭ ロシア共和国の国家予算の歳入を決定する。〔90年12月再改正〕
- ⑮ ロシア共和国の国際条約を批准し、破棄する。
- ⑯ 国の防衛および国家安全保障の基本的施策の策定に参加する。
- ⑰ ロシア共和国の国家褒賞制度を創設し、ロシア共和国の名誉称号を定める。
- ⑱ ロシア共和国の裁判所で有罪判決を受けた市民の恩赦に関する共和国の法令を公布する。
- ⑲ ロシア共和国最高会議幹部会の幹部会令および決定、ならびにロシア共和国最高会議議長の処分を破棄し、ロシア共和国大統領の大統領令をロシア共和国憲法裁判所の結論に基づいて破棄する。〔91年5月再改正〕
- ⑳ ソ連憲法、ロシア共和国憲法ならびにソ連邦およびロシア共和国の法律に適合しない場合、ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議の決定および処分、道・州および市（共和国—ロシア共和国—直轄市）の人民代議員会議、ならびに自治州および自治区の人民代議員会議の決定を破棄する。〔91年5月再改正〕
- ㉑ ソ連邦閣僚会議の決定および処分がロシア共和国の憲法上の諸権利を侵害している場合、異議を申し立て、自らの領土上における効力を停止する。またソ連邦の省、国家委員会および官庁の法令が、ソ連邦およびロシア共和国の法律に矛盾する場合、その効力を停止する。
- ㉒ ソ連邦憲法監督委員会に、ソ連邦最高会議およびその院の法令、ならびにこれらの機関の法令案の、ソ連憲法およびソ連邦人民代議員大会によって採択されたソ連邦の法律への適合性について結論を与えるよう提案する。
- ㉓ ロシア共和国人民代議員大会の閉会中、ソ連邦人民代議員大会およびソ連邦最高会議において法案発議権を行使する。〔91年5月新設〕
- ㉔ ロシア共和国人民代議員地位法に従い、代議員の権限の任期途中での終

了の問題について決定する。〔90年12月新設〕

- ㉕ ロシア共和国人民代議員大会の決定、またはロシア共和国の100万人以上の市民もしくはロシア共和国人民代議員総数の3分の1以上の要求により、全ロシア・レフェレンダムを宣言する。〔90年12月新設〕
- ㉖ ロシア共和国人民代議員大会の独占的管轄事項を除いて、ロシア共和国の管轄に属するその他の諸問題について決定する。

ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国の法律および決定を採択する。

ロシア共和国最高会議によって採択された法律および決定は、ロシア共和国人民代議員大会によって採択された法律その他の法令に矛盾してはならない。

第110条〔法案発議権 91年5月再改正〕

ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議における法案発議権は、ロシア共和国人民代議員、ロシア共和国最高会議の共和国院、民族院および幹部会、ロシア共和国最高会議議長、ロシア共和国大統領、ロシア共和国憲法裁判所、その最高国家権力機関によって代表されるロシア共和国の構成部分である共和国、その人民代議員会議によって代表される道・州・自治州および自治区、ロシア共和国最高会議の委員会および院の常任委員会、ロシア共和国最高裁判所、ロシア共和国検事総長、ならびにロシア共和国最高仲裁裁判所に属する。

その共和国レベルの機関、またはそれが存在しない場合はその全連邦機関の名において社会団体も法案発議権を有する。

第111条〔法律の制定〕

ロシア共和国最高会議の審議に付された法律案は、院の個別会議または合同会議によって審議される。

法律は、ロシア共和国最高会議の各院において、院の構成員の過半数の得票によって採択されたとみなされる。

法律案およびその他の国家生活の最重要問題は、ロシア共和国最高会議の発議、またはその最高国家権力機関によって代表される自治共和国、もしくは人民代議員会議によって代表される道・州・自治州もしくは自治区の提案に基づいて採択されるロシア共和国最高会議の決定によって人民討議に付すことができる。

第112条〔院における審議〕

ロシア共和国最高会議の各院は、ロシア共和国最高会議の管轄に属する任意の問題を審議する権利を有する。

共和国全体にとって一般的意義を有する国家建設および社会・経済発展の諸問題、ならびにロシア共和国市民の権利、自由および義務に関する諸問題は、共和国院において先議される。

ソビエト多民族国家の一般的利益および要求との結合のうえに、大小諸民族および民族グループの諸利益の民族的平等権を保障する諸問題、ロシア共和国の構成部分である共和国、自治州および自治区にとって重要な意義を有する国家建設および社会・経済的発展の諸問題、ならびに民族間関係を規制するロシア共和国の立法の整備の諸問題は、民族院において先議される。

各院は、自らの権限に関わる諸問題について決定を採択する。

院の一方によって採択された決定は、必要な場合は他院に送付され、その賛成を得たときロシア共和国最高会議決定としての効力を獲得する。

共和国院と民族院の間に不一致が存在する場合、問題は、両院により平等原則によって構成される協議委員会の解決に委ねられ、その後問題は再び共和国院と民族院の合同会議で審議される。それでも合意が得られない場合は、問題はロシア共和国人民代議員大会の審議に委ねられる。

第113条〔最高会議幹部会の地位・構成〕

ロシア共和国最高会議幹部会は、ロシア共和国最高会議に報告義務を負う機関であり、ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議の活

動の組織化を保障し、ロシア共和国憲法およびロシア共和国の法律によって定められたその他の権限を行使する。

ロシア共和国最高会議幹部会の構成には、職務上ロシア共和国最高会議議長、ロシア共和国最高会議第一副議長、ロシア共和国最高会議副議長、共和国院および民族院の議長、ならびにロシア共和国最高会議の委員会および院の常任委員長が入る。

ロシア共和国最高会議議長は、ロシア共和国最高会議幹部会の長である。

第114条〔最高会議幹部会の権限 91年5月再改正で一部項目削除〕

ロシア共和国最高会議幹部会は

- ① ロシア共和国最高会議の会期を招集する。
- ② ロシア共和国人民代議員大会の会議およびロシア共和国最高会議の会期の準備を組織する。
- ③ ロシア共和国最高会議の委員会および院の常任委員会の活動を調整する。
- ④ ロシア共和国の人民代議員が自らの権限を行使するに際して協力し、必要な情報を保障する。
- ⑤ ロシア共和国憲法を遵守するよう統制を行い、ロシア共和国の構成部分である共和国の憲法および法律がロシア共和国憲法およびロシア共和国の法律に適合するよう保障する。〔91年5月再改正〕
- ⑥ 人民投票（レフェレンダム）、ならびにロシア共和国の法律案およびその他の国家生活の最重要問題の人民討議を準備し、実施する。
- ⑦ ロシア共和国の記念日および祝日の制定
- ⑧ ロシア共和国人民代議員大会、ロシア共和国最高会議、ロシア共和国最高会議幹部会、およびロシア共和国最高会議議長によって採択されたロシア共和国の法律およびその他の法令を公布する。
- ⑨ ロシア共和国の法律によって定められたその他の権限を行使する。

ロシア共和国最高会議幹部会は、幹部会令を発し、決定を採択する。

第115条 [最高会議議長の権限 91年5月再改正]

ロシア共和国最高会議議長は、ロシア共和国人民代議員大会によって、ロシア共和国人民代議員の中から、秘密投票により5年の任期で選出されるが、連続して2期を超えて就任することはできない。ロシア共和国最高会議議長は、任意の時に、秘密投票により、ロシア共和国人民代議員大会によってリコールすることができる。

ロシア共和国最高会議議長は、ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議に対して報告義務を負う。

ロシア共和国最高会議議長は、

- ① ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議の審理に服すべき諸問題の準備の一般的指導を行い、ロシア共和国人民代議員大会、ロシア共和国最高会議およびロシア共和国最高会議幹部会によって採択された法令に署名する。〔91年5月一部再改正〕
- ② ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議に、共和国の状態およびその内外の政治活動の重要問題について、ならびにロシア共和国の防衛力および安全保障への参加に関して通知を提出する。〔91年5月一部再改正〕
- ③ ロシア共和国人民代議員大会に、ロシア共和国最高会議の第一副議長および副議長のポストに選出するための候補者、ならびにロシア共和国憲法裁判所の人的構成員について提案する。〔91年5月一部再改正〕
- ④ ロシア共和国最高会議に、ロシア共和国最高裁判所長官およびロシア共和国最高仲裁裁判所長官のポストに選出するための候補者を提案し、しかる後にこれらの公務員の承認を求めてロシア共和国人民代議員大会に提案する。〔91年5月再改正〕

ロシア共和国最高会議議長は処分を発する。

ロシア共和国最高会議第一副議長およびロシア共和国最高会議副議長は、ロシア共和国最高会議議長の委任により、議長の個々の機能を遂行し、議長が不在の場合、または議長が自らの職務を行うことが不可能な場合に議長を代行する。

第116条〔委員会〕

共和国院および民族院は、ロシア共和国最高会議の構成員およびその他の人民代議員の中から、法律案作成作業の実施ならびにロシア共和国最高会議の管轄に属する諸問題の予備的審理および準備のために、またロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議によって採択されたロシア共和国の法律およびその他の決定の実施に対する協力、ならびに国家機関および団体の活動に対する統制のために院の常任委員会を選出する。

これらの目的のために、ロシア共和国最高会議の両院は、共同原理に基づいて、ロシア共和国最高会議の院の構成員およびその他のロシア共和国人民代議員を構成員として、ロシア共和国最高会議の委員会を設置することができる。〔90年6月再改正〕

ロシア共和国最高会議およびその各院は、必要と認めるときは、任意の問題に関して調査、監査およびその他の委員会を設置する。

ロシア共和国最高会議の委員会および院の常任委員会は、ロシア共和国最高会議の定める基準に従い、毎年交替が行われる。

第117条〔法律等の採択、委員会の機能〕

ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議の法律およびその他の決定、ならびにその院の決定は、原則として、関係するロシア共和国最高会議の委員会または院の常任委員会による草案の予備的審議の後に、採択される。

ロシア共和国の法律は14日以内にロシア共和国大統領によって署名され、公布される。ロシア共和国大統領は、上記期間内に、ロシア共和国最高会議

によって採択されたロシア共和国の法律を、再審理のために差し戻す権利を有する。この場合、ロシア共和国最高会議の各院のロシア共和国人民代議員総数の過半数によって再度可決されたときは、ロシア共和国大統領は3日以内に署名しなければならない。〔91年5月新設〕

ロシア共和国憲法裁判所、ロシア共和国最高裁判所およびロシア共和国最高仲裁裁判所の裁判官の選出、ならびにロシア共和国検事総長の任命は、関係するロシア共和国最高会議の委員会および院の常任委員会の結論を得て行われる。〔91年5月再改正〕

すべての国家・社会機関、団体および公務員は、ロシア共和国最高会議の委員会および調査委員会等、ならびに院の委員会の要求を実行し、それに対して必要な資料および文書を提出する義務を負う。

これら委員会の勧告を、国家・社会機関、施設および団体は必ず審理しなければならない。審理の結果およびとられた措置について、これら委員会の定める期間内に、これら委員会に通知しなければならない。

第118条〔人民代議員の権限〕

ロシア共和国人民代議員は、ロシア共和国人民代議員大会の会議およびロシア共和国最高会議の会期において、ロシア共和国最高会議議長、ロシア共和国大統領、ロシア共和国閣僚会議議長、ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議によって形成または選出されたその他の機関の長、ならびにソ連邦の省、国家委員会および官庁、ロシア共和国の領土上に存在する連邦管轄の企業、施設および団体の長に対して、ロシア共和国の管轄に属する諸問題について質問する権利を有する。質問を提起された機関または公務員は、ロシア共和国の大会の当該会議または最高会議の当該会期で、3日以内に、口頭または文書で回答を与えなければならない。〔91年5月一部追加〕

ロシア共和国の人民代議員は、ロシア共和国人民代議員大会、ロシア共和

国最高会議、その院、常任委員会および委員会、ならびに住民の間で代議員活動を実施するために必要な一定の期間、勤務上または生産上の義務の履行を免除される。ロシア共和国最高会議の構成員に選出されたロシア共和国人民代議員については、ロシア共和国最高会議におけるその任期の全期間勤務上または生産上の義務の履行を免除することができる。

ロシア共和国の人民代議員について、ロシア共和国最高会議の同意なしには、またその会期の閉会中はロシア共和国最高会議幹部会の同意なしには、その刑事責任を追及し、逮捕し、また裁判手続で行政罰を科すことはできない。

第119条〔憲法裁判所 90年12月再改正〕

ロシア共和国憲法裁判所はロシア共和国人民代議員大会によって選出される。

ロシア共和国憲法裁判所の選出および活動手続は、ロシア共和国人民代議員大会によって承認されるロシア共和国憲法裁判所法によって定められる。

第120条〔国家機関の統制 90年12月再改正〕

ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議は、それらに報告義務を負うすべての国家機関の活動に対する統制を実現する。

第121条〔活動手続法〕

ロシア共和国人民代議員大会、ロシア共和国最高会議およびそれらの機関の活動手続は、ロシア共和国人民代議員大会・ロシア共和国最高会議規則、およびロシア共和国憲法に基づいて公布されるロシア共和国のその他の法律によって定められる。

第13章の1 ロシア共和国大統領〔91年5月新設〕

第121条の1〔大統領の地位〕

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国大統領は、ロシア共和国の最高公職

者であり、ロシア共和国の執行権力の長である。

ロシア共和国大統領は人民代議員になることはできない。ロシア共和国大統領は、国家的、商業的および社会的な機関および組織のいかなる他の職務にも就くことはできず、営業活動を行う権利を有しない。

第121条の2〔大統領の資格・任期〕

ロシア共和国大統領に選出することができるのは、選挙権を有する35歳以上65歳以下のロシア共和国市民のみである。

ロシア共和国大統領は、5年の任期で選出される。しかし同一の者が連続して2期を超えてロシア共和国大統領に選出されることはできない。

第121条の3〔大統領の選挙〕

ロシア共和国大統領の選挙は、ロシア共和国市民によって、普通・平等・直接選挙権により、秘密投票によって行われる。

ロシア共和国大統領のポストの他の方法による選挙や任命、またその権限の裏奪はすべて違法であり無効である。

ロシア共和国大統領の選挙および就任の手続は、ロシア共和国の法律によって定められる。

第121条の4〔大統領の宣誓〕

ロシア共和国大統領は、就任に際して、次のような宣誓を行う。

「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の大統領の権限の行使に際して、ロシア共和国の憲法および法律を遵守し、その主権を擁護し、人および市民の権利および自由ならびにロシア共和国諸人民の権利を尊重・保護し、人民によって私に課せられた義務を誠実に履行することを誓約する。」

第121条の5〔大統領の権限〕

ロシア共和国大統領は

- ① 法案発議権を有する。
- ② ロシア共和国の法律が採択されてから14日以内にそれに署名し、公布す

る。

ロシア共和国大統領は、ロシア共和国最高会議によって採択された法律を、この期間内に、再審理のために差し戻すことができる。再審理の後にロシア共和国の法律がロシア共和国最高会議の各院の議員総数の過半数によって採択されたときは、ロシア共和国大統領は3日以内にそれに署名する義務を負う。

- ③ ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議によって採択された社会・経済的、およびその他の綱領の執行、ならびにロシア共和国の状況について、1年に1回以上、ロシア共和国人民代議員大会に報告を提出し、ロシア共和国人民、ロシア共和国人民代議員大会、およびロシア共和国最高会議に教書を送る。ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア共和国人民代議員の総数の過半数の決定によって、ロシア共和国大統領に緊急の報告を要求する権利を有する。
- ④ ロシア共和国最高会議の同意を得て、ロシア共和国閣僚会議議長を任命する。
- ⑤ ロシア共和国閣僚会議議長の提案に基づき、ロシア共和国の大臣ならびに国家委員会および官庁の長を任命し、解任する。
- ⑥ ロシア共和国閣僚会議の活動を指導する。
- ⑦ ロシア共和国最高会議の同意を得て、ロシア共和国政府の総辞職を受理する。
- ⑧ ロシア共和国の外交代表を任命・召還し、ロシア共和国に派遣された外交代表の信任状および召還状を受理する。
- ⑨ ロシア共和国保安評議会の長となる。保安評議会の構成、権限およびその組織手続はロシア共和国の法律によって定められる。
- ⑩ ロシア共和国の名において外交交渉を行い、国際的および共和国間の条約に調印する。それはロシア共和国最高会議による批准の後に発効する。

- ⑬ ロシア共和国の国家的および社会的安全保障のための措置をとり、ロシア共和国の名において、ソ連邦の国家的および社会的安全保障に参加する。ロシア共和国大統領の提案に基づき、ロシア共和国人民代議員大会の臨時会議およびロシア共和国最高会議の臨時会期が招集される。

ロシア共和国大統領は、ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議の解散権および活動停止権を有しない。

- ⑭ ロシア共和国の法律に従い、非常事態を宣言する。ロシア共和国の構成部分である共和国の領土上においては、その共和国の最高国家権力機関の同意のもとに非常事態が宣言される。
- ⑮ 法律に従い、ロシア共和国の市民権および政治亡命の許可の諸問題について決定する。
- ⑯ ロシア共和国の国家的褒賞を授与し、ロシア共和国の特別称号、階級位および名誉称号を与える。
- ⑰ ロシア共和国の裁判所によって有罪判決を受けた市民に特赦を与える。
- ⑱ ロシア共和国の憲法および法律によって課されたその他の権限を行使する。

第121条の6 [大統領の権限の制限]

ロシア共和国大統領の権限は、ロシア共和国の民族的国家構造の変更、および合法的に選出された任意の国家権力機関の解散またはその活動停止のために利用することはできない。

第121条の7 [副大統領]

ロシア共和国大統領と同時にロシア共和国副大統領が選出される。ロシア共和国副大統領の候補者は、ロシア共和国大統領の候補者が提案する。

ロシア共和国副大統領に選出されることができるのは、選挙権を有する35歳以上65歳以下のロシア共和国市民である。

ロシア共和国副大統領は人民代議員になることができない。

ロシア共和国副大統領は、ロシア共和国大統領の委任により、その個々の権限を行使する。

ロシア共和国副大統領は、ロシア共和国大統領が欠けた場合にそれを代行する。

第121条の8〔大統領令〕

ロシア共和国大統領は、ロシア共和国の憲法および法律、ならびにロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議の決定に基づき、それを執行するために、大統領令および処分を發し、その執行を点検する。ロシア共和国の大統領令は、ロシア共和国の憲法および法律に矛盾してはならない。ロシア共和国大統領令は、ロシア共和国の全領土においてその執行が義務づけられる。

大統領は、ロシア共和国の領土上の執行権力機関の決定がロシア共和国の憲法および法律に矛盾する場合、それを停止する権利を有する。

第121条の9〔大統領・副大統領の不可侵性〕

ロシア共和国大統領およびロシア共和国副大統領は不可侵であり、法律によって保護される。

第121条の10〔大統領・副大統領の解任〕

ロシア共和国大統領は、ロシア共和国憲法、ロシア共和国の法律およびその行った宣誓に違反した場合に職務から解任することができる。

そのような決定は、ロシア共和国人民代議員大会、ロシア共和国最高会議、またはその両院のいずれかの発議により、ロシア共和国憲法裁判所の結論に基づき、ロシア共和国人民代議員大会によって、ロシア共和国人民代議員の総数の3分の2の多数により採択される。

ロシア共和国副大統領は、ロシア共和国憲法およびロシア共和国の法律に違反した場合に、本条の定める手続によって職務から解任することができる。

第121条の11〔大統領の代行〕

ロシア共和国大統領の職務からの解任、ロシア共和国大統領の辞職、大統領による自らの権限の行使の不可能な状態の到来、またはロシア共和国大統領の死亡の場合、ロシア共和国大統領の権限は、ロシア共和国副大統領が行使する。

ロシア共和国大統領選挙の指定の問題は、「ロシア共和国大統領選挙法」に従って決定される。

第14章 ロシア共和国閣僚会議

第122条 [基本規定 91年5月改正]

ロシア共和国閣僚会議すなわちロシア共和国政府は、ロシア共和国大統領に報告義務を負う執行権力機関である。

第123条 [閣僚会議の形成・総辞職 89年10月改正、91年5月再改正]

ロシア共和国閣僚会議は、ロシア共和国大統領によって形成される。ロシア共和国閣僚会議議長は、ロシア共和国最高会議の同意を得て、ロシア共和国大統領によって任命される。ロシア共和国閣僚会議副議長、ロシア共和国大臣およびロシア共和国国家委員会議長は、ロシア共和国閣僚会議議長の提案に基づき、ロシア共和国大統領によって任命され、また職務から解任される。

ロシア共和国閣僚会議の構成には、ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議議長が、職務上これに加わる。

ロシア共和国大統領は、ロシア共和国閣僚会議議長の提案に基づき、ロシア共和国のその他の機関および組織の長をロシア共和国政府の構成に含めることができる。

ロシア共和国政府の総辞職の決定は、ロシア共和国政府に対する不信任の表明という方法でロシア共和国人民代議員大会もしくはロシア共和国最高会議によって採択され、またはロシア共和国大統領の発議により、ロシア共和

国最高会議の同意を得て、もしくはロシア共和国政府自身の発議に基づいてロシア共和国大統領によって採択される。ロシア共和国政府が総辞職した場合、ロシア共和国大統領は新しいロシア共和国政府を形成する義務を負う。

ロシア共和国閣僚会議の信任の問題は、ロシア共和国人民代議員大会においてはロシア共和国人民代議員の総数の過半数によって、またロシア共和国最高会議においてはロシア共和国最高会議の各院のロシア共和国人民代議員の総数の過半数によって決定される。

ロシア共和国閣僚会議は、ロシア共和国大統領が新しく選出された場合、その権限を解除される。

第124条〔閣僚会議の大会・最高会議に対する責任 89年10月改正、91年5月削除〕

第125条〔閣僚会議の権限〕

ロシア共和国閣僚会議は、ロシア共和国憲法およびロシア共和国の法律に従ってロシア共和国人民代議員大会、ロシア共和国最高会議およびロシア共和国大統領の権限に属すものを除いて、ロシア共和国の管轄に服する国家管理の諸問題について決定する権限を有する。〔89年10月改正、91年5月再改正〕

ロシア共和国閣僚会議は、自らの権限の範囲内で、

- ① 国民経済および社会・文化建設の指導を保障し、人民の福利および文化の向上の保障ならびに科学および技術の発展ならびに天然資源の合理的利用および保護のための措置を策定・実現し、貨幣および信用システムの強化、ならびに国家保険および統一会計・統計システムの組織化に関する措置の実現を促進し、価格、労働報酬および社会保障の統一政策の実施に参加し、工業、建設および農業に関する企業および合同、運輸および通信企業、ならびに共和国および地方管轄のその他の団体および施設の管理を組織する。
- ② 現在および将来のロシア共和国経済・社会発展国家計画ならびにロシア

共和国の国家予算を策定し、国家計画および予算の実現、ならびにロシア共和国、経済特区、ロシア共和国の構成部分である共和国、道、州および共和国直轄市の総合的経済・社会発展の保障に関する措置をとり、ロシア共和国の管轄に属する諸問題について連邦管轄の企業、施設および団体の活動を調整・統制する。〔91年5月改正〕

- ③ 国家の利益の擁護、社会主義的所有および社会秩序の保護、ならびに市民の権利および自由の保障および擁護のための措置をとる。
- ④ ソ連憲法の定める範囲内で、国の国家的安全および防衛力の保障のための措置をとる。
- ⑤ ソ連邦の定める手続に従い、ロシア共和国と外国および国際組織との関係の分野の指導を行う。
- ⑥ 経済および社会・文化建設の事業において、必要な場合、ロシア共和国閣僚会議に付属する委員会、中央管理部およびその他の部局を設置する。
- ⑦ ロシア共和国の構成部分である共和国閣僚会議の活動を方向づけ、点検し、また地方人民代議員会議執行委員会の活動の指導を行う。

第126条〔閣僚会議幹部会 91年5月削除〕

第127条〔閣僚会議の決定・処分 89年10月改正、91年5月再改正〕

ロシア共和国閣僚会議は、ロシア共和国の法律、ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議のその他の決定、ロシア共和国大統領令、ならびにロシア共和国がソ連邦に委譲した問題について採択されたソ連邦の法律、ならびにソ連邦閣僚会議の決定および処分に基づき、またそれらの執行のために、決定および処分を発し、それらの執行を点検する。ロシア共和国閣僚会議の決定および処分は、ロシア共和国の全領土においてその執行が義務づけられる。

第128条〔下位決定等の破棄・停止権〕

ロシア共和国閣僚会議は、自らの権限の範囲内で、ロシア共和国の構成部

分である共和国閣僚会議の決定および処分を停止し、また道、州および市（共和国直轄市）人民代議員会議の執行委員会、ならびに自治州人民代議員会議の執行委員会の決定および処分を破棄する権利を有する。

ロシア共和国閣僚会議は、ロシア共和国の省、国家委員会およびその管轄下のその他の諸機関の法令を破棄する権利を有する。

第129条〔省・国家委員会等 90年12月旧第2項削除〕

ロシア共和国閣僚会議は、ロシア共和国の省および国家委員会、ならびにその管轄下のその他の諸機関の活動を統合し、方向づける。

ロシア共和国の共和国省および共和国国家委員会は、ロシア共和国閣僚会議に従いつつ、これら機関に委任された管理部門を指導し、または部門間の管理を実現する。

ロシア共和国の省および国家委員会は、これら機関に委任された管理の領域および部門の現状および発展に対して責任を負う。〔89年10月改正、90年12月再改正〕

第130条〔法律への委任 91年5月改正〕

ロシア共和国閣僚会議の構造、権限、活動手続および他の国家諸機関との関係は、ロシア共和国憲法に基づき、ロシア共和国閣僚会議法によって定められる。

第6編 ロシア共和国の構成部分である共和国の最高国家権力・管理機関

第15章 ロシア共和国の構成部分である共和国の人民代議員大会および最高会議〔89年10月全面改正〕

第131条〔共和国最高国家権力機関〕

ロシア共和国の構成部分である共和国の最高国家権力機関は人民代議員大会であり、人民代議員大会の設置されないロシア共和国の構成部分である共

和国においては、ロシア共和国の構成部分である共和国の最高会議である。

第132条〔憲法・法律への委任〕

ロシア共和国の構成部分である共和国の人民代議員大会および最高会議の権限、構造および活動手続は、ロシア共和国の構成部分である共和国の憲法および法律によって定められる。

第16章 ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議

第133条〔基本規定 89年10月第2項削除〕

ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議、すなわちロシア共和国の構成部分である共和国の政府は、ロシア共和国の構成部分である共和国の国家権力の最高執行・処分機関であり、ロシア共和国の構成部分である共和国の最高会議によって形成される。

第134条〔自治共和国閣僚会議の決定・処分 89年10月改正〕

ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議は、ソ連邦、ロシア共和国およびロシア共和国の構成部分である共和国の法律、ソ連邦人民代議員大会およびソ連邦最高会議、ロシア共和国人民代議員大会およびロシア共和国最高会議、ならびにロシア共和国の構成部分である共和国の人民代議員大会および最高会議のその他の決定、ならびにソ連邦閣僚会議およびロシア共和国閣僚会議の決定および処分に基つき、またその執行のために、決定および処分を発し、それらの執行を点検する。ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議の決定および処分は、ロシア共和国の構成部分である共和国の全領土において執行を義務づけられる。

第135条〔地方の決定の破棄権〕

ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議は、自らの権限の範囲内で、地区および市（共和国すなわちロシア共和国の構成部分である共和国の直轄市）人民代議員会議執行委員会の決定および処分を破棄する権利を有す

る。

ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議は、ロシア共和国の構成部分である共和国の省、国家委員会およびその管轄下のその他の諸機関の法令を破棄する権利を有する。

第136条〔省および国家委員会〕

ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議は、ロシア共和国の構成部分である共和国の省、国家委員会およびその管轄下のその他の諸機関の活動を統合し、方向づける。

ロシア共和国の構成部分である共和国の省および国家委員会は、ロシア共和国の構成部分である共和国の閣僚会議およびロシア共和国の対応する省または国家委員会に従いつつ、自らに委任された管理部門を指導し、部門間の管理を実現する。

第7編 ロシア共和国における地方の国家権力・管理機関

第17章 地方人民代議員会議

第137条〔地方人民代議員会議 89年10月改正〕

道、州、自治州、自治区、地区、市、市内区、町および農村居住区、ならびにロシア共和国およびロシア共和国の構成部分である共和国の法律に従って構成されるその他の行政・地域単位における国家権力機関は、それぞれの人民代議員会議である。

第138条〔地方人民代議員会議の決定機能等〕

地方人民代議員は、全国的利益およびその会議の領域に居住する市民の利益に依拠しつつ地方レベルのすべての問題について決定し、上級国家諸機関の決定を履行し、共和国および全連邦レベルの問題の審議に参加し、それに関して自らの提案を行う。

地方人民代議員会議は、その領域で国家的、経済的および社会・文化的建設を指導し、経済・社会発展計画、地方予算およびそれらについての報告を承認し、それに従属する国家機関、企業、施設および団体の指導を実現し、法律の遵守、ならびに国家・社会秩序および市民の権利の保護を保障し、国の防衛力の強化に協力する。

第139条〔地方人民代議員会議の調整機能等〕

地方人民代議員会議は、自らの権限の範囲内で、その領域における総合的な経済的・社会的発展を保障し、その領域に配置されている上級管轄の企業、施設および団体による法律の遵守に対する統制を実施し、土地利用、自然保護、建設、労働資源の活用、国民消費商品の生産、ならびに住民に対する社会・文化的、日常生活的、およびその他のサービスの分野におけるそれらの活動を調整し、統制する。

第140条〔条令〕

地方人民代議員会議は、ソ連邦、ロシア共和国およびロシア共和国の構成部分である共和国の法律によって与えられた権限の範囲内で、決定を採択する。

地方会議の決定は、その会議の領域に配置されているすべての企業、施設および団体、ならびに公務員および市民にとってその執行が義務づけられる。

第141条〔地方人民代議員会議の会期 89年10月改正〕

道および州人民代議員会議、ならびに自治州および自治区、地区、市（地区直轄市を除く）および市内区人民代議員会議の会期は、それらの幹部会によって1年に3回以上招集される。

市（地区直轄市）、町および村人民代議員会議の会期は、それらの議長によって1年に4回以上招集される。

会期でのみ解決することのできる問題の範囲は、ロシア共和国地方人民代議員会議法によって定められる。

第142条〔常任委員会〕

地方人民代議員会議は、地方会議の管轄に属する諸問題の予備的審議および準備のために、また会議の諸決定の実行への協力ならびに国家機関、企業、施設および団体の活動に対する統制のために、代議員のなかから常任委員会を選出する。

地方会議の常任委員会の勧告は、関係する国家・社会機関、企業、施設および団体によって必ず審議されなければならない。所定の期間内に、審議の結果またはとられた措置について委員会に通知しなければならない。

第143条〔下級会議の指導〕

地方人民代議員会議は、下級会議の活動に対する指導を行い、下級会議の法令が法律に一致しない場合にそれらを放棄する権利を有する。

第144条〔住民との結合〕

地方人民代議員会議は、社会団体および労働集団との密接な結び付きのもとに自らの活動を行い、最も重要な諸問題を市民の討議に委ね、それらを常任委員会、執行委員会および会議に報告義務を負うその他の諸機関の実践に移し、地域の自発的団体の活動を助成し、住民の社会的自主性を発展させる。

第145条〔幹部会および議長 89年10月改正〕

道、州、自治州、自治区、地区、市および市内区の人民代議員会議の活動は、会議議長を長とするそれらの幹部会が組織し、市（地区直轄市）、町および村の会議においてはこれら会議の議長が組織する。

第18章 地方人民代議員会議執行委員会

第146条〔執行委員会 89年10月改正〕

地方人民代議員会議の執行・処分機関は、それらによって選出される執行委員会である。

執行委員会は、1年に1回以上、それを選出した会議に対して、また労働

集団の集会および市民の居住地で報告を行う。

地方会議の執行委員会は、それを選出した会議に対して、また上級の執行・処分機関に対して直接報告義務を負う。

第147条〔執行委員会の権限 89年10月改正〕

地方人民代議員会議の執行委員会は、それらを選出した会議および上級の国家権力・管理機関の諸決定に基づき、それぞれの会議の領域で、国家、経済および社会・文化建設を指導する。

地方人民代議員会議の執行委員会の権限およびその活動手続は、ソ連邦、ロシア共和国およびロシア共和国の構成部分である共和国の法律によって定められる。

第148条〔執行委員会の決定等〕

地方人民代議員会議の執行委員会は、自らの権限の範囲内で決定を採択し、処分を発する。

第149条〔決定等の破棄権〕

地方人民代議員会議の執行委員会は、下級の人民代議員会議の執行委員会の決定および処分を破棄する権利を有する。

第150条〔執行委員会の改選〕

地方人民代議員会議の任期が満了したとき、これらの執行委員会は、新しく招集される人民代議員会議による執行委員会の選出まで自らの権限を維持する。

第151条〔執行委員会の部課 89年10月改正〕

執行委員会の部課は、道および州人民代議員会議、ならびに自治州および自治区、地区、市および市内区の人民代議員会議によって形成され、自らの活動において、会議および執行委員会、対応する上級国家管理機関に従属する。

第8編 ロシア共和国の経済・社会発展国家計画・ロシア共和国の国家予算**第19章 ロシア共和国の経済・社会発展国家計画****第152条〔国家計画の目的〕**

ロシア共和国の経済・社会発展国家計画は、ソ連邦の経済・社会発展国家計画の構成部分である。

ロシア共和国の現在および将来の経済・社会発展国家計画は、ソ連邦の経済・社会発展の基本的課題および方針に従い、共和国の領土で総合的な経済・社会発展を保障する目的を有する。

第153条〔国家計画の課題〕

ロシア共和国の経済・社会発展国家計画は、経済および社会・文化建設の分野における課題を定め、ロシア共和国領土上における特別総合プログラムならびに国民経済の諸部門および経済特区の発展計画を含み、そのなかにロシア共和国の構成部分である共和国、道、州、自治州および共和国直轄市の経済・社会発展計画を包括する。

第154条〔国家計画の策定 90年12月一部改正〕

ロシア共和国の経済・社会発展国家計画は、ロシア共和国の省、国家委員会およびその他の国家管理機関、ロシア共和国の構成部分である共和国閣僚会議ならびに地方人民代議員会議の計画案に基づき、ロシア共和国閣僚会議によって策定される。

ロシア共和国の経済・社会発展国家計画には、ロシア共和国の領土上に存在する連邦管轄の企業、施設および団体の計画の基本的指標が含まれる。

経済・社会発展国家計画の策定は、企業、施設、団体および社会団体の諸集団の提案を考慮にいれて行われる。

第155条〔国家計画の承認 91年5月改正〕

ロシア共和国大統領は、ロシア共和国の経済・社会発展国家計画を、ロシ

ア共和国最高会議の審理に付す。

ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国大統領の報告およびロシア共和国最高会議の委員会および院の常任委員会の結論に基づき、ロシア共和国の経済・社会発展国家計画を討議し、承認する。

第156条〔国家計画の執行〕

ロシア共和国閣僚会議は、ロシア共和国の経済・社会発展国家計画の執行を組織し、計画規律の強化のための措置をとる。

第157条〔国家計画執行の報告〕

ロシア共和国の経済・社会発展国家計画の執行に関する報告は、ロシア共和国最高会議によって審理され、承認される。計画執行の一般的指標は周知させるために公表される。

第20章 ロシア共和国の国家予算

第158条〔予算システム 90年12月改正〕

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の国家予算システムには、それぞれ自立した部分として、ロシア共和国の共和国予算、ロシア共和国の構成部分である共和国の予算、自治州および自治区の予算、ならびに地方予算が含まれる。

第159条〔共和国予算の統合 90年12月削除〕

第160条〔予算に関する法律〕

ロシア共和国の共和国予算、ロシア共和国の構成部分である共和国の国家予算および地方予算の間の、ロシア共和国国家予算の歳入および歳出の配分は、ロシア共和国、ロシア共和国の構成部分である共和国および地方人民代議員会議の予算権に関するロシア共和国法によって定められる。

第161条〔予算の編成・承認 90年12月改正、91年5月再改正〕

ロシア共和国国家予算はロシア共和国閣僚会議によって編成され、ロシア

共和国大統領の提案に基づき、ロシア共和国最高会議によって承認される。

第162条〔予算執行の報告〕

ロシア共和国国家予算の執行に関する報告は、ロシア共和国最高会議によって承認される。予算執行の一般的指標は、周知させるために公表される。

第9編 裁判および検察監督

第21章 ロシア共和国の裁判システム

第163条〔裁判所のシステム 91年5月改正〕

ロシア共和国における裁判は、裁判所によってのみ行われる。

ロシア共和国の裁判システムを構成するのは、ロシア共和国憲法裁判所、ロシア共和国最高裁判所、ロシア共和国最高仲裁裁判所、ロシア共和国の構成部分である共和国の最高裁判所および最高仲裁裁判所、道・州および市の裁判所および仲裁裁判所、ならびに自治州・自治区および地区（市）の人民裁判所である。

ロシア共和国の裁判所およびロシア共和国の仲裁裁判所の組織および活動手続は、ロシア共和国の法律およびロシア共和国の領土上で作用しているソ連邦の法律によって定められる。

第164条〔裁判官の選出 89年10月改正、90年12月一部追加、91年5月再改正〕

ロシア共和国のすべての裁判所は、裁判官および人民参審員の選挙制の原則によって形成される。

地区（市）人民裁判所の人民裁判官は、対応するロシア共和国の構成部分である共和国の最高会議、道、州、ならびにモスクワ市およびレニングラード市の人民代議員会議、ならびに自治州および自治区の人民代議員会議によって選出される。

道、州、モスクワ市およびレニングラード市の裁判所および仲裁裁判所の

裁判官は、ロシア共和国最高会議によって選出される。

ロシア共和国最高裁判所、ロシア共和国最高仲裁裁判所、ロシア共和国の構成部分である共和国の最高裁判所および最高仲裁裁判所、ならびに自治州および自治区の裁判所および仲裁裁判所の裁判官は、それぞれロシア共和国最高会議、ロシア共和国の構成部分である共和国の最高会議、ならびに自治州および自治区の人民代議員会議によって選出される。

地区(市)人民裁判所の人民参審員は、居住地または職場の市民集会で選出され、上級裁判所の人民参審員は、対応する人民代議員会議によって選出される。

すべての裁判所の裁判官の任期は10年である。すべての裁判所の人民参審員の任期は5年である。

裁判官および人民参審員は、自らを選出した機関または有権者に対して責任を負い、それらに対して報告する。裁判官および人民参審員は、法律の定める手続に従い、リコールすることができる。

第165条【憲法裁判所・最高裁判所・最高仲裁裁判所 89年10月改正、91年5月再改正】

ロシア共和国の憲法裁判所は、ロシア共和国における憲法統制の最高裁判機関であり、憲法訴訟の形態で裁判権力を行使する。ロシア共和国憲法裁判所は15人の裁判官で構成される。

ロシア共和国最高裁判所はロシア共和国の最高裁判機関であり、ロシア共和国憲法裁判所およびロシア共和国仲裁裁判所を除き、ロシア共和国の裁判所の裁判活動に対する監督を行う。ロシア共和国最高裁判所は、ロシア共和国最高裁判所の長官、長官代理および裁判官ならびに人民参審員からなる。

ロシア共和国の最高仲裁裁判所はロシア共和国の最高経済裁判機関であり、ロシア共和国仲裁裁判所の裁判活動に対する監督を行う。ロシア共和国の最高仲裁裁判所は、ロシア共和国最高仲裁裁判所の長官、長官代理および

裁判官からなる。

第166条〔合議制・人民参審員〕

すべての裁判所における民事および刑事事件の審理は合議制で行われ、第一審の裁判には人民参審員が参加する。人民参審員は、裁判権の行使に際して、裁判官と同一の権利を有する。

第167条〔裁判官の独立性 89年10月改正〕

裁判官および人民参審員は独立であり、法律にのみ従う。

裁判官および人民参審員には、その権利および義務の障害なき効果的実現のための諸条件が保障される。裁判権の行使に関する裁判官および人民参審員の活動に対するいかなる干渉も許されず、法律により責任を問われる。

裁判官および人民参審員の不可侵性、およびその独立性のその他の保障は、ソ連邦裁判官地位法ならびにソ連邦およびロシア共和国のその他の法律的决定によって定められる。

第168条〔当事者の平等 91年5月改正〕

ロシア共和国における裁判は、法律および裁判所の前における当事者の平等の原則に基づいて行われる。

第169条〔裁判の公開性〕

すべての裁判所における事件の審理は公開で行われる。裁判所の秘密会議による事件の審問は、法律によって定められた場合にのみ、訴訟手続のすべての規則を遵守したうえで許される。

第170条〔被告人の防御権〕

被告人には防御権が保障される。

第171条〔法廷言語〕

ロシア共和国における訴訟手続は、ロシア語、またはロシア共和国の構成部分である共和国、自治州、もしくは自治区の言語、もしくは当該地域の住民の多数が用いている言語で行われる。訴訟手続で使用されている言語を習

得していない事件の参加者には、事件の資料について完全な知識を得、通訳をとおして裁判過程に参加し、裁判所で母語で発言する権利が保障される。

第172条〔無罪推定原則〕

いかなる者も、裁判所の判決に基づき、法律に従うことなしに、犯罪の実行について有責と認められ、刑事罰を受けることはありえない。

第173条〔弁護士会〕

市民および団体に法律的援助を提供するために弁護士会が活動する。法律の定める場合、市民への法律的援助は無償で行われる。

弁護士の組織および活動手続は、ソ連邦およびロシア共和国の法律によって定められる。

第174条〔訴訟参加〕

民事および刑事の訴訟手続には、社会团体および労働集団の代表の参加が許される。

第175条〔仲裁委員会 91年5月削除〕

第22章 検察庁

第176条〔検察監督 90年12月改正〕

地方人民代議員会議、その執行・処分機関、省および庁、その他の国家的および経済的な管理・統制機関、その管轄を問わず企業、施設、団体および合同、社会团体および社会運動、公務員ならびに市民によるロシア共和国領土上で作用している法律の正確かつ一様の執行に対する最高の監督は、ロシア共和国検事総長およびそれに従属する検察官によって実施される。

第177条〔検察官の任命 90年12月改正〕

ロシア共和国検事総長はロシア共和国最高会議によって任命され、ロシア共和国人民代議員大会の承認を受け、それらに対して報告義務を負う。

ロシア共和国の構成に入っている共和国の検事は、当該共和国の最高権力

機関の同意を得てロシア共和国検事総長によって任命される。

ロシア共和国の領土上のその他の検察官はロシア共和国検事総長によって任命される。

第178条〔任期〕

ロシア共和国検事およびすべての下級の検察官の任期は5年である。

第179条〔検察機関のシステム 90年12月改正〕

ロシア共和国の検察機関は統一したシステムを構成し、ロシア共和国検事総長にのみ従属し、いかなるものであれ地方機関から独立して自らの権限を行使する。

共和国によってソ連邦の管轄に引き渡された諸問題、ロシア共和国の主権の擁護、ならびにソ連邦および他の共和国との相互関係におけるロシア共和国の利益の保護に関して採択された全連邦的な法律の執行に対する監督の活動に際しては、ロシア共和国検事総長はソ連邦の検察庁と相互協力する。

第10編 ロシア共和国の国章・国旗・国歌および首都

第180条〔国章〕

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の国章は、太陽の光を浴び麦穂に囲まれた赤色を背景に鎌とハンマーを描き、「РСФСР」および「万国の労働者団結せよ」と記したものである。国章の上部には五芒星が描かれる。

第181条〔国旗〕

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の国旗は、赤い長方形の布で作られ、その竿の側の旗の横幅の8分の1に相当する部分にライトブルーの上下の帯をもつ。赤い布の左上の隅に金色の鎌とハンマーが描かれ、その上に金色で縁どられた赤い五芒星が描かれる。旗の縦横の比は1対2である。

第182条〔国歌〕

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の国歌は、ロシア共和国最高会議幹

部会によって承認される。

第183条〔首都 91年5月改正〕

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の首都はモスクワ市である。首都の地位、ならびにモスクワ市の権力・管理機関の構造および権限は、ロシア共和国の法律によって定められる。

第11編 ロシア共和国憲法の効力およびその改正手続

第184条〔憲法の最高性〕

ロシア共和国国家諸機関のすべての法律およびその他の法令は、ロシア共和国憲法に基づき、それに適合するかたちで制定される。

第185条〔憲法改正 89年10月改正〕

ロシア共和国憲法の改正は、ロシア共和国人民代議員大会において、ロシア共和国人民代議員総数の3分の2以上の多数によって採択される決定によってなされる。

付2 主権国家連邦条約案（1991年8月15日公表）

〔註：これは4次案である。それは3次案を一部修正したものであるが、下線部は3次案に追加・削除・変更を加えた部分である。なお1次案は拙稿「ソビエト連邦体制の動揺と新連邦条約への道」（『神戸法学雑誌』40巻4号、1991年）、2次案は、拙著『ベレストロイカとソ連の国家構造』西神田編集室、1991年の拙訳参照〕

この条約に調印した諸国家は、それらによって宣言された国家主権宣言に依拠し、民族自決権を承認し

諸人民の歴史的に運命づけられた緊密な関係を考慮にいれ、1991年3月17日の人民投票で表明された連邦の維持と刷新に向けられた人民の意思を遂行し

友好と調和のうちに生きることを志向し、平等な権利のもとで協力することを保障し

各個人の全面的発展と、その権利および自由の確固たる保証のための条件をつくることを望み

諸人民の物質的福祉および精神的発展、民族文化の相互豊富化ならびに全般的安全保障に配慮し

過去の教訓に学び、わが国の生活と全世界の変化に注意を払い

新しい原理に基づいて、連邦のなかで自らの関係を形成することを決定し、次のような条約を結んだ。

1 基本原則

1. 条約の参加国である各共和国は、主権国家である。ソビエト主権共和国連邦（CCCP）は主権を有する民主的連邦国家であり、平等の権利を有する共和国の結合の結果形成され、条約参加国が自発的に分与した権限の範囲内で国家権力を行使する。

2. 連邦を構成する諸国家は、自らの発展に関する全問題を自主的に決定する

権利を維持し、その領土上に居住する全人民の平等な政治的諸権利ならびに社会・経済的および文化的発展の可能性を保障する。条約参加国は、全人類の価値と民族的価値の結合の原則に依拠し、人種主義、ショービニズム、民族主義および人民の権利を制限するあらゆる試みに対して決定的に反対するであろう。

3. 連邦を構成する諸国家は、国連の世界人権宣言およびその他の一般的に認められた国際法規範に従い、人権の優越性を最重要原則とみなす。すべての市民には、母語の学習・使用の可能性、情報への支障なき接近、信教の自由、ならびにその他の政治的、社会・経済的および個人的諸権利および諸自由が保障される。

4. 連邦を構成する諸国家は、市民社会の形成のなかに、人民および各人の自由と福祉の最重要の条件をみる。これらの諸国家は、所有形態と経営方法の自由な選択、全連邦市場の発展、および社会的正義と保護の諸原則の実現に基づいて、人々の要求を満足させるよう努める。

5. 連邦を構成する諸国家は完全無欠の国家権力を有し、自らの民族的國家構造、行政・地域区分および権力・管理機関のシステムを自主的に決定する。これら諸国家は、自らの権限の一部を、その構成部分となっている条約参加国に委任することができる。

条約参加国は、人民代表制および人民の直接の意思表示に基づく民主主義を一般的・基本的原則と認め、全体主義および専横へのあらゆる傾向を阻止する保障となる法的國家の創設をめざす。

6. 連邦を構成する諸国家は、民族的伝統の維持および発展、ならびに教育、科学および文化の國家的援助を最重要な課題の一部とみなす。諸国家は、連邦および全世界の諸人民の人道主義的・精神的価値の集中的な交流を行い、相互に豊かにするよう助成する。

7. ソビエト主権共和国連邦は、國際關係において、主權國家すなわち國際法

上の主体であり、ソビエト社会主義共和国連邦の継承者として行動する。国際舞台におけるその主要な目的は、強固な平和、非武装化、核その他の大量破壊兵器の廃棄、ならびに人類のグローバルな諸問題の解決のための諸国家の協力と諸人民の連帯である。

連邦を構成する諸国家は、国際的共同社会の完全な権利を有する構成員である。それらは、諸外国と直接の外交・領事・商業その他の関係を結び、それらと全権代表を交換し、国際条約を締結し、国際組織の活動に直接参加する権利を有する。ただし、加盟国家のいずれかの利益およびそれらの共通の利益を侵害したり、ソ連邦の国際的義務に違反してはならない。

2 連邦の構造

第1条 連邦の構成国

国家の連邦への加盟は自発的に決定される。

連邦を構成する諸国家は、直接にまたは他の共和国の構成国として連邦に加盟する。このことはその権利を侵害するものではなく、また条約に基づく義務を免除されるものでもない。

一方が他方の構成国になっている二つの国家間の関係は、それらの間の条約、その一方が構成国となっている国家の憲法およびソ連憲法によって規制される。ロシア共和国においては、連邦（フェジェラーツィア）条約、その他の条約およびソ連憲法によって規制される。

連邦は、条約を承認する他の民主的國家がそれに加加入するための門戸を開いている。

連邦を構成する諸国家は、条約参加国によって定められ、連邦の憲法および法律によって認証された手続に従い、そこから自由に脱退する権利を維持する。

第2条 連邦市民権

連邦に加盟している国家の市民は、同時に連邦の市民でもある。

ソ連邦の市民は、連邦の憲法、法律および国際条約によって認証された平等の権利、自由および義務を有する。

第3条 連邦の領土

連邦の領土は、それを構成する全国家の領土から成る。

条約の参加国は、条約の調印時にそれらの間に存在する国境を承認する。

連邦を構成する国家間の国境は、それらの合意に基いてのみ変更することができるが、他の条約参加国の利益を侵害してはならない。

第4条 連邦を構成する国家間の諸関係

連邦を構成する国家間の諸関係は、本条約、ソ連憲法ならびに本条約に矛盾しないその他の諸条約および諸協定によって規制される。

条約の参加国は、平等、主権および領土の統一性の尊重、内政不干渉、あらゆる紛争の平和的手段による解決、協力、相互援助ならびに連邦条約および共和国間協定による義務の誠実な履行に基いて、連邦の構成国として自らの相互関係をうちたてる。

連邦を構成する諸国家は、お互いの間で力および力による脅迫を用いず、お互いに領土の統一性を侵害せず、〔自らの領土上に外国の軍隊および軍事基地の配置を許さず一削除〕 連邦の目的に矛盾し、また連邦を構成する諸国家の利益に反する協定を結ばない義務を負う。

例外的な場合の緊急の国民経済的課題の解決への参加、自然災害および環境破局の被害の除去活動への参加、ならびに非常事態体制に関する法律に定められた場合を除き、国内でソ連邦国防省の軍隊〔3次案—「ソ連軍」(内務省軍、KGB軍などを含まないことを明確にするための修正一註)] を使用することは許されない。

第5条 ソ連邦の管轄領域

条約の参加国は、次のような権限をソ連邦に分与する。

① 連邦およびその構成主体の主権および領土の統一性の擁護、宣戦布告お

および講話条約の締結、ならびに防衛の保障、ならびにソ連邦の軍隊、国境警備隊、特殊（政府通信、技術・工科およびその他の）の部隊、内務軍および鉄道部隊の指導、ならびに軍備および軍事技術の考案および生産の組織化〔および指導一削除〕

② 連邦の国家安全保障、連邦の国境、経済水域、領海および領空管理体制の確立ならびに防衛、共和国の保安機関の活動の指導および調整

③ 連邦の外交の実施および共和国の外交活動の調整、外国および国際組織との関係における連邦の代表権、ならびに連邦の国際条約の締結

④ 連邦の対外経済活動の実施および共和国の対外経済活動の調整、国際的な経済および金融組織における連邦の代表権、ならびに連邦の対外経済協定の締結

⑤ 連邦予算の承認および執行、通貨発行の実施、連邦の金準備・ダイヤモンドおよび外貨資産の保管、宇宙研究、航空管制、ならびに通信・情報・測地・地図製作・度量衡・標準規格および気象の全連邦システムの指導、ならびに原子力エネルギーの管理

⑥ 連邦憲法の採択ならびにその改正および追加、連邦の権限の範囲内での法律の制定、共和国と合意した諸問題に関する基本法の制定、ならびに最高憲法統制

⑦ 連邦の法保護機関の指導、ならびに犯罪との闘争における連邦および共和国の法保護機関の活動の調整

第6条 連邦および共和国の共同管轄領域

連邦および共和国の国家権力・管理機関は共同で次の権限を行使する。

① 本条約およびソ連憲法に基づく連邦の憲法体制の擁護、ソ連市民の権利および自由の保障

② 連邦の軍事政策の決定、防衛の組織化および保障のための処策の実施、徴兵および兵役服務の統一手続の制定、国境地帯における管理体制の確立、

共和国領土上における部隊の活動および軍備の展開と結びついた諸問題の決定、国民経済の動員準備の組織化、防衛複合体の企業の管理

③ 連邦の国家的安全戦略の決定および共和国の国家的安全保障、対応する条約参加国の同意に基づく連邦の国境の変更、国家機密の保護、連邦の範囲外に持ち出すことのできない戦略的資源および製品のリストの決定、環境の安全の分野における一般的諸原則および諸基準の制定、ならびに核分裂および放射性的物質の受容、保管および利用の手續の制定

④ ソ連邦の外交路線の決定およびその実施の統制、国際関係におけるソ連邦市民の権利および利益、ならびに共和国の権利および利益の保護、対外経済活動の基本原則の制定、国際的な借款および信用に関する協定の締結および連邦の対外債務の規制、統一関税業務、ならびに連邦の経済水域および大陸棚の天然の富の保護および合理的利用

⑤ 連邦の社会・経済的發展の戦略の決定および全連邦市場の形成のための諸条件の創造、共通の通貨に基く統一金融・信用・貨幣・租税、保険および価格政策の実施、連邦の金準備、ダイヤモンドおよび外貨資産の創設および運用、全連邦プロジェクトの作成および実施、連邦予算および合意を得た通貨発行の執行に対する統制、地域開発および自然災害・大事故の場合の救援のための全連邦基金の創設、戦略的備蓄の創設、ならびに統一的な全連邦統計の管理

⑥ 燃料・エネルギー資源の分野における統一した政策およびバランスシート作成、国のエネルギー・システムならびに幹線パイプラインおよび全連邦の鉄道・航空・水運輸送の管理、自然利用、環境保護、獣医学、家畜伝染病および植物検疫に関する基本原則の制定、ならびに水産業および共和国間レベルの資源の管理分野の行動の調整

⑦ 雇用、移住、労働条件、労働報酬、労働安全、社会保険、国民教育、保健、体育およびスポーツの諸問題に関する社会政策の基本原則〔3次案〕「統

一手続」の制定、一つの共和国から他の共和国への移住の場合も含めて〔3次案—「移住の場合の」〕、年金保障およびその他の社会保障の維持の基本原則の制定、ならびに所得スライド制および最低生活保障の統一手続の制定

⑧ 基礎科学研究の組織化および科学技術進歩の奨励、科学および教育要員の養成および資格認定の一般的諸原則および諸基準の制定、医療物資および技術の利用の一般手続の決定、民族文化の発展および相互豊富化の助成、ならびに少数民族の古来の居住環境の保存およびその経済的・文化的発展に必要な諸条件の創造〔3次案は「創造」の語が欠落して文章が不完全だった〕

⑨ 連邦の憲法および法律、大統領令および連邦の権限の範囲内で採択された諸決定の遵守の統制、全連邦の刑事統計・情報システムの創設、複数の共和国の領土上でなされた犯罪との闘いの組織化、矯正施設の統一組織体制の確立

第7条 連邦国家機関の権限および連邦・共和国の国家機関の共同権限の行使手続

共同権限に関わる諸問題は、連邦およびそれを構成している諸国家の権力・管理機関によって、合意、特別の協定、ならびに連邦・共和国基本法およびそれに対応した共和国の法律の採択の方法で決定される。連邦機関の権限に関わる諸問題は連邦機関によって直接に決定される。

第5条および第6条が、連邦の権力・管理機関の独占的管轄または連邦・共和国諸機関の共同管轄に直接帰属させていない諸権限は共和国の管轄に残され、共和国によって自主的に、または共和国間の二国間および多国間協定に基づいて行使される。条約調印後、連邦および共和国の管理諸機関の権限のしかるべき修正がなされる。

条約参加国は、全連邦市場の生成に応じて、経済に対する直接の国家管理の領域が縮小するという前提に立つ。管理諸機関の権限の範囲の必要な再配分または変更は、連邦を構成する諸国家の同意によって行われる。

連邦機関の権限の行使、または連邦・共和国の諸機関の共同権限の領域における権利の行使および義務の履行に関わる諸問題についての紛争は、協議手続によって解決される。協議が整わないときは、紛争は連邦憲法裁判所の審理に付される。

連邦を構成する諸国家は、連邦諸機関の共同の形成、ならびに諸決定およびその執行の特別の合意手続をとおして、連邦機関の権限の行使に参加する。

各共和国は、連邦との協定の締結の方法により、自らの権限の一部の行使を連邦に追加的に委ねることができる。他方で連邦は、全共和国との合意により、一つまたは若干の共和国に、自らの権限の一部のその共和国における行使を、委ねることができる。

第8条 所 有

連邦およびそれを構成している諸国家は、あらゆる所有形態の自由な発展および保護を保障し、統一全連邦市場の枠内で、企業および経済組織が機能するような諸条件を創造する。

土地、地下資源、水域、その他の天然資源、および動植物界は共和国の所有に属し、その諸人民の奪うことのできない財産である。その利用・占有および処分（所有権）の手続は共和国の法律によって定められる。複数の共和国の領土にまたがる資源に関しては、所有権は連邦の法律によって定められる。

連邦を構成する諸国家は、連邦の権力・管理機関に与えられた権限の行使のために必要な国家的所有の対象を連邦のために確保する。

連邦の所有〔3次案—「管理」〕の下にある財産〔3次案—「国家的所有」〕は〔連邦を構成する諸国家の共有であり—削除〕、後進地域の発展の加速化を含め、それらの共同の利益のために利用される。

連邦を構成する諸国家は、本条約の締結時に存在する連邦の金準備、ダイヤモンドおよび外貨資産について自らの持分権を有する。貴金属の今後の蓄積および利用へのこれら諸国の参加は、特別の協定によって定められる。

第9条 連邦の租税および公課

連邦に委譲された権限の行使と関連した連邦予算の支出の財源確保のため、連邦の提出する支出項目に基づき、諸共和国との合意に基づいて定められる固定比率による統一連邦税および公課が定められる。

全連邦プロジェクトは、関係共和国の分担金および連邦予算からの財源による。全連邦プロジェクトの規模および用途は、社会・経済発展の諸指標を考慮に入れて連邦と諸共和国間の協定によって規制される。

[3次案—連邦の国家財政および連邦の権限の行使と関連したその他の支出の財源確保のため、諸共和国との合意によって定められた金額の範囲内で連邦の租税および公課が定められる。また全連邦プロジェクトのための分担金も定められるが、その規模および用途は、社会・経済発展の諸指標を考慮に入れて連邦および諸共和国の協定によって規制される。]

第10条 連邦憲法

連邦憲法は本条約に基づき、それに矛盾してはならない。[3次案—本条約は連邦憲法の基礎となる]

第11条 法律

連邦の法律ならびに連邦を構成している諸国家の憲法および法律は、本条約の諸規定に矛盾してはならない。

連邦管轄の諸問題に関する連邦の法律は最高性を有し、共和国の領土上でその執行が義務づけられる。

共和国の法律は、連邦管轄に関わるものを除いたすべての問題について、その領土上で最高性を有する。

共和国は、連邦の法律が本条約に違反し、その権限の範囲内で採択された共和国の憲法または法律に矛盾する場合、その領土上で連邦の法律の効力を停止し、それに異議を申し立てることができる。

連邦は、共和国の法律が本条約に違反し、その権限の範囲内で採択された連

邦の憲法または法律に矛盾している場合、それに異議を申し立て、その効力を停止することができる。

紛争は連邦憲法裁判所の審理に付され、それは1カ月以内に最終的決定を採択する。[3次案—これらの二つの場合に、紛争は協議機関によって解決されるか、または連邦憲法裁判所の審理に付される。]

3 連邦の諸機関

第12条 連邦諸機関の形成

連邦の権力・管理諸機関は、連邦を構成する諸国家の人民および代表の自由な意思表示に基いて形成される。それらは本条約および連邦憲法の諸規定に厳格に従って行動する。

第13条 ソ連邦最高会議

共和国院および連邦院の二院から成るソ連邦最高会議は、連邦の立法権を行使する。

共和国院は、共和国の最高権力機関が派遣する共和国代表によって構成される。共和国および民族・地域構成体には、共和国院において、それらが本条約調印時にソ連邦最高会議民族院において有している議席数以上の議席が維持される。

連邦に直接加盟している共和国から派遣されているこの院の全代議員は、問題の決定に際して全員で一票を有する。代表の選出手続およびその選出比率は共和国間の特別協定およびソ連邦の選挙法によって定められる。

連邦院は、全国の住民により、等しい有権者数で分けられた選挙区毎に選出される。その場合条約参加国であるすべての共和国に連邦院への代表の派遣が保証される。

連邦最高会議の両院は、合同でソ連憲法を改正し、新しい国家のソ連邦への加盟を認め、連邦の内外政策の基本原則を定め、連邦予算およびその執行に関

する報告を承認し、宣戦を布告し、講話条約を結び、連邦の国境の変更を承認する。

共和国院は、連邦機関の組織および活動手続に関する法律を採択し、共和国間の諸関係に関する諸問題を審議し、ソ連邦の国際条約を批准し、〔ソ連邦憲法裁判所を選出し、一削除〕ソ連邦内閣の構成員の任命に同意を与える。

連邦院は、ソ連市民の権利および自由の保障の問題を審理し、共和国院の権限に属する事項を除き、すべての問題について法律を採択する。連邦院によって採択された法律は、共和国院の賛成を得て発効する。〔連邦院によって採択された法律が共和国院の賛成を得られなかった場合は連邦院で再議に付され、この院の3分の2以上の賛成投票が得られたときに法律として発効する。一削除〕

第14条 ソビエト主権共和国連邦大統領

連邦大統領は連邦の国家元首であり、最高の処分・執行権力を有する。

連邦大統領は、連邦条約、ソ連憲法およびソ連邦の法律の遵守を保障し、ソ連軍の最高司令官であり、外国との関係において連邦を代表し、連邦の国際的義務の履行を統制する。

大統領は、連邦市民により、普通・平等・直接選挙権および秘密投票制に基づいて、5年の任期で選出されるが、連続して2期を超えることはできない。連邦全体および連邦を構成する諸国家の過半数において、投票に参加した有権者の過半数の票を獲得した候補者が当選とみなされる。

第15条 ソ連邦副大統領

ソ連邦副大統領は、ソ連邦大統領とともに選出される。ソ連邦副大統領は、連邦大統領の委任に基づいてその個々の機能を遂行し、大統領の欠けた場合および大統領が自らの職務を行うことが不可能な場合に、ソ連邦大統領の職務を代行する。

第16条 ソ連邦内閣

連邦内閣は、〔合議制の一削除〕連邦の執行権力機関であり、連邦大統領に従属し、最高会議に対して責任を負う。

閣僚会議は、連邦の最高会議共和国院の合意のもとに、連邦大統領によって形成される。

連邦内閣の活動には、共和国政府首班も表決権をもって参加することができる。

第17条 ソ連邦憲法裁判所

ソ連邦憲法裁判所は、ソ連邦大統領およびソ連邦最高会議の各院によって、平等原則に基づいて形成される。

連邦憲法裁判所は、ソ連邦および諸共和国の法的決定、連邦大統領および諸共和国の大統領の命令、ならびに連邦内閣の規範的法令の、連邦条約および連邦憲法への適合性の問題を審理し、連邦と共和国の間および共和国相互間の紛争を解決する。

第18条 サユース (フェージェラーツィア) 〔一連邦の意〕 裁判所

サユース (フェージェラーツィア) 裁判所とは、ソビエト主権共和国連邦最高裁判所、連邦最高仲裁裁判所および連邦軍裁判所をいう。

連邦最高裁判所および連邦最高仲裁裁判所は、連邦の権限の範囲内で裁判権を行使する。諸共和国の最高裁判機関および最高仲裁機関の長は、職務上当然に、それぞれ連邦最高裁判所および連邦最高仲裁裁判所の構成員となる。

第19条 ソ連邦検察庁

連邦の法的決定の執行に対する監督は、連邦検事総長、諸共和国検事総長 (検事) およびそれらに従属する検事によって行われる。

連邦検事総長は、連邦最高会議によって任命され、それに対して報告義務を負う。

諸共和国検事総長 (検事) は、共和国の最高立法機関によって任命され、職務上当然に連邦検察庁協議会の構成員となる。諸共和国検事総長 (検事) は、

連邦法の執行を監督する活動においては、自らの国家の最高立法機関とともに連邦検事総長にも報告義務を負う。

4 最終規定

第20条 連邦の民族間交流語〔3次案—ソビエト主権共和国連邦の公用語〕

諸共和国は自らの国語（単数および複数）を自主的に決定する。条約の参加国は、ロシア語をソ連邦の民族間交流語〔3次案—連邦の公用語〕と認める。

第21条 連邦の首都

連邦の首都はモスクワ市である。

第22条 連邦の国家的象徴

ソ連邦は、国章、国旗および国歌をもつ。

第23条 条約の発効

本条約は、連邦を構成する諸国家の最高国家権力機関の賛成を得て、その全権代表によって調印された時から効力を発する。

本条約を調印した国家にとって、その日から1922年のソ連邦結成条約は失効したものとみなされる。

本条約に調印した国家にとって、条約の発効のときから、最恵国待遇が実施される。

ソビエト主権共和国連邦と、ソビエト社会主義共和国連邦の構成員であるが本条約には調印しなかった共和国との関係は、ソ連邦の現行法ならびに相互の義務および合意に基づく規制に服す。

第24条 条約に基づく責任

連邦およびそれを構成する諸国家は、受諾した義務の履行に対して相互に責任を負い、本条件の違反によってひきおこされた損害を賠償する。

第25条 条約の変更および補充手続

本条約またはその個々の規定は、連邦を構成するすべての国家の同意を得て

のみ、破棄・変更または補充することができる。

必要な場合、条約に調印した国家間の合意に基づき、条約への付属文書が採択される。

第26条 連邦の最高機関の継承

国家権力・管理の実現の継続性の保証のために、ソビエト社会主義共和国連邦の最高立法・執行および裁判機関は、ソビエト主権共和国連邦の最高国家権力機関の形成まで、本条約およびソ連邦の新憲法に従い、自らの権限を維持する。

付3 新連邦条約草案の比較（主要な変化のある部分のみ）

| （公表日） | 1次案（90－11－24） | 2次案（91－3－9） | 3次案（91－6－27） | 4次案（91－8－15） |
|--------|--|--|---|--------------------------|
| 条約名 | 連邦条約 | 主権共和国連邦条約 | 主権国家連邦条約 | 主権国家連邦条約 |
| 連邦の名称 | 主権ソビエト共和国連邦 | CCCP | ソビエト主権共和国連邦 | ソビエト主権共和国連邦 |
| 脱退権 | 規定なし | 脱退権あり | 脱退権あり | 脱退権あり |
| 参加国周国境 | 規定なし | 現国境承認 | 現国境承認 | 現国境承認 |
| 軍隊国内使用 | 規定なし | 規定なし | 原則使用禁止 | 原則使用禁止 |
| 連邦管轄 | 連邦憲法採択 国防・安全保障 宣戦布告・講和 連邦の外交 連邦の対外経済活動・税関 統一金融・信用・貨幣政策 連邦予算 金準備等の保管 治安・犯罪対策の調整 科学政策の調整 共和国対外活動の調整 基本法制定 | 憲法統制 国防・安全保障 宣戦布告・講和 連邦の外交 連邦の対外経済活動 防衛産業 軍事技術開発 連邦予算 宇宙・通信・情報・度量衡等 治安・犯罪対策の調整 連邦管轄事項に関する立法 共和国対外政治活動の調整 基本法制定 | 連邦憲法採択 国防・安全保障 宣戦布告・講和 連邦の外交 連邦の対外経済活動 通貨発行 憲法統制 連邦予算 金準備等の保管 宇宙・通信・情報・度量衡等 原子力エネルギー 治安・犯罪対策の調整 連邦管轄事項に関する立法 共和国対外政治活動の調整 共和国安全保障活動の調整 基本法制定 | 3次案と基本的に同じ 航空管制・気象等追加 |

| | | | | |
|----------------|--|--|--|--|
| 共同管轄 | 基本権保障 経済戦略決定 金準備輸使用 エネルギー 運輸 防衛産業 宇宙・通信・ 情報等 環境保護 労働・社会保障 文化・教育・ 科学 | 連邦憲法採択 基本権保障 外交路線決定 対外経済基本 原則決定 関税業務 国家安全戦略 軍事政策決定 経済発展戦略 通貨・金融・租税 ・価格 金準備等の運用 対外援助・借款 予算執行の統制 民需転換防衛 産業の指導 エネルギー 運輸 環境保護 労働・社会保障 文化・教育・科学 少数民族保護 | 憲法体制擁護 基本権保障 軍事政策決定 国家安全戦略 国家機密保護 核管理 外交路線決定 対外経済基本 原則決定 借款・関税業務 経済発展戦略 通貨・金融・租税・価格 防衛企業管理 金準備等の運用 統計管理 エネルギー 運輸 環境保護 労働・社会保障 文化・教育・科学 少数民族保護 憲法・法律統制 | 3次案と基本的 に同じ 獣医学・労働 報酬等の語追加 通貨発行の統 制の前に「合 意を得た」の 語追加 |
| 共同管轄への 参加形態 | 連邦機関の共同形成 調整機構の創設 | 1次案と同じ | 協定・合意・ 立法 | 3次案と同じ |
| 紛争の解決 | 協議手続 連邦憲法裁判所 | 1次案と同じ | 1次案と同じ | 1次案と同じ |
| 所有権 | 土地・天然資源は基本的に 共和国所有 連邦所有も確保 連邦の権限行使妨げない | 土地・天然資源は基本的に 共和国所有 連邦所有も確保 連邦の権限行使は共和国法内で 金資産等の持分 | 土地・天然資源共和国所有 連邦管理財産は共和国の共同所有 財産利用手続等は共和国法で 金資産等の持分 | 3次案とだいたい同じ 「連邦管理」の代りに「連邦所有」の語 「共和国の共同所有」の語の削除 |
| 租 税 | 共和国自主税制 連邦税 | 共和国自主税制 連邦税 (共和国との合意) | 連邦税 (共和国との合意) | 連邦税 (支出項目別に共和国と合意) 共和国による連邦支出統制 |

| | | | | |
|------------|---|---------------------------------|--|--|
| 法 律 | 共和国管轄共和国法優位 連邦管轄連邦法優位 共同管轄共和国の異議がない場合発効 相互に違法な法令に異議申立権 連邦憲法裁判所による解決 | 1次案と基本的に同じ | 共和国管轄共和国法優位 連邦管轄連邦法優位 共和国の連邦法停止権 連邦の共和国法停止権 連邦憲法裁判所による解決 | 3次案と基本的に同じ 連邦憲法裁判所による1カ月以内の解決 |
| 最高会議の権限 | 詳しい規定なし | 1次案と同じ | 合同会議は改憲・基本政策等 連邦院は基本権 その他の問題 共和国院否決後 連邦院は3分の2で可決 | 3次案と基本的に同じ 憲法裁判所選出条項削除 3分の2再可決条項削除 |
| 省庁の協議会 | 共和国の長の参加する協議会 | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 連邦評議会 | あり | あり | なし | なし |
| 憲法裁判所の組織方法 | 規定なし | 規定なし | 連邦共和国院が選出 | 連邦の大統領および最高会議が組織 |
| 検 察 庁 | 連邦中心の検察機能 | 共和国検事総長は共和国任命・共和国最高会議と連邦検事総長に従属 | 2次案と同じ | 2次案と同じ |
| 言 語 | ロシア語は連邦の公用語 | 1次案に同じ | 共和国国語の自主決定 ロシア語は連邦の公用語 | 共和国国語の自主決定 ロシア語は民族間の交流語 |
| 非加盟国 | 規定なし | 現行法による規制 | 2次案と同じ | 2次案と同じ |

付4 非常事態法制

① 非常事態の法体制に関する法律 (ソ連邦官報1990年、第15号、No. 250)

第1条 (定義と目的)

非常事態は、自然災害、大事故または惨事、伝染病、家畜の疫病および大衆的無秩序に際して、ソ連市民の安全保障のために、ソ連憲法および本法律に基づいて宣言される一時的手段である。

非常事態宣言の目的は、事態の速かな正常化ならびに合法性および法秩序の回復である。

第2条 (非常事態の宣言)

加盟もしくは自治共和国、またはこれら共和国の一部地域における非常事態は、それぞれの加盟または自治共和国の最高会議によって宣言され、それはソ連邦最高会議、ソ連邦大統領および対応する加盟共和国最高会議に通知される。

ソ連邦市民の安全保障のため、ソ連邦大統領は個々の地域における非常事態宣言について警告を発し、必要な場合は、対応する加盟共和国の最高会議幹部会または最高国家権力機関の要請により、またはその同意を得てそれを導入する。そのような同意がないまま非常事態を宣言した場合は、その決定の承認を求めて直ちにソ連邦最高会議の審理に付さなければならない。この問題に関するソ連邦最高会議の決定は、その議員総数の3分の2以上の多数によって採択される。

ソ連邦最高会議は、全土に非常事態を宣言する。

第3条 (非常事態の期間等)

非常事態の宣言に際しては、その決定を行った理由、期間およびその適用地域が指定されなければならない。

非常事態を宣言したソ連邦最高会議、ソ連邦大統領、または加盟もしくは自治共和国の最高会議は、所定の期間満了前にその宣言を破棄することがで

きる。

ソ連邦最高会議、ソ連邦大統領、または加盟もしくは自治共和国の最高会議は、その宣言のための根拠となった事情が解消されず、かつ法律が別の延長手続を定めていない場合、非常事態を延長することができる。

非常事態の導入、延長または破棄の決定は、特に別の定めがない限りその採択の時から効力を有し、直ちに公布される。

第4条〔非常事態宣言下の措置〕

非常事態の条件下で、具体的な状況に応じて、国家権力・管理機関は次の手段をとることができる。

- ① 住民および国民経済の活動力を保障する社会秩序および客体の保護を強化する。
- ② 居住に危険な地域から市民を一時的に退去させる。その場合その市民に恒久的、または一時的な他の住宅を必ず提供しなければならない。
- ③ 市民の出入の特別規制体制を導入する。
- ④ 個々の市民が、一定期間、一定の地域または自らの住居（建物）を退去することを禁止する。その地域の住民ではない社会秩序の侵害者を、その者の負担で、その定住地または非常事態が宣言されている地域の外に退去させる。
- ⑤ 市民から火器、刃物および弾薬を、企業、施設および団体から、教練用軍事技術、爆発物、放射性の物質および材料、ならびに強力な化学物質および毒物を一時的に没収する。
- ⑥ 集会、会合、街頭行進およびデモンストレーション、ならびに演劇、スポーツおよびその他の大衆行動を禁止する。
- ⑦ 企業および団体の生産および製品納入計画に変更を加え、企業、施設および団体の活動に特別体制を導入し、その経済活動のその他の諸問題について決定する。

- ⑧ 企業、施設および団体の指導者を任命し、解任する。正当な理由がある場合を除いて労働者および職員の自発的退職を禁止する。
- ⑨ 非常時の状況の結果を予防し、除去するために、企業、施設および団体の資源を活用する。
- ⑩ ストライキを禁止する。
- ⑪ 労働能力ある市民を、労働の安全を保障しつつ、企業、施設および団体の仕事のために、また非常時の状況の結果を除去するために動員する。
- ⑫ 武器、強力な化学的・毒物的物質、アルコール飲料、アルコール含有物の売買を制限し、禁止する。
- ⑬ 隔離その他の伝染病対策を行う。
- ⑭ コピー機械、ラジオ、テレビ、オーディオ製品、ビデオ等の利用を制限し、禁止する。拡声器の没収、マスメディアの統制強化
- ⑮ 通信利用特別規則の導入
- ⑯ 交通手段の運動の制限、捜査の実施
- ⑰ 外出禁止時間の導入
- ⑱ 事態の正常化を妨げる政党、社会団体、大衆運動、市民の自発的結社の活動停止
- ⑲ ソ連邦の立法で規定されていない武装組織の形成・活動の禁止
- ⑳ 市民の密集地で文書を点検し、武器を持っているという証拠が存在する場合で、必要なときは身体搜索、物品・交通手段の搜索を行う。

第5条〔下級機関の決定の破棄等〕

ソ連邦または対応する加盟・自治共和国の最高国家権力・管理機関は、非常事態が宣言されている地域で活動している下級機関の任意の決定を破棄することができる。

非常事態の予防および結果の除去の活動の調整のため、ソ連邦閣僚会議、加盟・自治共和国の閣僚会議、または道・州人民代議員会議もしくはその執

行委員会によって、臨時特別機関を設置することができる。

第6条〔企業内の規制等〕

企業、施設および団体の長は、非常事態の期間、必要な場合に、労働者および職員をその同意なしに労働契約で定められていない職務に配置転換することができる。

企業、施設および団体の長の選挙制の原則は上記の期間実施されない。

第7条〔外出禁止令〕

外出禁止令の時間中、市民は、特別に交付された通行証および身分を証明する文書なしに、街頭もしくはその他の公共の場所に姿を現し、または身分を証明する文書なしに自らの住居の外に出ることを禁止される。

本条第1項で定められた手続に違反した者は、民警または武装パトロール隊によって、外出禁止時間が終了するまで拘束される。その場合身分証明書を携帯していなかった者についてはその身分が確認されるまで拘束されるが、その期間は3昼夜を超えてはならない。身柄を拘束した者について、身体を捜索し、身に付けていた物品を捜索することができる。

第8条〔禁止違反に対する罰則〕

本法律の第4条の第3、第4、第6、第10、および第12乃至第16号に従って定められた要求、ならびに第7条第1項に定められた要求に違反した場合で、これらの違反に対して現行法が刑事罰を定めていないときは、1,000ルーブル以下の罰金、または15日以下の拘束という行政罰を科すものとする。

第9条〔種々の違反に対する罰則〕

挑発的な噂の流布、法秩序の違反を唆し、もしくは民族的反目を煽るような行為、市民もしくは公務員によるその合法的権利および義務の実現の積極的妨害、内務機関員、軍勤務員、人民自警団員、もしくは社会秩序維持のための職務上の義務もしくは社会的責務を果しているその他の者の合法的な処置もしくは要求に対する悪意の不服従、社会秩序もしくは市民の平安を侵害

するその他の類似行為、または非常事態が宣言されている地域でなされた行政監督規則違反は、1,000ルーブル以下の罰金または30日以内の行政拘束に処する。

上記の法違反の事件に関する記録は、その権限を与えられた内務機関員または個々の地域の司令部によって作成される。

本法律第8条および第9条の定める違反事件は、3日以内に単独裁判官、内務機関の長もしくはその代理または個々の地域の司令官によって審理される。

第10条 [ストライキ等に対する罰則]

非常事態の条件下での禁止されたストライキの指導、ならびに企業、施設および団体の活動の妨害は刑事責任を問われ、1万ルーブル以下の罰金、2年以下の矯正労働、または3年以下の懲役に処せられる。

第11条 [軍隊の投入]

特別の場合、ソ連邦最高会議またはソ連邦大統領の決定により、非常事態の結果の除去、社会秩序の維持および市民の安全保障のため、ソ連邦内務省内務軍とともに、ソ連軍およびソ連邦国家保安委員会の部隊が投入される。これらの部隊は、軍規則およびソ連邦内務省内務軍に関する法律に従って行動する。

第12条 [合同作戦本部等]

非常事態の結果の除去のために投入された軍部隊の行動の調整および指導、ならびに内務および国家保安機関との相互協力の組織化のために、ソ連邦最高会議またはソ連邦大統領の委任に基づき、ソ連邦内務相、ソ連邦国防相およびソ連邦国家保安委員会議長によって合同作戦本部が設置され、対応する地域（地区）の司令官が任命される。

司令官は、本法律の枠内で、非常事態体制を支えるための諸問題を規制する命令を発する。

第13条〔専門家の動員〕

非常事態が宣言された場合、ソ連邦閣僚会議の決定に従い、ソ連邦国防相は、自然災害、大事故もしくは異変、伝染病または動物伝染病の結果を除去するために必要な専門家を軍事要員として動員することができる。

第14条〔裁判管轄の変更〕

ソ連邦最高裁判所には、非常事態の条件下で、民事および刑事事件の法律によって定められた地域的裁判管轄を変更する権利が与えられる。

第15条〔被災者への援助〕

非常事態のために、または関係国家机关、企業、施設もしくは団体によるその予防もしくは除去の作業との関係で被害を受けた市民には住宅が提供され、被った損害が補償され、就職斡旋への協力その他の必要な援助が与えられる。

住宅提供、損害補償およびその他の必要な援助の条件および手続は、ソ連邦閣僚会議および加盟共和国閣僚会議によって定められる。

第16条〔大統領統治〕

非常事態が宣言された地域において国家権力・管理機関が自らの機能のしかるべき遂行を保証しない場合に、ソ連邦大統領は、加盟共和国の主権および領土保全を遵守しつつ、臨時大統領統治を導入することができる。

その場合関係する国家権力・管理機関の権限は停止され、その機能の遂行はソ連邦大統領によって創設される機関または任命される公務員に課される。この機関または公務員は次の権利を有する。

本法律第4条の定める措置をとる。

地方人民代議員会議の権限を停止し、その機能を一時的に遂行する。

国家、経済および社会・文化建設の諸問題に関して、ソ連邦および関係加盟・自治共和国の最高国家権力・管理機関に提案を行う。

ソ連邦閣僚会議の定める手続に従い、当該地域に存在するすべての企業、

施設および団体を支配下におく。

第17条 [国連事務総長への通知]

ソ連邦外務省は、非常事態の宣言、その延期および終了について、遅滞なく国際連合事務総長に通知するものとする。

ソビエト社会主義共和国連邦大統領 エム・ゴルバチョフ

モスクワ、クレムリン、1990年4月3日

[筆者はこれまで、ソ連邦の大統領直轄統治は、まだ憲法の予定している特別法が制定されていないため、法的には導入できないと述べてきた。この点について北海道大学スラブ研究センター教授（当時）の長谷川毅氏は疑義を提起されていた。確かに、この非常事態法第16条の規定によって大統領直轄統治の導入は可能のようであり、ソ連当局はそれ以外の特別法の制定は予定していなかったようである。自説を訂正したいと思う。]

② 「ナゴルノ・カラバフ自治州およびその他の一部地域における非常事態宣言について」のソ連邦最高会議決定（要約、ソ連邦官報1990年、第3号、No. 40）

[これまで連邦機関によって宣言された非常事態令はこの1件のみである。当時は最高会議幹部会が非常事態を宣言する権利を有していた。この非常事態宣言は現在も有効であるが、91年7月4日、ゴルバチョフ大統領はアゼルバイジャン共和国の一部地域についてこの非常事態令を解除した。イズベスチヤ、1991年7月5日]

ナゴルノ・カラバフ自治州とその周辺で緊張が激化している。しかるに両国指導部はしかるべき手段をとっていない。アルメニア共和国の違憲の法令がそれを促進している。特にバクー市、ギャンジェ市その他で事態が緊迫している。殺人・強盗や武力によるソビエト権力の打倒の試みがある。

「以上に関連し、アゼルバイジャン共和国最高会議幹部会のアピールを考慮

し、ソ連憲法第119条14項に導かれ、ソ連邦最高会議幹部会は次のように決定する。」

1. ナゴルノ・カラバフ自治州、それに接するアゼルバイジャン共和国の諸地区、アルメニア共和国のゴリ市、アゼルバイジャン共和国の国境地帯に非常事態を宣言する。

2. その地域の国家権力・管理機関、その他権限を与えられた国家機関・公務員に、次の手段をとる権利を与える。

- ① 集会・会合・街頭行進・デモンストレーション・演劇・ショー・スポーツその他の大衆行動を禁止し、マスメディアを統制する。
 - ② 団体・市民の自発的結社の違法な活動を中止させ、それを解散すること。
 - ③ 市民を企業・施設・団体の仕事のために、また異常な状況の結果を根絶するために動員すること。
 - ④ ストライキの禁止。
 - ⑤ 外出禁止時間の導入。
 - ⑥ 市民の出入の制限、居住に危険な地区からの市民の一時的退去命令（他の住居の提供）、地域住民でない市民の退去命令。
 - ⑦ 輸送手段の交通制限・規制・搜索。
 - ⑧ 文書の検査、市民が武器をもっていることについて十分な根拠があり自発的に提出しない場合で、必要なときは市民の身体を搜索し、物を搜索する。
 - ⑨ 市民から、そして必要な場合は企業、施設、団体から、武器、弾薬、爆発物、強力な化学物質、毒物を一時的に没収すること。
 - ⑩ コピー機械、ラジオ・テレビ装置の利用の制限・禁止、通信利用の特別規則の導入。
3. 外出禁止時間には特別の許可のない者は街頭や公共の場に出てはならない。

4. 非常事態の結果の根絶、市民の権利擁護、社会秩序維持等のために、法律に従い、ソ連邦内務省軍が投入される。市民の保護、住民の生存のために必要な対象の保護のためにソ連軍、ソ連艦隊、ソ連邦国家保安委員会が投入される。これらの軍隊は、憲法に基づき、法律、軍規則および本幹部会令に導かれる。

5. 社会秩序の侵害を誘発し、挑発的噂をふりまき、または市民・公務員によるその合法的権利・義務の実現を積極的に妨害し、非常事態体制を侵害した者は、30日以下の期間行政手続で拘束される。これらの者は、法律に従い、行政または刑事責任を問われる。

6. 輸送活動の中断なき活動を保障するために、鉄道その他の交通機関の保護のために内務軍、ソ連軍、国家保安委員会が投入される。

7. アゼルバイジャン共和国最高会議幹部会に、バクー市、ギャンジェ市、その他の地域に外出禁止時間の設定を含め、必要なすべての手段をとるよう提案する。

アルメニア共和国最高会議幹部会に、民族間の憎悪をかきたてるような教唆活動を根絶するための決定的な歩みをするよう求める。

アゼルバイジャン・アルメニア両国の最高会議幹部会は、この幹部会令を実行するための実践的方策を直ちに検討することが必要と認める。

ソ連邦の法維持機関その他の国家機関は、それらの方策の実現に際して共和国機関に必要な援助を与える。

8. この幹部会令の1～7項は、90年1月15日から、非常事態の撤回まで効力を有する。

9. 外務省は、ソ連・イラン間の国境体制およびそれと関連した問題について早期に交渉を行い、隣接国家および国際組織にこの幹部会令について情報を提供する。

10. ソ連邦最高会議において、最高会議の委任で閣僚会議の作成した非常事

憲法についての審議を早めることが必要と認める。

11. 学者・専門家の作成した市民の民族的平等権の侵害およびソ連邦の領土の統一性の暴力的侵害に対する責任の強化についての法律案を、審議のために、ソ連邦最高会議の立法委員会の審理に付す。

ソ連邦最高会議議長 エム・ゴルバチョフ

1990年1月5日

③ 「アゼルバイジャン共和国ナゴルノ・カラバフ自治州における特別統治形態の導入について」のソ連邦最高会議幹部会令（要約、ソ連邦官報1989年、第3号、No. 14）

[1989年1月から12月までナゴルノ・カラバフ自治州に特別統治形態が導入された。当時の憲法が規定していたこの特別統治形態は、その後の大統領直轄統治制の原型となるものである。]

ナゴルノ・カラバフ自治州とその周辺で緊張が高まっている。アルメニア・アゼルバイジャンの党と国家の組織、民族院の委員会の提案を考慮にいれて、ソ連邦最高会議幹部会は、アゼルバイジャン共和国最高会議幹部会とこの問題について検討し、ソ連憲法第119条4項に従い、次のように決定する。

1. ナゴルノ・カラバフのアゼルバイジャン共和国内の自治州としての地位を維持しつつ、同自治州に一時的に特別統治形態を導入する。

ア・イ・ポリスキーを議長として、ナゴルノ・カラバフ自治州特別統治委員会を組織する。

ナゴルノ・カラバフ自治州の人民代議員会議とその執行委員会の権限を、新しい選挙まで停止する。

2. ナゴルノ・カラバフ自治州特別統治委員会は、ソ連邦の最高国家権力・管理機関に直接従属し、自治州の人民代議員会議とその執行委員会の権限を、その完全な範囲において所有し、その議長は、州人民代議員会議執行委員会議

長の権利と義務を有する。

委員会に同自治州の地方の国家・管理機関の指導を委ね、州人民代議員会議執行委員会の機構をそれに引き渡す。

3. 本幹部会令の有効期間中、ナゴルノ・カラバフ自治州の領土上にある連邦管轄および共和国管轄の企業・施設・団体、およびその支部、課、その他の構成部分は、アゼルバイジャン共和国閣僚会議の意見を考慮にいれ、ソ連邦閣僚会議によって定められた問題領域において、委員会に従属する。

印刷・ラジオ・テレビ・その他のマスメディア・出版機関、印刷企業、内務機関、ならびに文化・国民教育・保健施設、および独立した官庁に帰属していないその他の非生産部門の組織は、委員会およびそれによって権限を与えられた者の直接の指導のもとで活動する。

ナゴルノ・カラバフ自治州領土上の検察庁・裁判所の活動は、現行法およびソ連邦検事総長、ソ連邦司法省およびソ連邦最高裁判所の定める手続に従って行われる。

4. ナゴルノ・カラバフ自治州特別統治委員会に次の権利を与える。

- ① ナゴルノ・カラバフ自治州の地区・市・町・村の人民代議員会議、その執行・処分機関の権限を停止し、これらの会議の選挙の実施を指定し組織する。
- ② ソ連邦の憲法および立法に矛盾する社会团体・自発的結社の活動を中止させ、必要な場合はそれを解散させる。共和国または全連邦機関を有している団体・結社の場合は、その登録・解散はそれらの機関の同意を得て行われる。
- ③ 必要な場合、国家的・経済的・社会文化的建設の問題について、直接、ソ連邦最高会議幹部会、ソ連邦閣僚会議、ソ連邦の省・国家委員会・官庁に提案する。

5. ナゴルノ・カラバフ自治州領土上で、一時的に、国営企業法第6条2項、3項、5項の3号、第7条の効力は停止される。

6. アゼルバイジャン共和国最高会議幹部会は、本幹部会令に依拠してしかるべき決定を採択する。

7. 本幹部会令は、1989年1月20日より発効する。

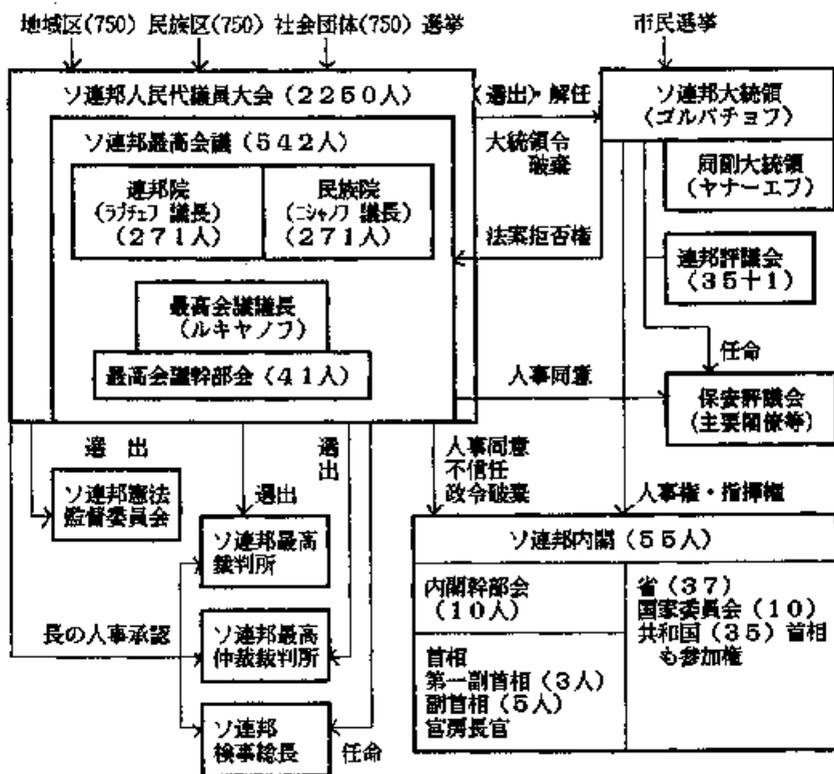
ソ連邦最高会議幹部会議長 エム・ゴルバチョフ

ソ連邦最高会議幹部会書記 テ・メンチェシヤシビリ

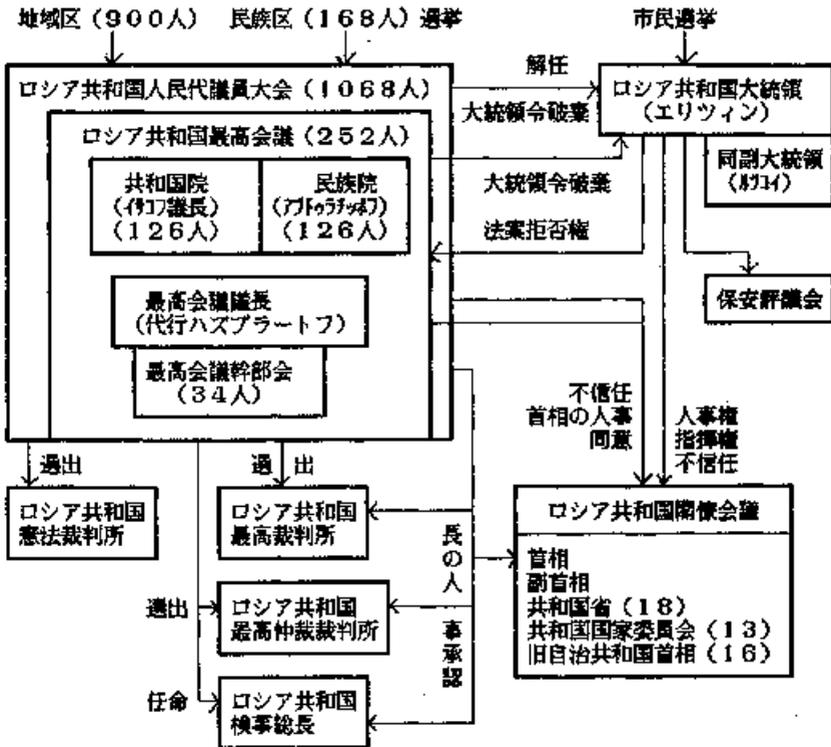
1989年1月19日

付5 国家組織図

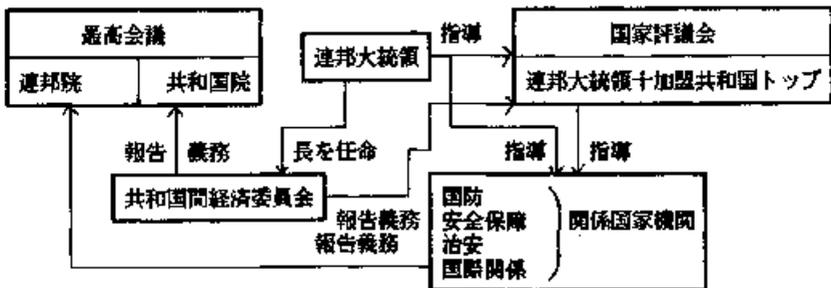
①ソ連邦国家組織図 (1991年8月クーデター以前)



②ロシア国家組織図 (1991年5月)



③暫定国家機構 (1991年9月5日)



付6 1991年9月5日ソ連邦人民代議員大会決定 (イズベスチャ、1991年9月6日)

① 「過渡期におけるソ連邦の国家権力・管理諸機関についての法律」

第1条〔最高会議の構成〕

ソ連邦最高会議は、過渡期におけるソ連邦の最高代表権力機関であり、共和国院および連邦院という二つの自主的な院から構成される。

共和国院には、各加盟共和国からそれぞれ20人の代議員が入るが、それはソ連邦および加盟共和国の人民代議員のなかから、加盟共和国の最高国家権力機関によって派遣される。ロシア共和国の連邦構造を考慮にいれ、同共和国は共和国院に52人の代議員を有する。内部に共和国および自治構成体を有する他の加盟共和国も、内部の各共和国および自治構成体1つにつき1人の代議員を共和国院に派遣する。共和国の平等な権利を保障するために、共和国院における投票に際して、各加盟共和国は1票を有する。

連邦院は、現在の議席配分を維持し、加盟共和国最高国家権力機関の合意を得てソ連邦人民代議員のなかから選ばれた各加盟共和国の代議員団によって形成される。

第2条〔最高会議の権限〕

ソ連邦最高会議の共和国院および連邦院は、共同決定によってソ連憲法に修正を加え、ソ連邦の構成に新しい国家を受け入れ、内外政治の最重要問題についてソ連邦大統領の報告を聴取し、連邦予算およびその執行に関する報告を承認し、宣戦を布告し講和条約を締結する。

共和国院は、連邦諸機関の組織および活動手続に関する諸決定を採択し、ソ連邦の国際条約を批准し、破棄する。

連邦院は、ソ連市民の権利および自由の保障の諸問題を審議し、共和国院の権限に属する事項を除きソ連邦最高会議の権限に属するすべての諸問題について決定を採択する。連邦院で採択された法律は、共和国院で賛成を得た後に発

効する。

加盟共和国の最高国家権力機関は、ソ連邦最高会議によって採択された法律が加盟共和国の憲法に抵触する場合にのみ、共和国領土上におけるその効力を停止する権利を有する。

第3条〔国家評議会〕

諸共和国の共通の利益に関わる内外政治の諸問題を、諸共和国の合意を得て解決するために、共和国共同原則に基づいてソ連邦国家評議会が形成される。ソ連邦国家評議会は、ソ連邦大統領およびソ連憲法でそう呼ばれているところの加盟共和国の最高公職者によって構成される。ソ連邦大統領は、ソ連邦国家評議会の活動を指導する。ソ連邦国家評議会はその活動手続を定める。ソ連邦国家評議会の決定は執行を義務づけられる。

第4条〔大統領の代行〕

ソ連邦副大統領の職務は廃止される。

ソ連邦大統領が何らかの理由でそれ以上職務を遂行することができなくなった場合（ソ連邦最高会議によって組織される国家医療委員会の結論によってその健康不良の状態が確認された場合を含む）、ソ連邦国家評議会は、その構成員のなかから、ソ連邦大統領の職務を一時的に執行するソ連邦国家評議会議長を選出する。この決定は3日以内にソ連邦最高会議の承認を得なければならない。

第5条〔共和国間経済委員会・連邦諸機関〕

国民経済の管理の調整、ならびに経済改革および社会政策の合意を得た実施のために、加盟諸共和国は対等の原理により共和国間経済委員会を設置する。同委員会の委員長は、ソ連邦国家評議会の同意を得てソ連邦大統領によって任命される。防衛、安全、法秩序および国際関係の諸問題を担当する全連邦諸機関の指導は、ソ連邦大統領およびソ連邦国家評議会によってなされる。

共和国間経済委員会および全連邦諸機関の長は、その活動について、ソ連邦

大統領、ソ連邦国家評議会およびソ連邦最高会議に報告義務を負う。

第6条〔ソ連邦人民代議員の地位〕

ソ連邦の全人民代議員は、ソ連邦最高会議およびその諸機関の活動への参加権を含め、その任期中その地位を維持する。

第7条〔新最高会議の招集〕

新しい構成員によるソ連邦最高会議の会期の最初の会議の招集は、1991年10月2日以前にソ連邦大統領によって行われる。

新しい構成員によるソ連邦最高会議の活動の開始までの期間は、現在のソ連邦最高会議の権限が維持され、その会期は院の議長が招集することができる。

第8条〔連邦憲法の効力〕

ソ連憲法の諸規定は、この法律に抵触しない限りにおいて効力を有する。

ソ連邦最高会議によって採択されるソ連憲法の改正は、すべての加盟共和国の最高立法機関によるその批准の後に発効する。

第9条〔発効〕

この法律はその公布の時から効力を有する。ただし第2条は新しく招集されるソ連邦最高会議の最初の会期の開会のときから発効する。

ソビエト社会主義共和国連邦大統領 エム・ゴルバチョフ

モスクワ、クレムリン、1991年9月5日

② 「ソ連邦大統領および加盟諸共和国最高指導者の共同声明ならびにソ連邦最高会議臨時会期の諸決定から帰結される諸措置について」のソ連邦人民代議員大会決定

1991年8月19～21日に企てられたクーアターの結果、主権国家間の新しい連邦関係形成の過程は脅威に晒された。現在の状況は、国内において、また諸外国との関係において、重大な結果に導く危険性がある。

陰謀の失敗と民主勢力の勝利は、反動派や民主的変革過程を抑制してきた勢

力に深刻な打撃を与えた。そのことによって、国の根本的変革および刷新の加速化のための歴史的チャンスが訪れた。

権力構造のこれ以上の崩壊を許さないために、ソ連邦人民代議員大会は、現在を、諸共和国の意思表示および諸人民の利益に基礎づけられた国家諸関係の新システム形成のための過渡期と宣言する。

ソ連邦人民代議員大会は次のように決定する。

1. ソ連邦大統領および加盟諸共和国最高指導者の共同声明、ならびにクーデターと関連して国に発生した状況に関するソ連邦最高会議の決定から帰結される諸提案に賛意を表明する。

2. 主権国家連邦条約の準備および調印を急ぐ。各主権国家は連邦への参加形態を自主的に決定することができる。新連邦は、国家の独立および領土保全、人および人民の権利の遵守、社会的正義ならびに民主主義の諸原則に基礎をおかなければならない。

3. 経済、貨幣・金融、科学技術協力、環境安全、市民の権利および自由の擁護について、ならびに統一軍および核その他の大量破壊兵器廠の統一的指揮の維持のもとでの集団的安全・防衛の諸原則についての共和国間の協定(条約)を策定し、締結する。

共和国間経済委員会は、遅滞なく経済同盟条約の策定および締結にとりかかるものとする。同条約は広く開かれており、それへの参加は連邦条約の調印を条件とするものではない。

4. ソ連邦大統領、ソ連邦最高会議およびソ連邦国家評議会は、権力および管理の継承性を保証し、民主的市民社会への平和的な秩序ある移行を保証するものとする。

5. 過渡期においては、軍備の縮小および統制、人権の擁護および対外的経済債務の諸問題を含め、ソ連邦の受け入れたすべての国際的協定および義務は、無条件で遵守されなければならない。

共和国が、国際法上の主体であることの承認および国連加盟の問題の審議を求めていることを支持する。

6. 国家のすべての機関、施設、組織および公務員は、過渡期において、ソ連憲法、人の権利および自由の宣言、ならびにソ連邦および共和国の法律によって宣言され保障された市民の権利および自由の遵守、出版・良心の自由、ならびに政党・労働組合および社会的結社の創設の権利を保障するものとする。

7. 諸共和国によって採択された主権宣言および独立に関する文書を尊重するとともに、新連邦への加入を拒否することを決定した共和国による独立の獲得のためには、分離に伴う諸問題全体の解決のためにソ連邦と交渉を行うこと、また核拡散防止条約、全欧安保協力会議最終文書、および個人の権利および自由を保障するものを含めその他の重要な国際的条約および協定に直ちに参加することが必要であることを強調する。

ソ連邦人民代議員大会

モスクワ、クレムリン、1991年9月5日